

# 和歌山県 こども計画

こどもや若者が  
「まんなか」になる社会に向けて







## こどもや若者が 「まんなか」になる社会に向けて

和歌山県の次代を担うこどもや若者が、夢と希望をもって、心豊かに健やかに成長することは、こどもや若者の幸福追求に欠かせません。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行や家族形態の多様化、各分野でのデジタル化の進行等により、こどもや若者を取り巻く環境は大きく変化しており、不登校、ニートやひきこもり、児童虐待やいじめなど、こどもや若者をめぐる問題は深刻さを増しています。

このような状況の中、国において、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にこども大綱が閣議決定されました。県では、これを踏まえ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもや若者に関する計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めた「和歌山県こども計画」を策定いたしました。

本計画では、全てのこどもや若者が自己的人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、「こどもまんなか社会」を実現することを基本理念として掲げ、こども施策を推進することとしています。

計画の推進にあたっては、教育委員会や警察本部を含めた県の関係部局はもちろんのこと、市町村や企業、様々な民間組織とも連携、協力し、一体となって取り組んでまいります。県民の皆様には、本計画の趣旨を御理解の上、こどもや若者の育成支援について、それぞれの立場から一層の御協力をよろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただきました多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

和歌山県知事 岸 本周 平

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって 1

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格及び位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画推進体制等	3
(1) 計画推進体制の整備	3
(2) 取組の評価及び検証	3
(3) 計画の見直し	3
(4) 計画推進の協調	3
ア 県民の努力	3
イ 事業主の努力	3
5 本計画における用語の定義、こどもの表記	4
(1) 用語の定義	4
(2) こどもの表記	4

## 第2章 計画策定の背景 5

1 こども、若者や子育てを取り巻く現状	6
(1) こども、若者の精神的幸福度	6
(2) こどもの人権意識	8
(3) 社会の情勢	10
(4) こどもの学力と体力	15
(5) こどもの発達環境	17
(6) 子育て環境	25
2 前計画及び統合前計画の取組状況	27
(1) 紀州っ子健やかプラン	27
(2) 県子供・若者計画	27
(3) 県子供の貧困対策計画	27
(4) 県子ども虐待防止基本計画	28
(5) 県社会的養育推進計画(前期)	28
3 現状の打破に向けて	28

## 第3章 基本理念及び基本方針

29

1 基本理念	30
2 基本方針	30
(1) こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進	30
(2) こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援	30
(3) 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保	31
(4) 社会全体でこども、若者や子育てを支援	31
(5) 妊娠、出産、子育ての希望を実現	31

## 第4章 基本方針に基づく取組の方向性と展開する施策

33

和歌山県こども計画 体系図	34
1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進	36
(1) こどもや若者の人権意識の向上	36
ア 現状と課題	36
イ 展開する施策	36
(2) こどもや若者の意見表明と社会参画	37
ア 現状と課題	37
イ 展開する施策	39
2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援	40
(1) こどもや若者の成育環境の整備	40
ア 現状と課題	40
イ 展開する施策	40
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	44
ア 現状と課題	44
イ 展開する施策	45
(3) こどもや若者の安全、安心を確保	46
ア 現状と課題	46
イ 展開する施策	47
3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保	49
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	49
ア 現状と課題	49
イ 展開する施策	55
(2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援	56
ア 現状と課題	56
イ 展開する施策	59
(3) 障害等のあるこどもや若者への支援	61
ア 現状と課題	61
イ 展開する施策	62

(4) 児童虐待防止対策の強化	65
ア 現状と課題	65
イ 展開する施策	66
(5) 社会的養育の推進	69
ア 現状と課題	69
イ 展開する施策	70
(6) 特に配慮が必要な子どもや若者への支援	73
ア 現状と課題	73
イ 展開する施策	74
<b>4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援</b>	<b>77</b>
(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり	77
ア 現状と課題	77
イ 展開する施策	77
(2) 子ども、若者や子育てに関わる人への支援	79
ア 現状と課題	79
イ 展開する施策	79
(3) 子ども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	81
ア 現状と課題	81
イ 展開する施策	82
<b>5 妊娠、出産、育児の希望を実現</b>	<b>83</b>
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	83
ア 現状と課題	83
イ 展開する施策	85
(2) 就労支援等による経済基盤の安定	87
ア 現状と課題	87
イ 展開する施策	87
(3) 多様で柔軟な働き方の推進	88
ア 現状と課題	88
イ 展開する施策	94

## 資料

95

教育、保育の量の見込み	96
乳児等通園支援の量の見込み数	111
代替養育を必要とする児童数の見込み	117
施策一覧	124
数値目標	138
指 標	141
委員一覧	142
和歌山県子ども計画に係る意見聴取の状況	144

## 第1章

---

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、こども基本法第9条に基づき同年12月22日に「こども大綱」が閣議決定されました。

本県においても、こどもまんなか社会の実現に向け、総合的かつ一体的にこども施策を強力に進めるため、従前からのこどもに関する5つの計画、紀州っ子健やかプラン、子供・若者計画、子供の貧困対策推進計画、子ども虐待防止基本計画、社会的養育推進計画を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や取組の方向性等を定めたこども計画を策定します。

## 2 計画の性格及び位置付け

この計画は、こども基本法第10条第1項に基づき定める計画です。また、令和7年度に策定予定の「和歌山県総合計画」を推進する計画であるとともに、以下の計画としても位置付けます。

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ② こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- ③ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ④ 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ⑤ 和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画
- ⑥ 都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく社会的養育推進計画
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画
- ⑧ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく成育医療等に関する計画

なお、この計画は「和歌山県人権施策基本方針」、「和歌山県地域福祉推進計画」、「和歌山県保健医療計画」、「和歌山県健康増進計画」、「紀の国障害者プラン」、「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県教育振興基本計画」、その他の関連計画等との調和と連携を図り推進します。

### 3 計画期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

### 4 計画推進体制等

#### (1) 計画推進体制の整備

県こども施策審議会、同会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県こどもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議等から意見を聴き、庁内各部局が一体となりこども施策を推進します。

また、国や市町村、民間機関等と緊密な連携を図り、こども施策を推進します。

#### (2) 取組の評価及び検証

評価及び検証は、県こども施策審議会子育て支援部会、県青少年問題協議会、県子どもを虐待から守る審議会、県こどもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議において、それぞれの分野のKPI※1の進捗状況等に基づく本計画の推進状況を調査審議し、PDCA※2サイクルにより継続的に計画を推進し、その評価及び検証を踏まえEBPM※3の観点から施策を実施します。

また、県こども施策審議会において、取組の評価及び検証を統括し、毎年度、目標指標の進捗を県民のみなさんに分かりやすく公表します。

#### (3) 計画の見直し

県内の情勢や取組の評価及び検証等を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

#### (4) 計画推進の協調

##### ア 県民の努力

こども施策について関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施することも施策に協力します。

##### イ 事業主の努力

労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、雇用環境の整備に努めます。

※1：[KPI] Key Performance Indicatorの略称。最終的な目標を達成するための中間目標

※2：[PDCA] Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返し、業務品質を高める

※3：[EBPM] Evidence Based Policy Makingの略称。政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づくものとする

## 5 計画における用語の定義、こどもの表記

### (1) 用語の定義

- こども：心身の発達の過程にある者
- 若者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者
- 青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
- ポスト青年期：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質や能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。また、個々の施策においてそれぞれ対象となる範囲は異なります。

### (2) こどもの表記

こどもの表記について、本計画では、法律や資料の引用元で使用されている場合等、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合を除き、原則として「こども」と表記します。

## 第2章

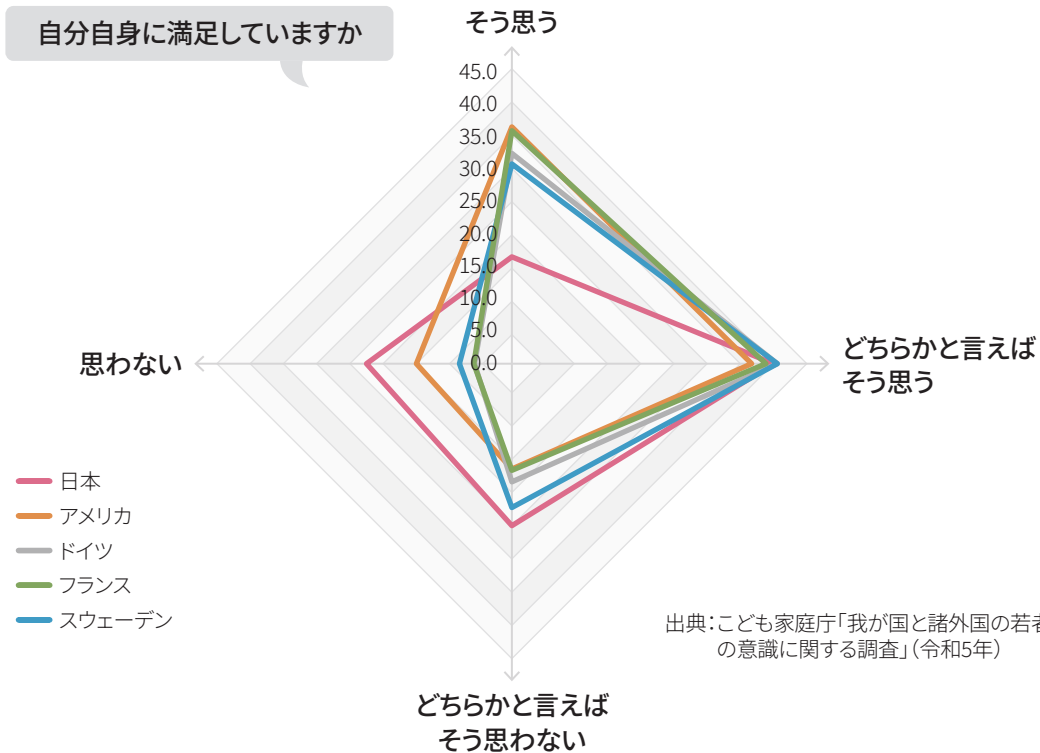
---

### 計画策定の背景

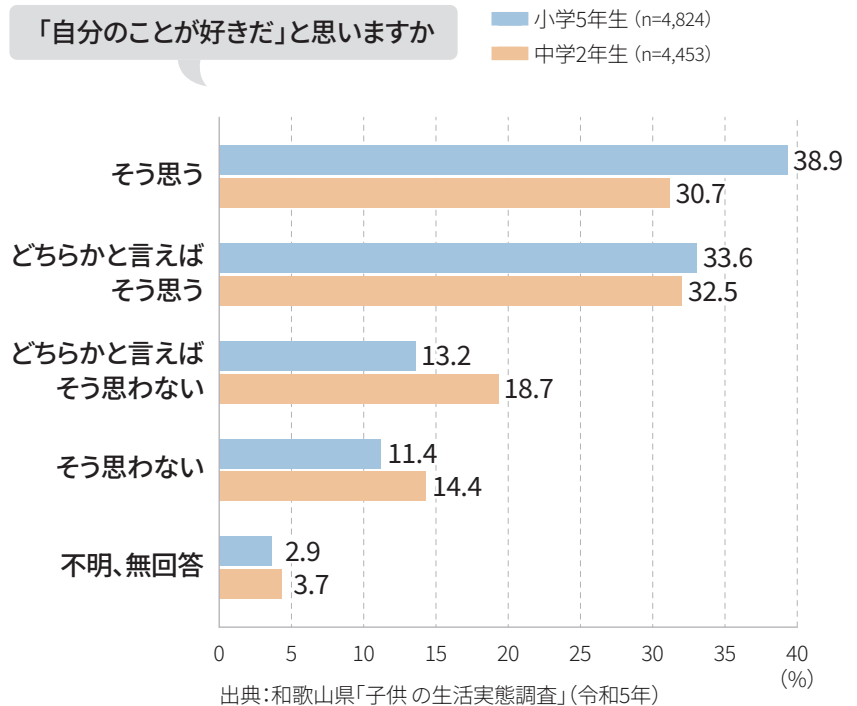
# 1 こども、若者や子育てを取り巻く現状

## (1) こども、若者の精神的幸福度

日本のこども、若者は、諸外国の若者と比べて自分自身に満足している者の割合が低くなっています。

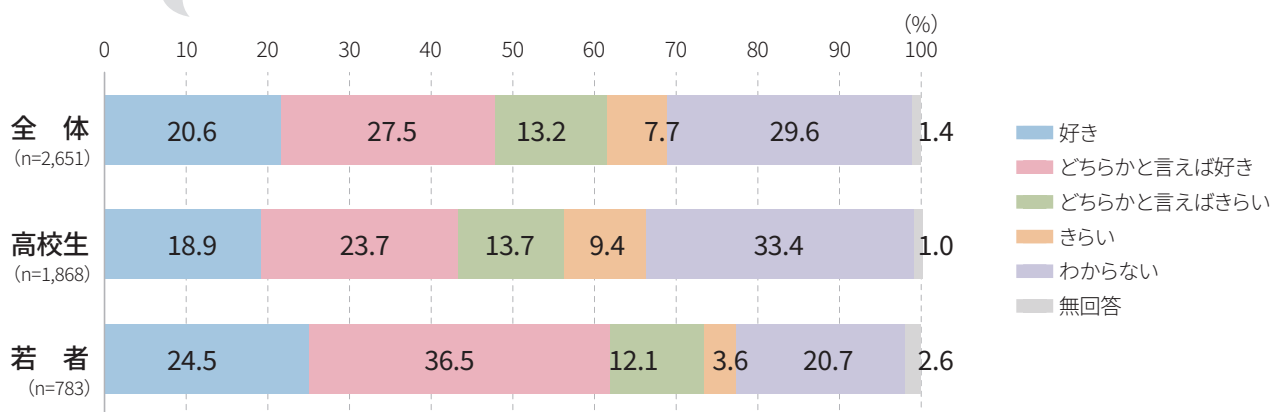


本県の小学5年生と中学2年生に対し行った調査では、「自分のことが好きか」との質問に対し、「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と回答した小学5年生は24.6%、中学2年生は33.2%でした。



本県の高校生と18歳から39歳の県内在住者に対し行った調査では、「自分のことが好きか」との質問に対し、全体では、「わからない」が29.6%と最も高くなっています。高校生は「わからない」が33.4%で最も高く、「どちらかと言えばきれい」「きれい」の割合が全体及び若者に比べ高くなっています。

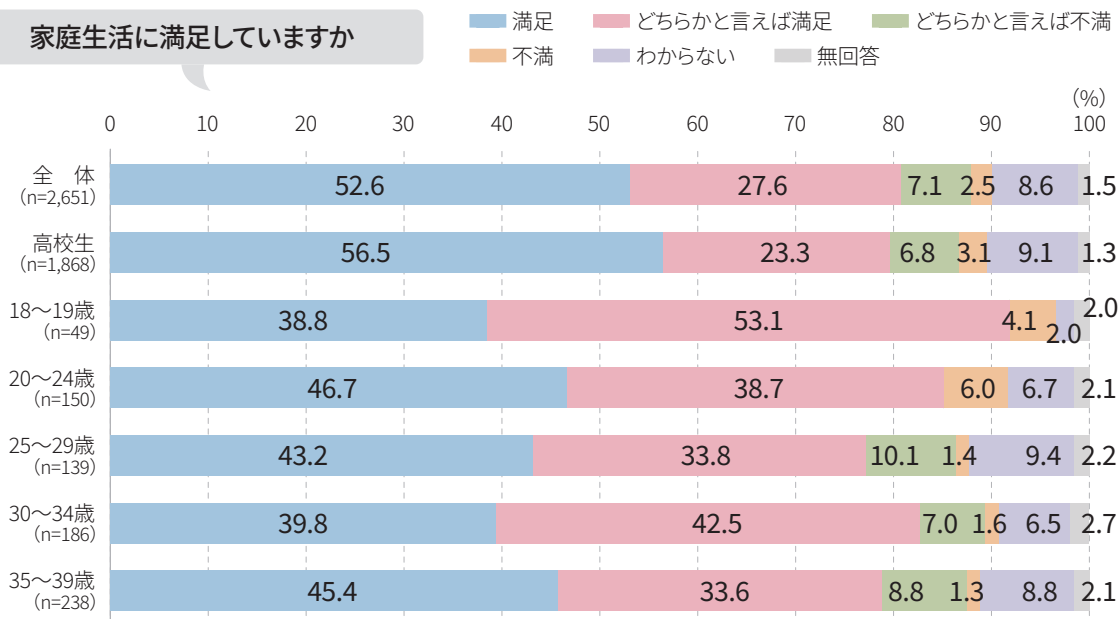
### 自分のことが好きですか



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

「家庭生活に満足していますか」の質問に対し、18～19歳では「満足」「どちらかと言えば満足」が91.9%と他の年代と比べて高く、25～29歳では「不満」「どちらかと言えば不満」が11.5%で他の年代と比べて高くなっています。高校生では「満足」「どちらかと言えば満足」が79.8%となっています。

### 家庭生活に満足していますか

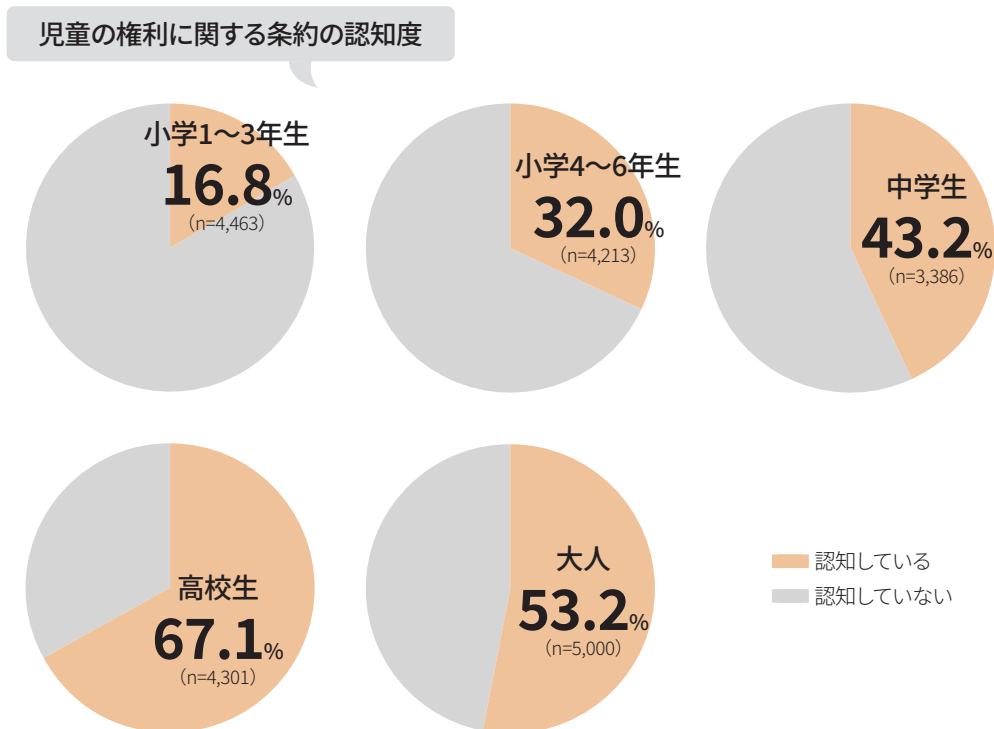


(年齢別のn値は無回答者を除いた数)

出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

## (2) こどもの人権意識

児童の権利に関する条約<sup>※4</sup>は、低年齢になるほど認知されておらず、こどもが自身の人権について自覚していないおそれがあります。児童の権利に関する条約は、大人も約半数が認知していません。



出典：こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」(令和5年)

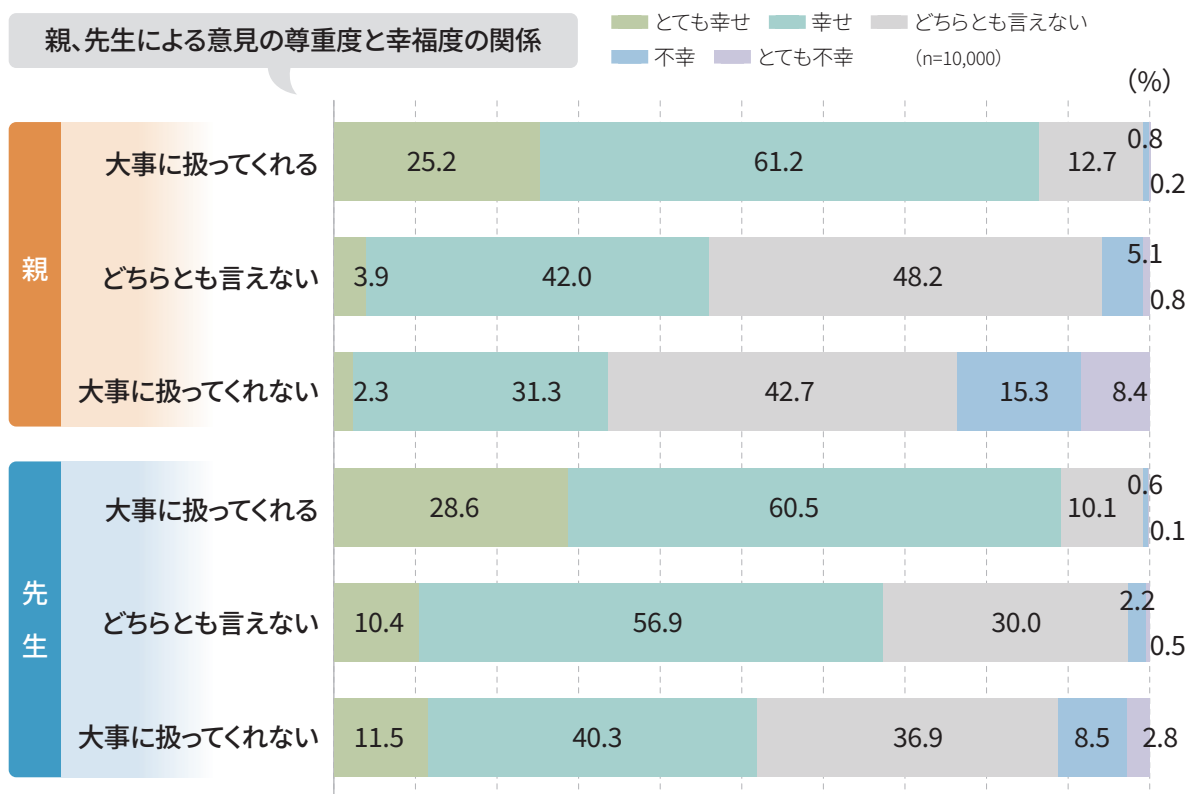
県が実施したモニター調査<sup>※5</sup>で、小学3年生以下に、「大人に意見を聞いてもらえることはこどもの権利であることを知っているか」を調査したところ、「知っている」が27.2% (22名)、「こどもの権利という言葉だけは聞いたことがある」が4.2% (5名)、「知らない」が72.9% (86名)となりました。また、小学4年生以上に、「児童の権利に関する条約について内容を知っているか」を調査したところ、「よく知っている」が4.8% (14名)、「知っている」が15.4% (45名)、「言葉だけ聞いたことがある」が31.4% (92名)、「知らない」が48.5% (142名)となりました。本県においても、全国と同じ傾向にあると言えます。

※4：児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもので、日本は平成6年に批准

※5：県で、令和6年7月から9月にかけ2回にわたり小学1年生から20代若者を対象にアンケート調査を実施  
モニター登録者数は小学3年生以下が177人、小学4年生以上が582人。延べ785人が回答

自分の意見を大事に扱ってもらうことと幸福度には相関関係が認められ、自分の意見が尊重されていると感じているこどもは、幸福度が高い傾向にあります。

また、こどもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じている傾向にあります。



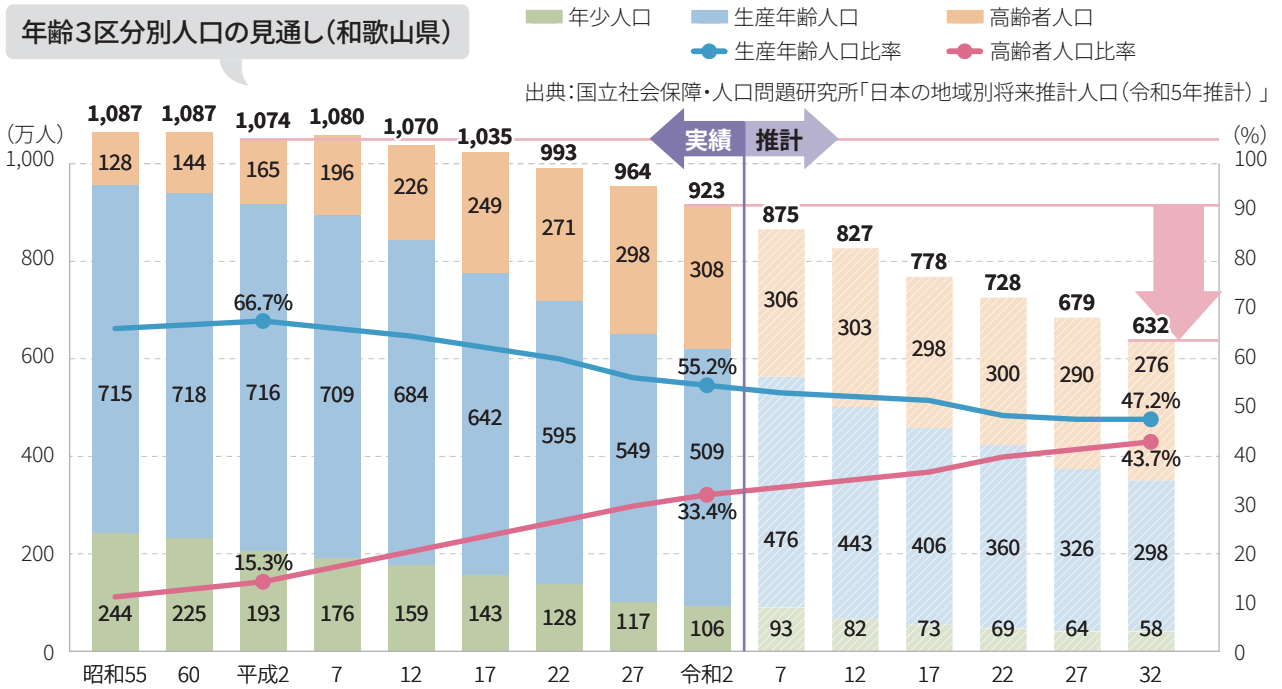
出典：公益財団法人日本財団「こども1万人意識調査」(令和5年)

モニター調査で、「大人が意見を聞いていると感じるか」について調査したところ、小学3年生以下では「聞いてくれている」が83.9% (99名)、「どちらでもない」が14.4% (17名)、「聞いてくれない」が1.7% (2名) となりました。また小学4年生以上では「聞いてくれている」が64.8% (190名)、「どちらでもない」が23.2% (68名)、「聞いてくれない」が9.2% (27名) となりました。ヒアリング調査<sup>※6</sup>では、「話を全部聞いてくれない」(小学生)、「話を最後まで聞いてくれないと言いたくない」(中学生)、「反論されてしまう」(高校生)、「意見を言っても意味が無いと思う」(大学生)といった声がありました。

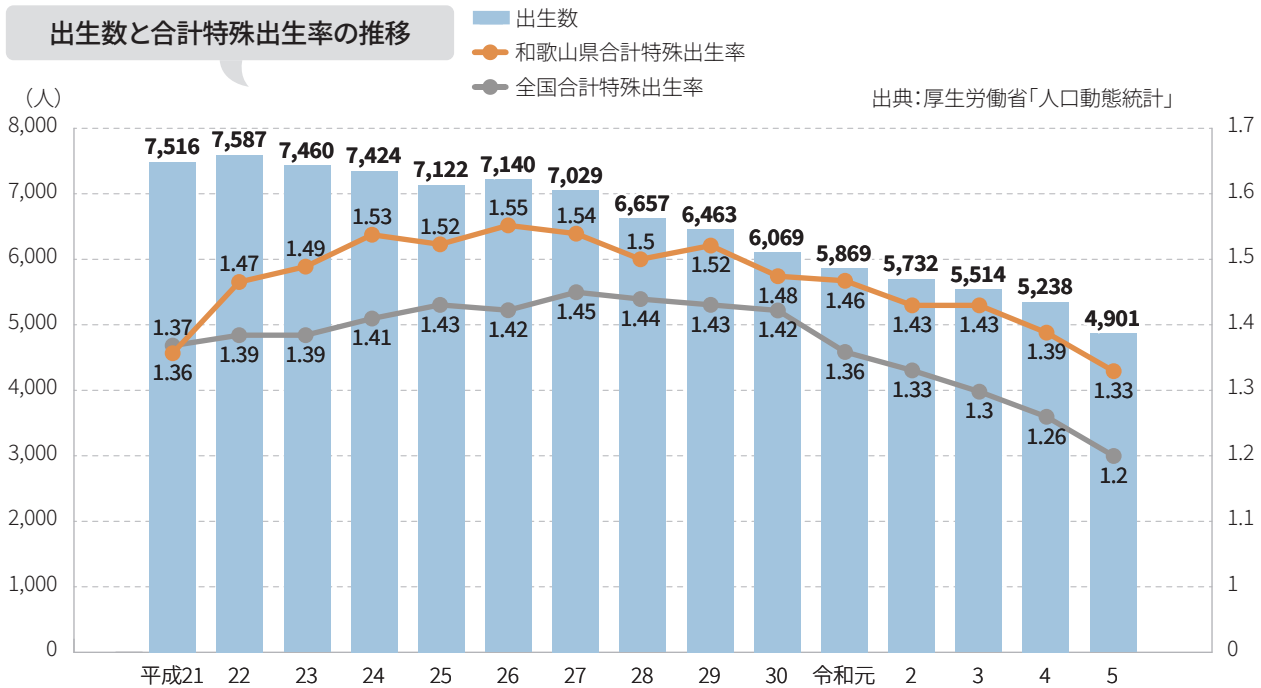
※6：県で、令和6年8月から12月にかけて、保育所や認定こども園の園児、小中高等学校の児童生徒、青少年団体、子育て当事者等、計490名に対しヒアリング調査を実施

### (3) 社会の情勢

本県においては、未婚化、晩婚化の進行などで、こどもの数の減少に歯止めがかかっていません。

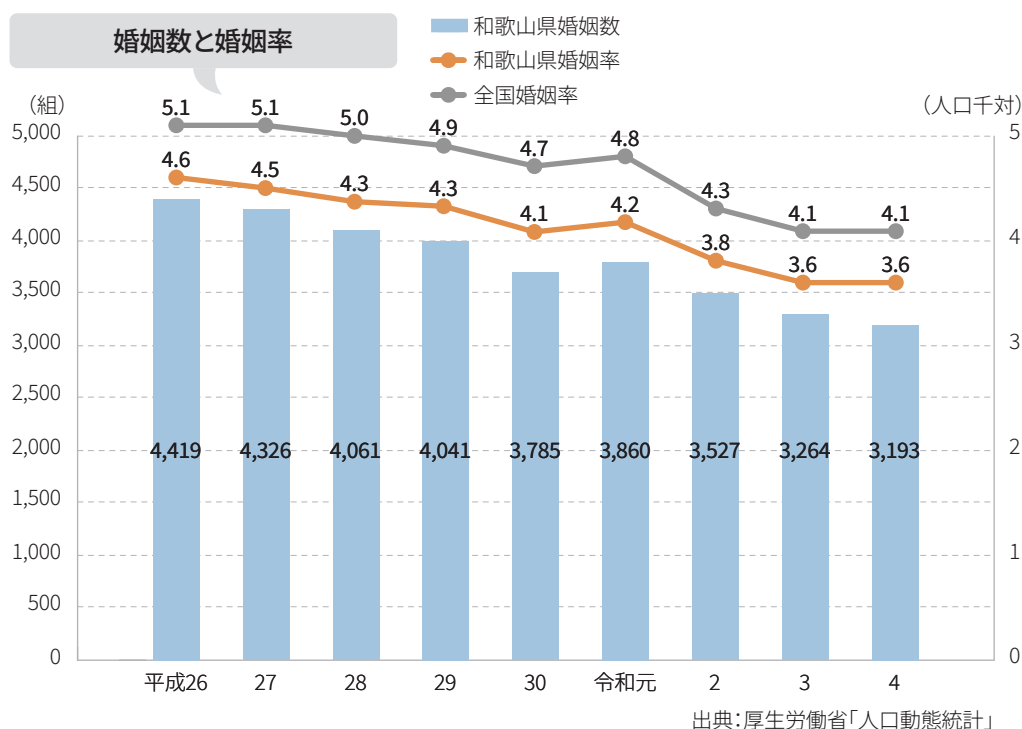


本県の出生数は減少傾向であり、令和5年の出生数は4,901人でした。合計特殊出生率※7は全国に比べ高くはなっていますが、減少傾向です。

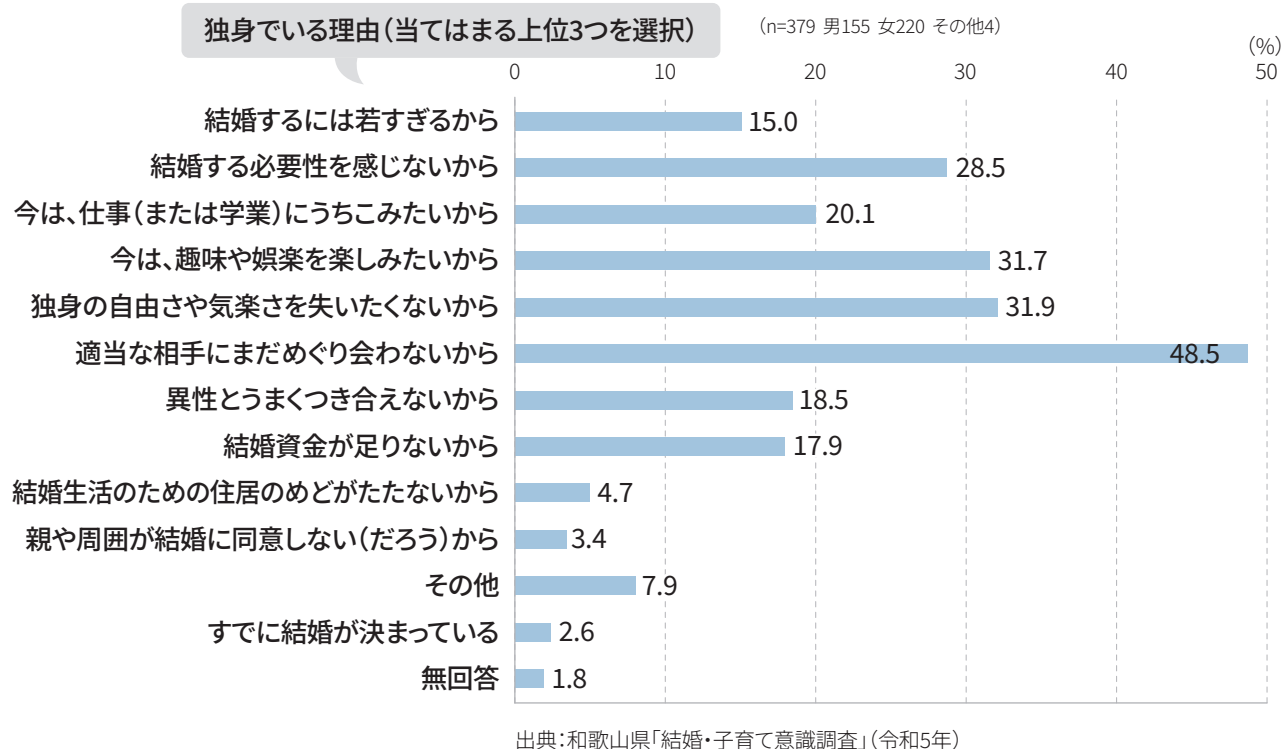


※7：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの  
一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときのこどもの数に相当する

本県の婚姻数は減少傾向で、婚姻率※8は全国に比べ低くなっています。

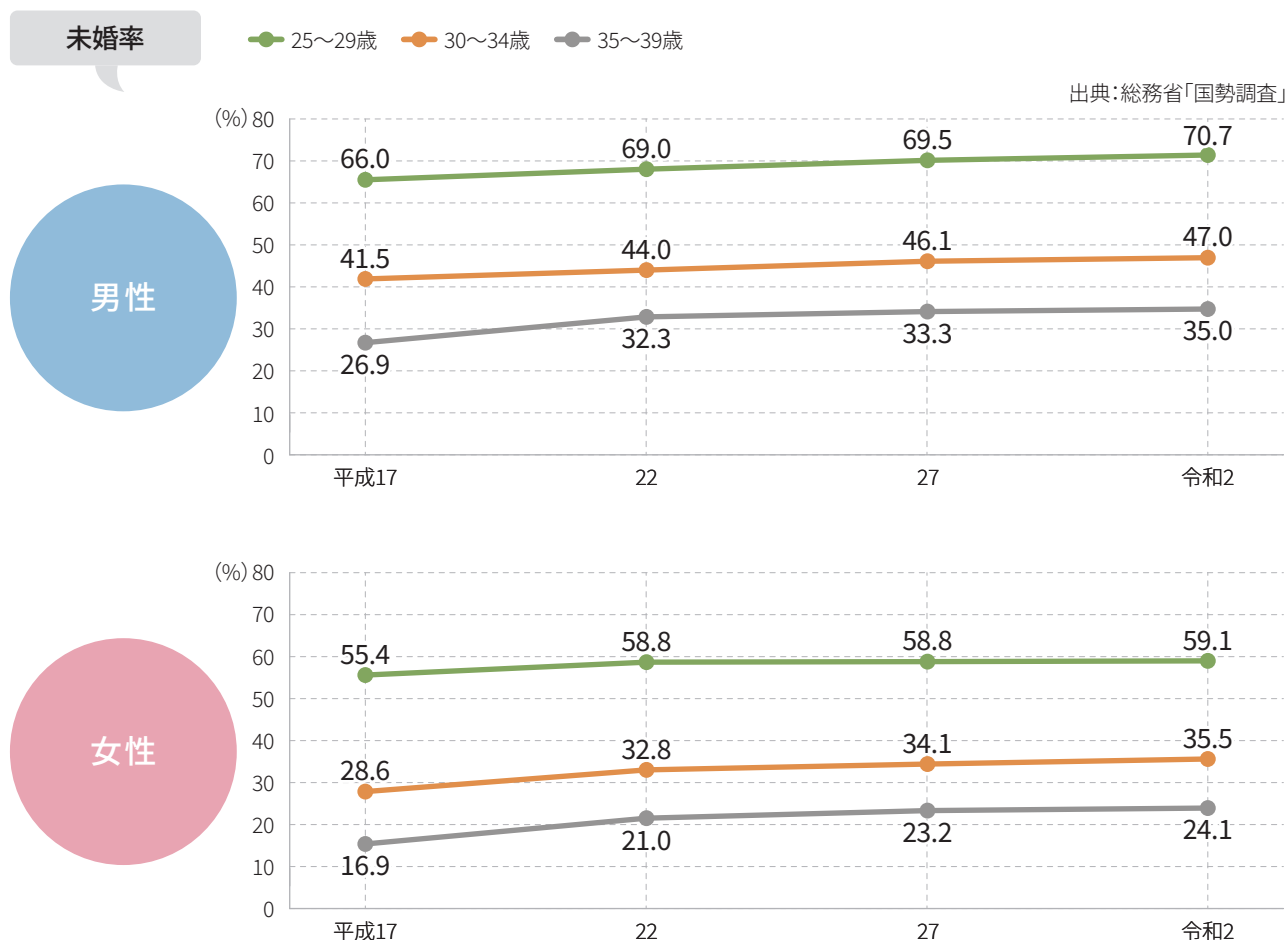


現在独身でいる理由について、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が48.5%で、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」が31.9%、「今は趣味や娯楽を楽しみたいから」が31.7%となりました。また、「結婚する必要性を感じないから」が28.5%となりました。

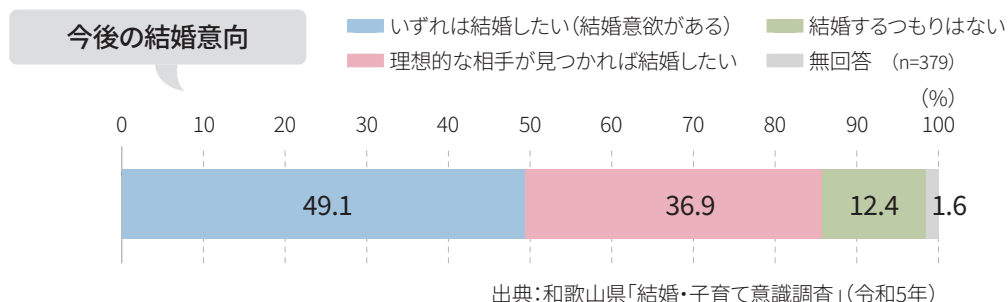


※8：人口千人に対する婚姻件数の割合

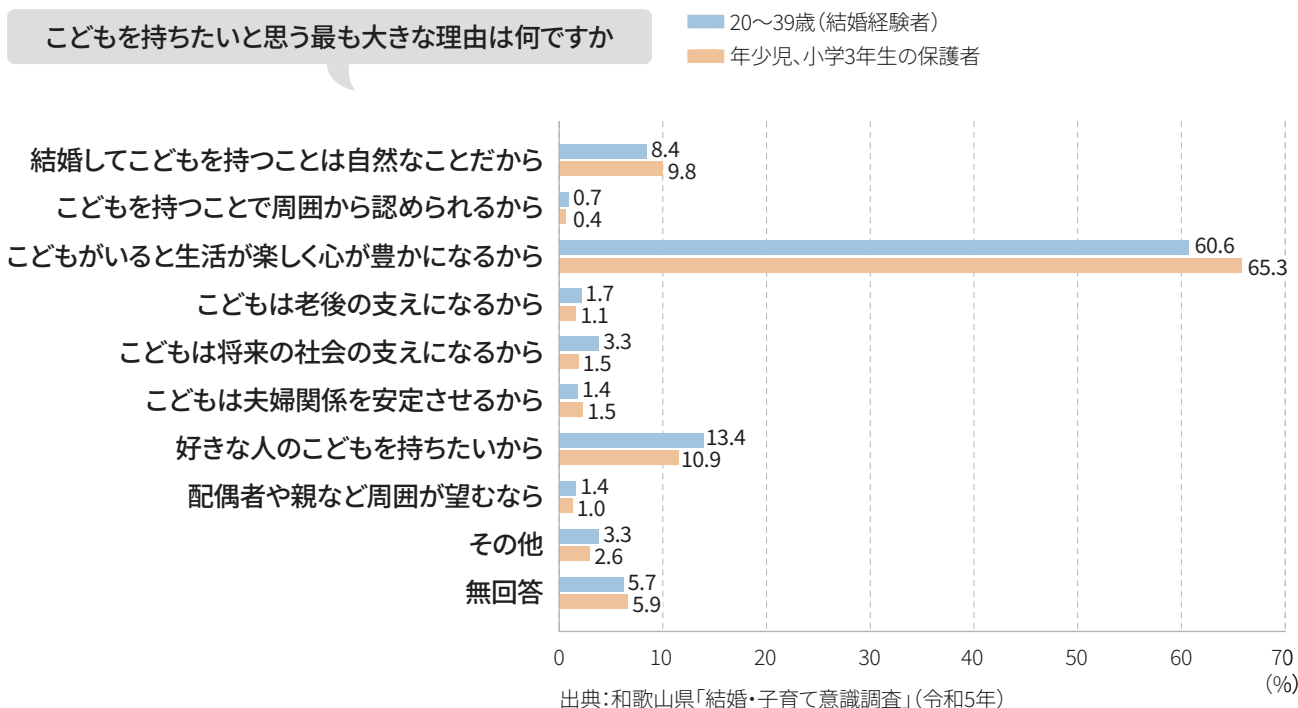
本県の未婚率は男女とも、全ての年代において上昇しています。特に平成27年から令和2年の5年間で、男性は35～39歳で1.7ポイント、女性は30～34歳で1.4ポイントと最も上昇しています。



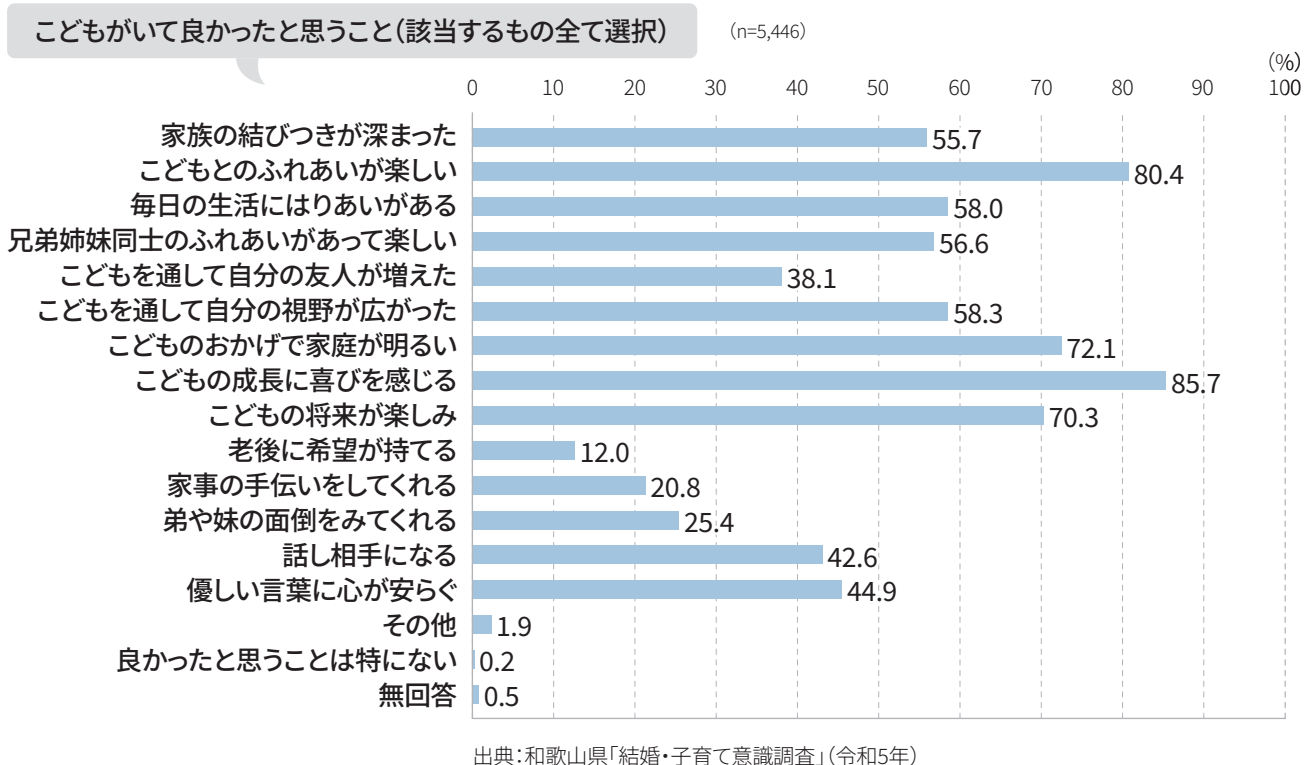
今後の結婚意向について、「いずれは結婚したい(結婚意欲がある)」が49.1%、「理想的な相手が見つければ結婚したい」が36.9%で、その合計は86%ですが、「結婚するつもりはない」も12.4%となっています。



子どもを持ちたいと思う最も大きな理由について、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最も高くなっています。

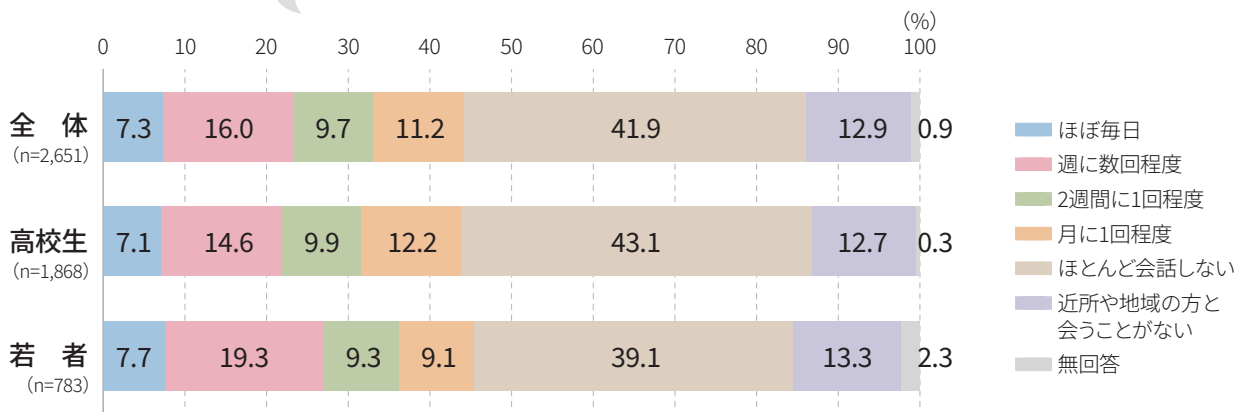


子どもがいて良かったと思うことについて、「子どもの成長に喜びを感じる」が85.7%と最も高く、次いで「子どもとのふれあいが楽しい」が80.4%、「子どものおかげで家庭が明るい」が72.1%となっています。

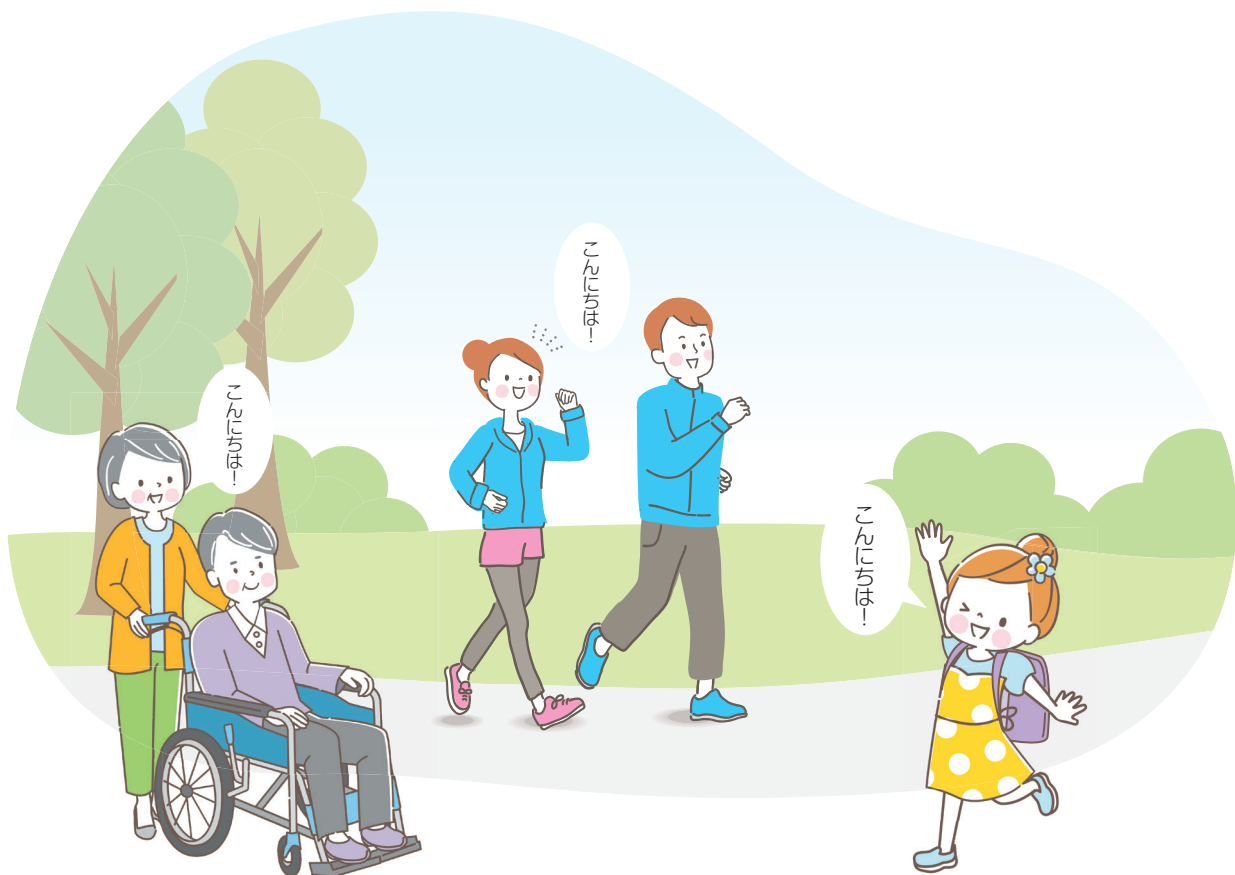


高校生と若者が近所の方や住んでいる地域の方と会話をする頻度は、「ほとんど会話しない」が41.9%と最も高くなっており、地域との関わりが薄い様子がうかがえます。県のモニター調査では、交流ができる場を求める声がありました。

近所の方や住んでいる地域の方との会話の頻度



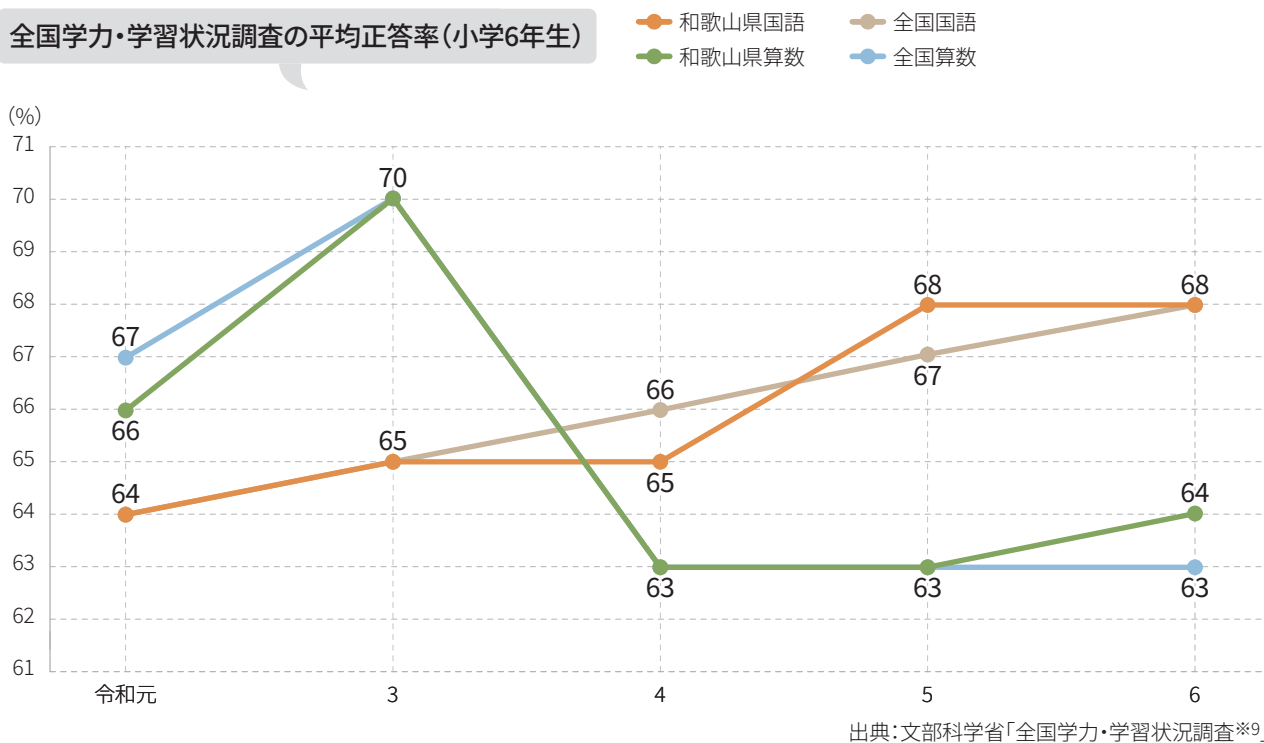
出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)



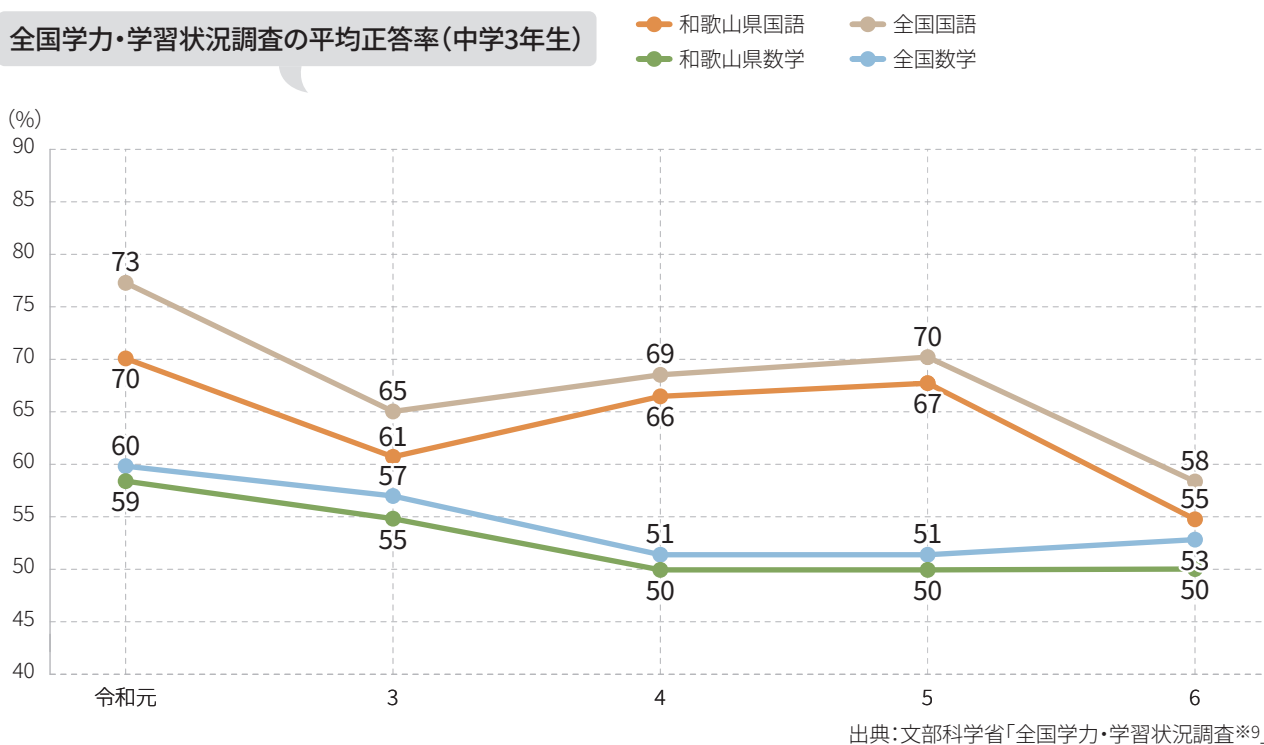
#### (4) こどもの学力と体力

本県の小学生の学力は概ね全国平均に近くなっていますが、中学生の学力は全国平均を下回っています。体力については近年、全国平均を上回っている状況です。

全国学力・学習状況調査の平均正答率(小学6年生)



全国学力・学習状況調査の平均正答率(中学3年生)



※9：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

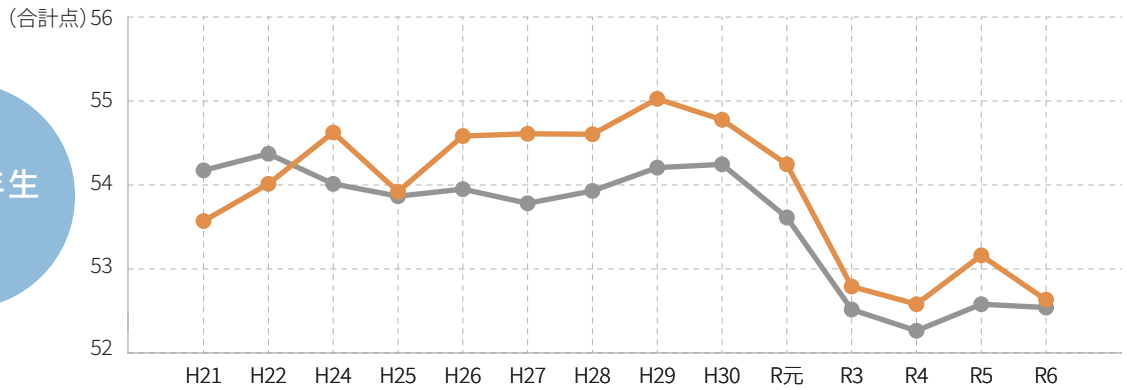
全国体力・運動能力、運動習慣等調査

和歌山県(公立)

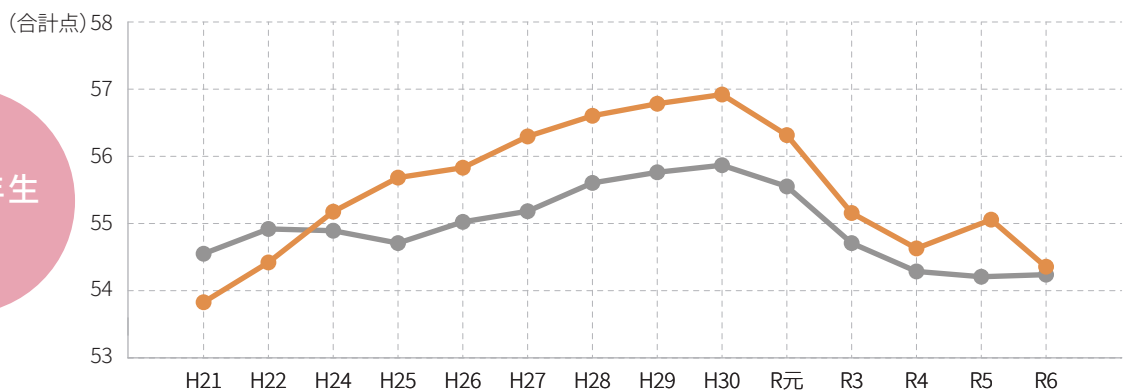
全国

出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」※10

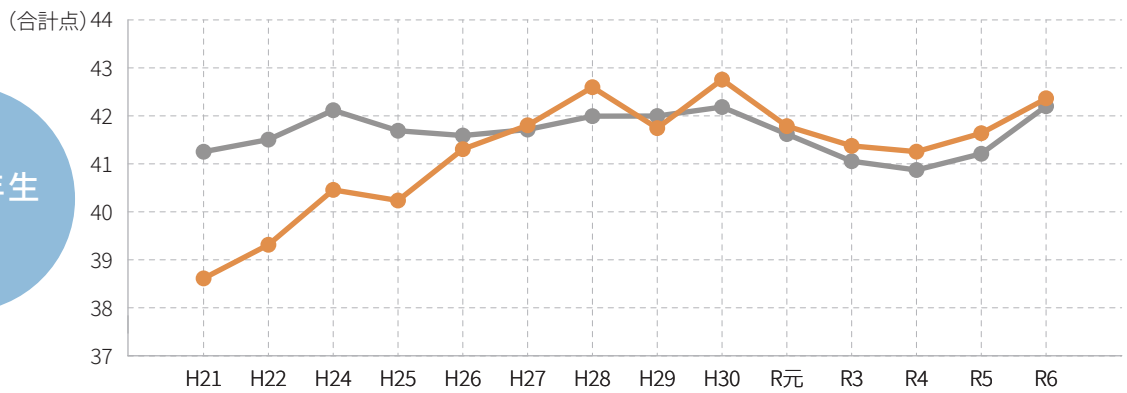
小学5年生  
男子



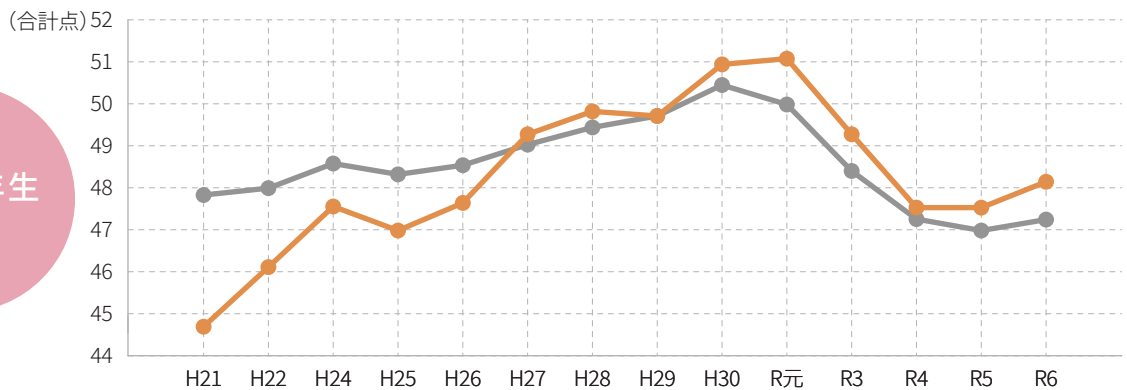
小学5年生  
女子



中学2年生  
男子



中学2年生  
女子



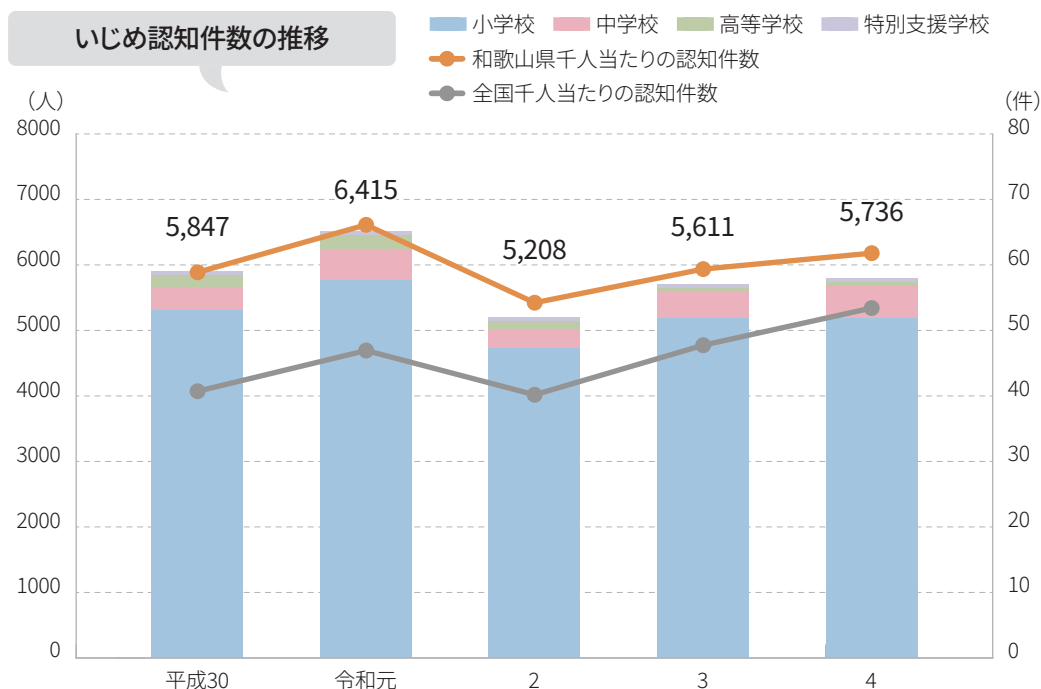
合計点:50m走等、8項目の実技テストの合計点(1項目10点の80点満点)

※10：令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施は見送り

## (5) こどもの発達環境

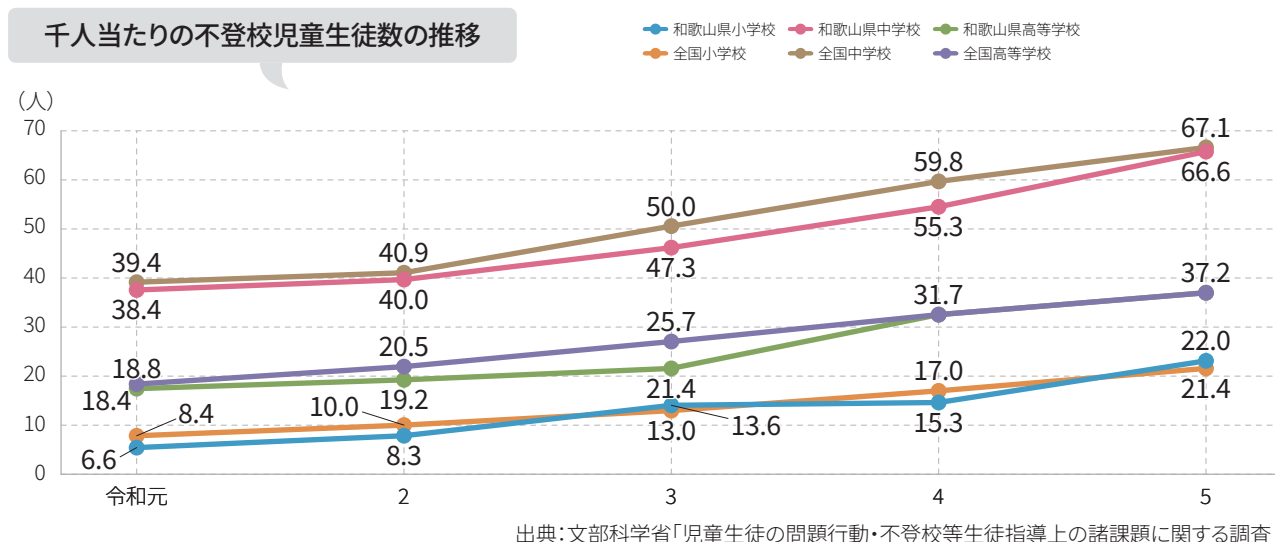
いじめ、不登校、貧困、児童虐待、ヤングケアラー※11がいることなど、こどもを取り巻く様々な課題は深刻で、こどもが安全に安心して発達できる環境を整える必要性は高い状況にあります。

いじめの認知件数は、コロナ禍で一時減少しましたが、再び増加してきています。本県の認知件数は、些細な兆候を見逃さないことを心掛けていることもあり、全国に比べ高くなっています。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

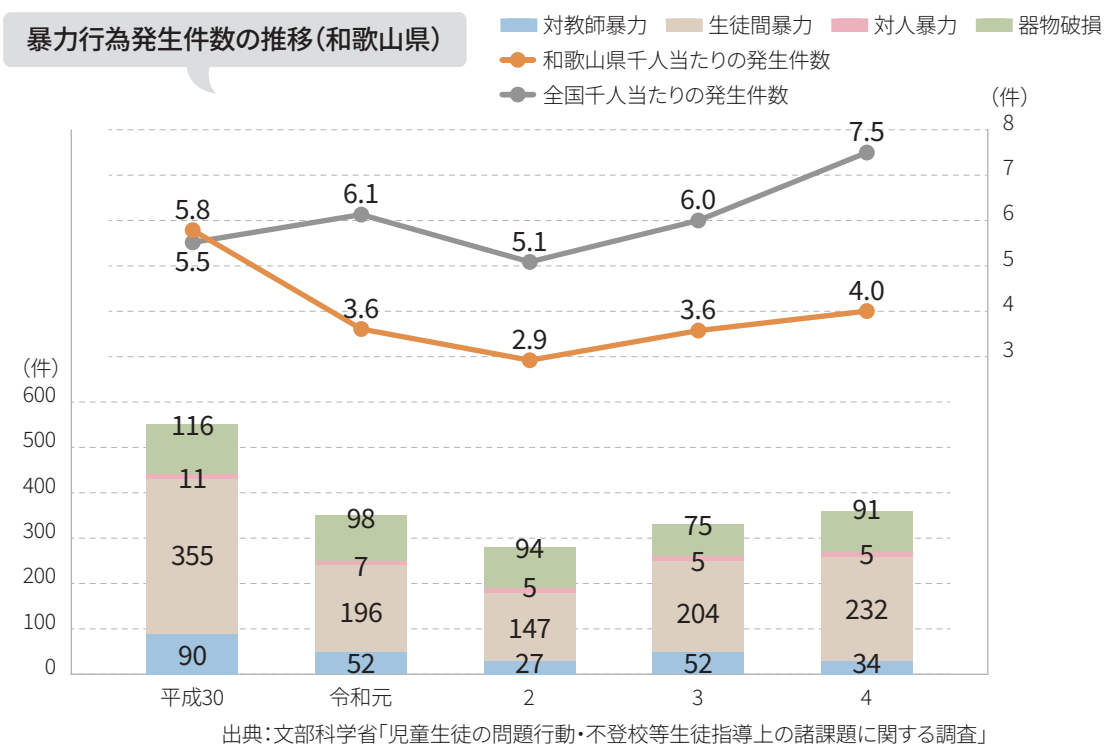
不登校児童生徒は年々増加傾向にあります。令和5年度における県内公立校の不登校の児童生徒数は、小、中、高等学校合わせて2,945人となっています。



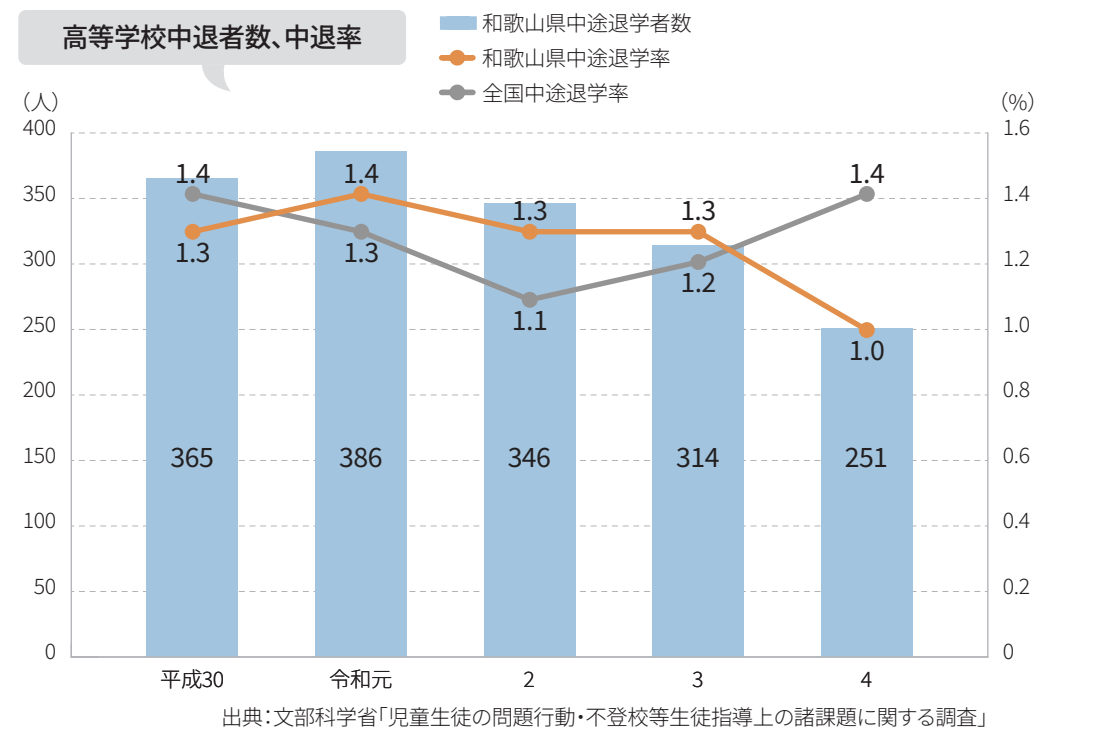
出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

※11：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもや若者

本県の国公私立小、中、高等学校における令和4年度の学校内外の暴力行為発生件数は、児童生徒千人当たり4.0件で、全国より低い状況です。



本県の高等学校中途退学者数は近年、減少傾向で令和4年度は251人です。高等学校中退率は令和4年度に1.0%となり全国平均を下回りました。

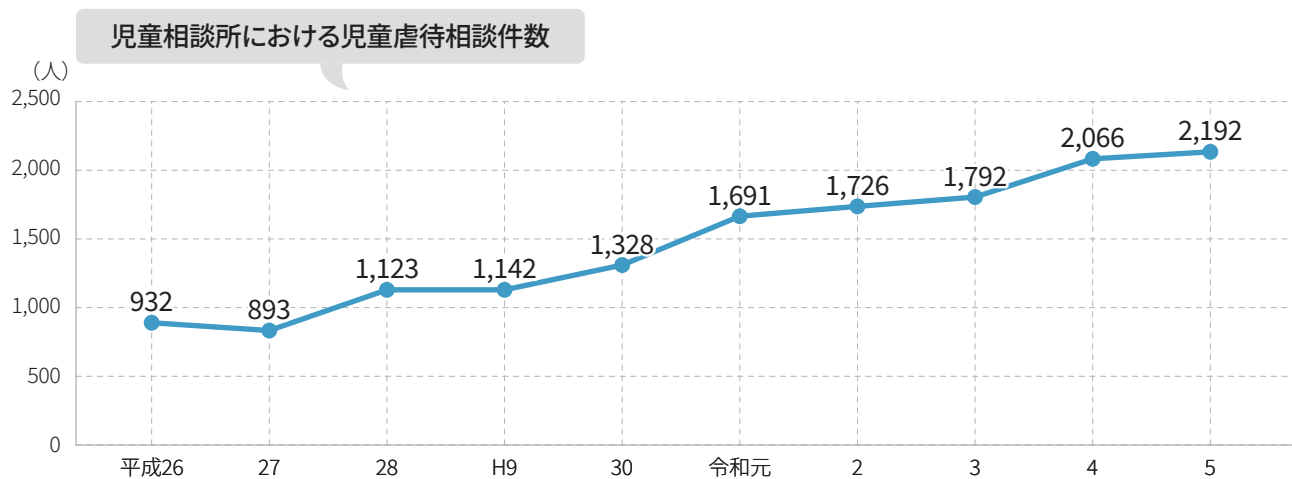


本県の子育て世帯の所得について、所得の中央値<sup>※12</sup>の2分の1<sup>※13</sup>未満の所得の世帯(所得段階Ⅲ)は10.7%となっており、約10人に1人は相対的貧困<sup>※14</sup>状態にあります。

	所得の範囲	件数	%	%(判定不能を除く)
所得段階Ⅰ(中央値以上)	245万円以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ(中央値の2分の1以上)	123～245万円未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ(中央値の2分の1未満)	123万円未満	897	9.7	10.7
判定不能		932	10.0	—

出典:和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

本県の児童相談所への虐待相談件数は年々増加し、令和5年度は、児童虐待防止法が施行された平成12年度の160件から約14倍の2,192件となっています。



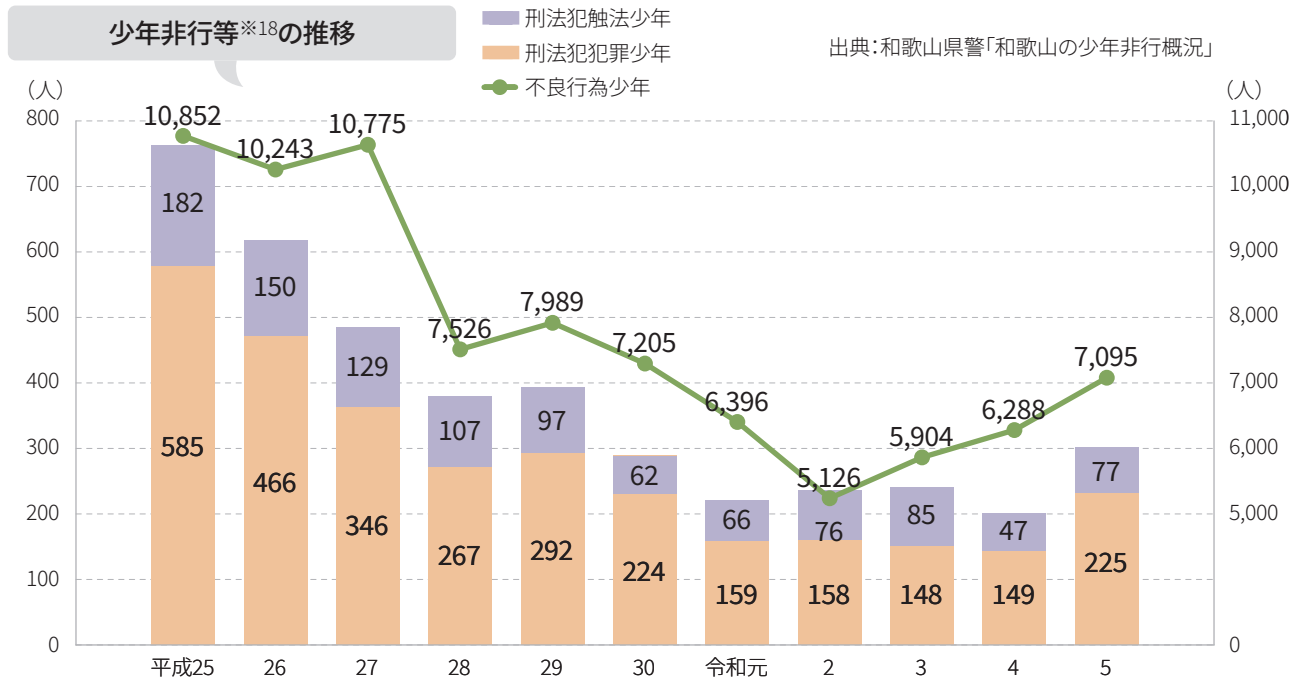
出典:和歌山県「和歌山県内における児童虐待相談の状況」

※12: 数値を小さいほうから順に並べたときに真ん中に位置する値

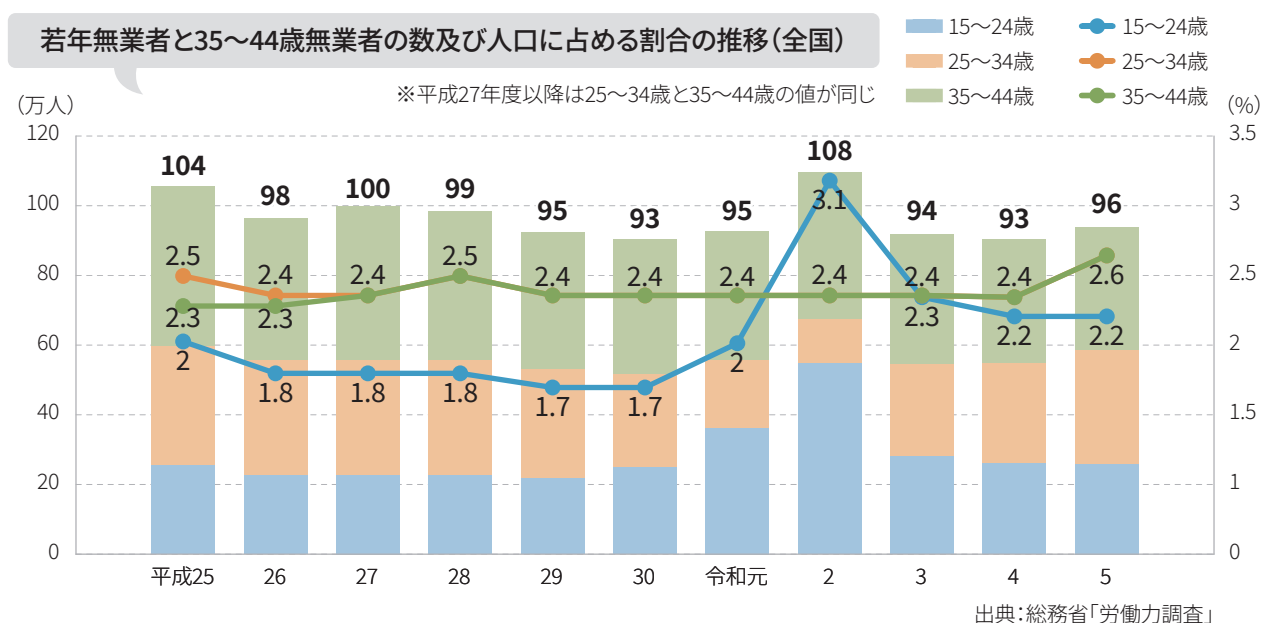
※13: 等価可処分所得の中央値の半分の値を「貧困線」という

※14: 貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないこと

本県の刑法犯犯罪少年<sup>※15</sup>と刑法犯触法少年<sup>※16</sup>の人数は、令和5年に302人となり、前年に比べ106人増となっています。不良行為<sup>※17</sup>少年の件数は、令和3年から増加に転じ、令和5年は7,095件となっています。



令和5年度においてニート<sup>※19</sup>は微増しています。15～24歳のニートはコロナ禍からは減少しましたが、その後もコロナ禍前よりは高い傾向で推移しています。



※15：14歳以上の犯罪行為をした少年

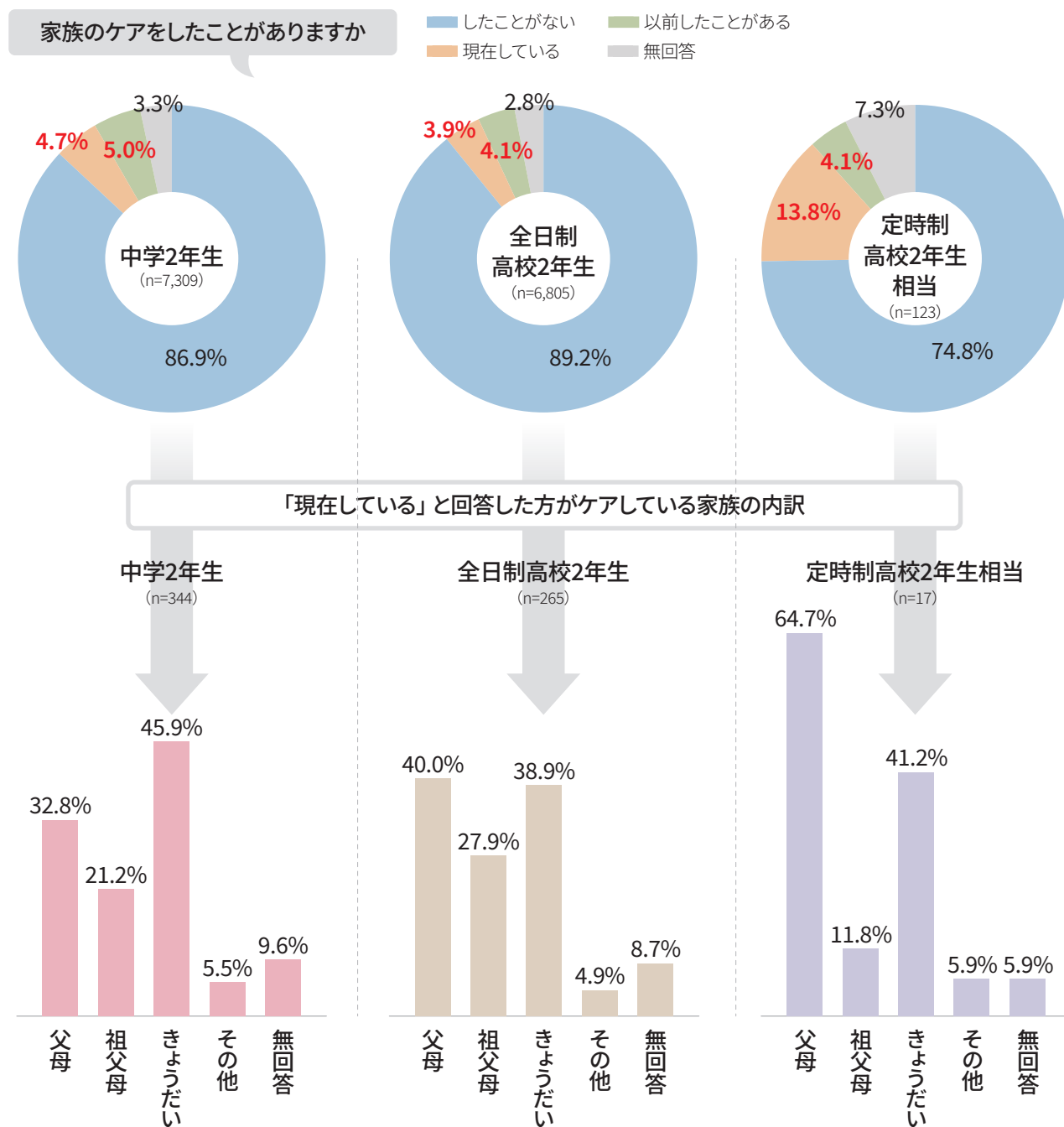
※16：14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

※17：犯罪少年、触法少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の特性を害する行為

※18：犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年(将来犯罪、触法行為をするおそれのある少年)の総称

※19：15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人(総務省統計局が実施する労働力調査の定義)

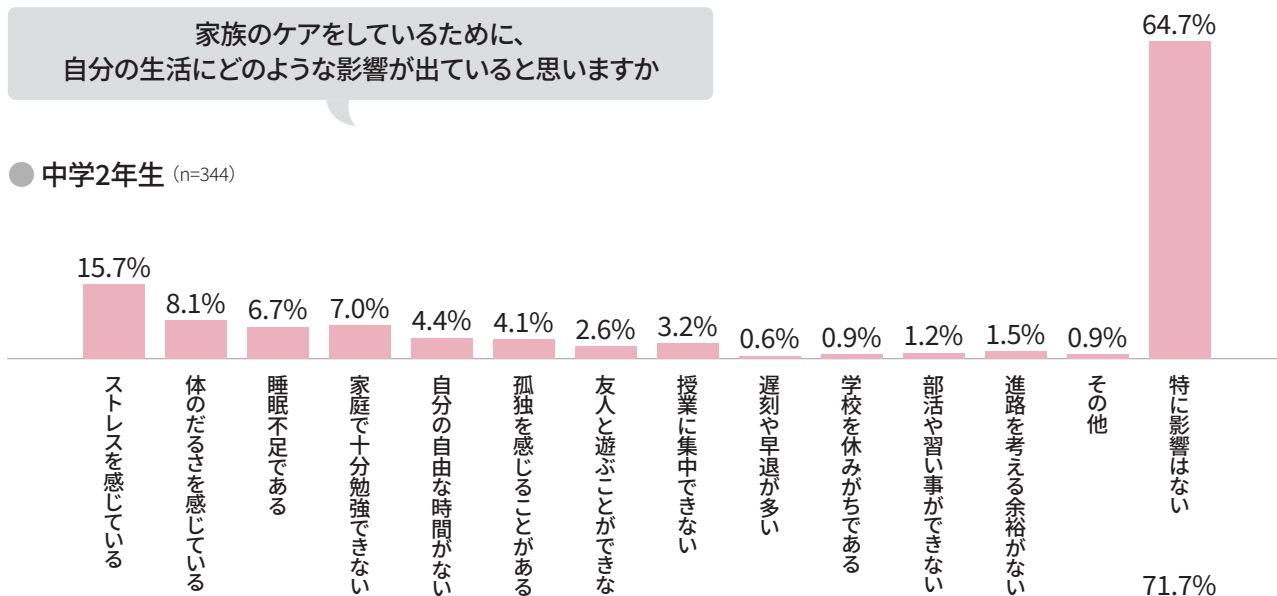
令和3年度のヤングケアラーの実態に関する調査研究によると、世話を現在している家族がいると回答した県内のこどもは、中学2年生で4.7%、全日制高校2年生で3.9%、定時制高校2年生相当で13.8%になっています。



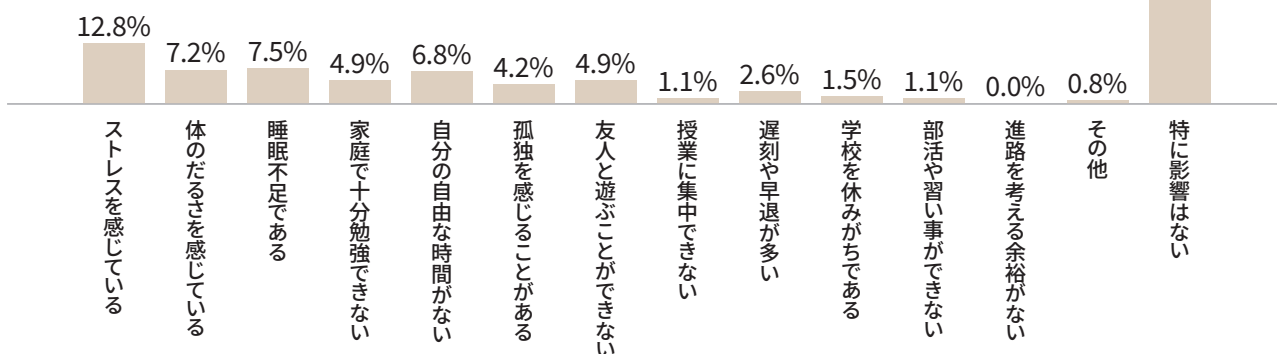
出典:和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(令和3年)

家族のケアをしているために、  
自分の生活にどのような影響が出ていると思いますか

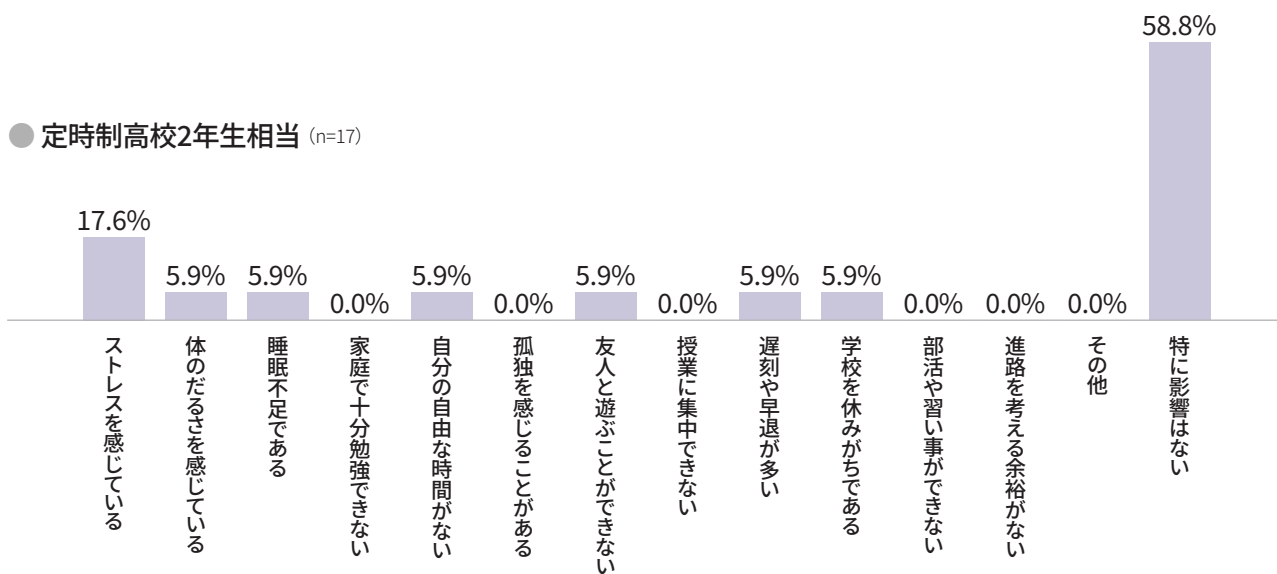
● 中学2年生 (n=344)



● 全日制高校2年生 (n=265)

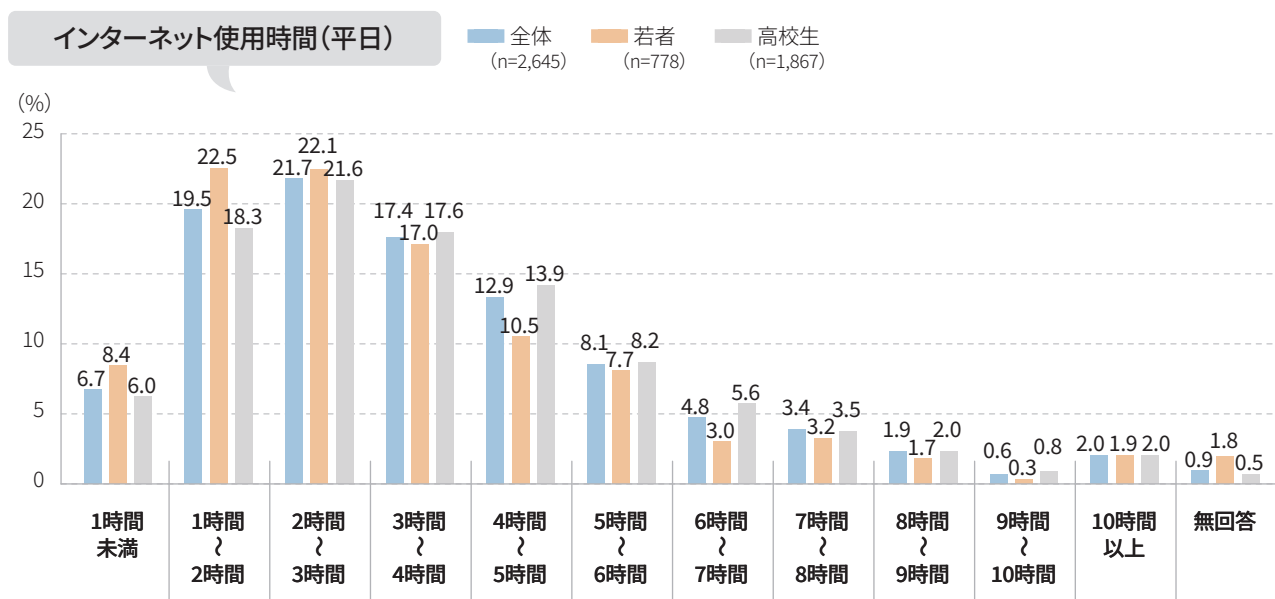


● 定時制高校2年生相当 (n=17)



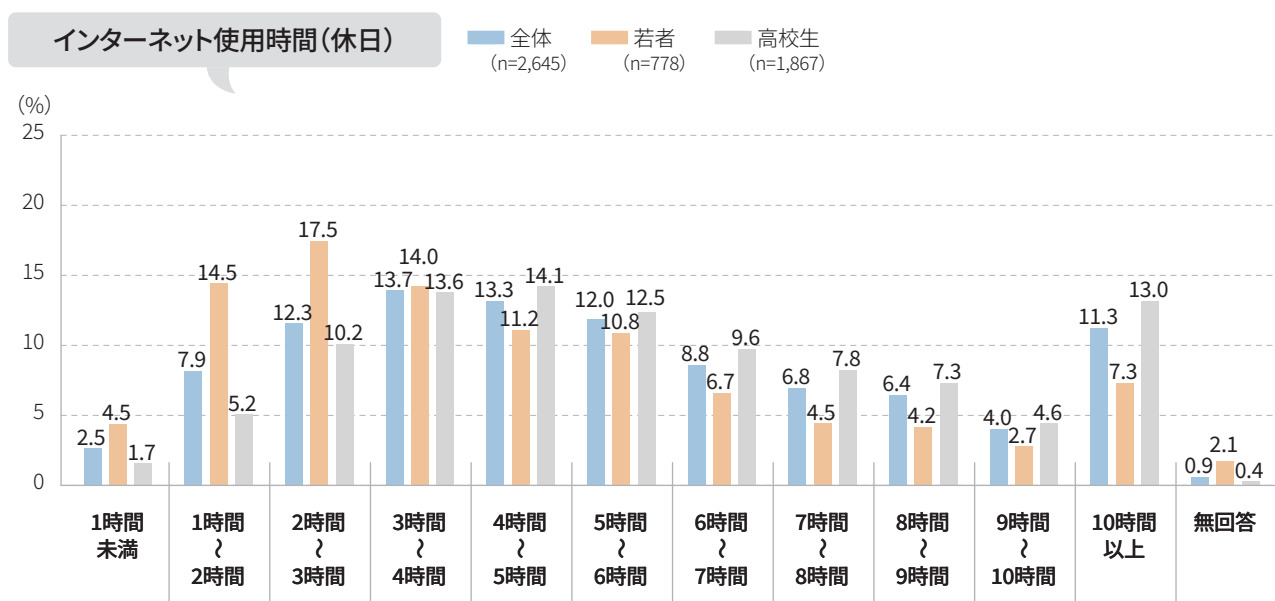
出典：和歌山県「中高生の生活実態に関するアンケート」(令和3年)

平日のインターネットの使用時間は、全体では「2時間以上3時間未満」が21.7%と最も高くなっています。若者では「1時間以上2時間未満」が22.5%で最も高く、高校生では「2時間以上3時間未満」が21.6%で最も高くなっています。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

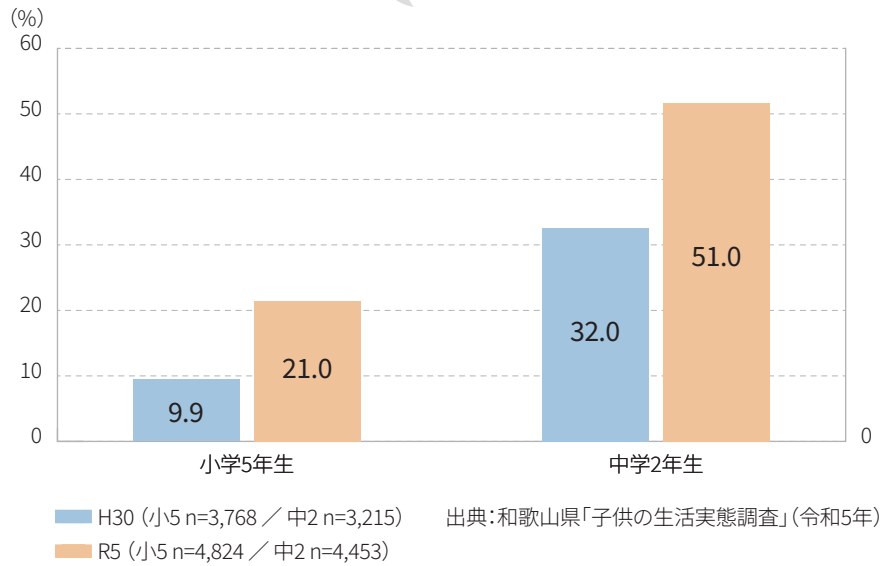
休日のインターネットの使用時間は、全体では「3時間以上4時間未満」が13.7%と最も高くなっています。若者では「2時間以上3時間未満」が17.5%で最も高く、高校生では「4時間以上5時間未満」が14.1%と最も高くなっています。



出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

小学5年生と中学2年生の電話、メールやインターネットの使用時間が2時間以上のこどもの割合は、平成30年度に行った調査より小学5年生は11.1ポイント、中学2年生は19ポイント増加しており、長時間化している傾向が見られます。

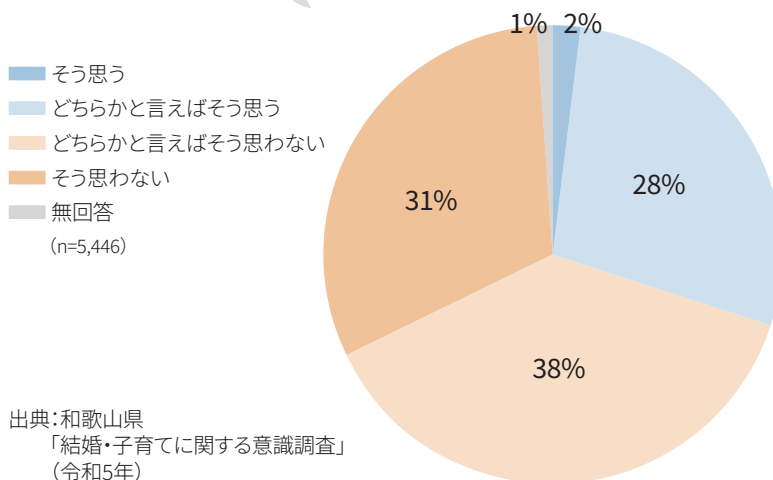
電話、メールやインターネットの使用時間が2時間以上のこどもの割合



## (6) 子育て環境

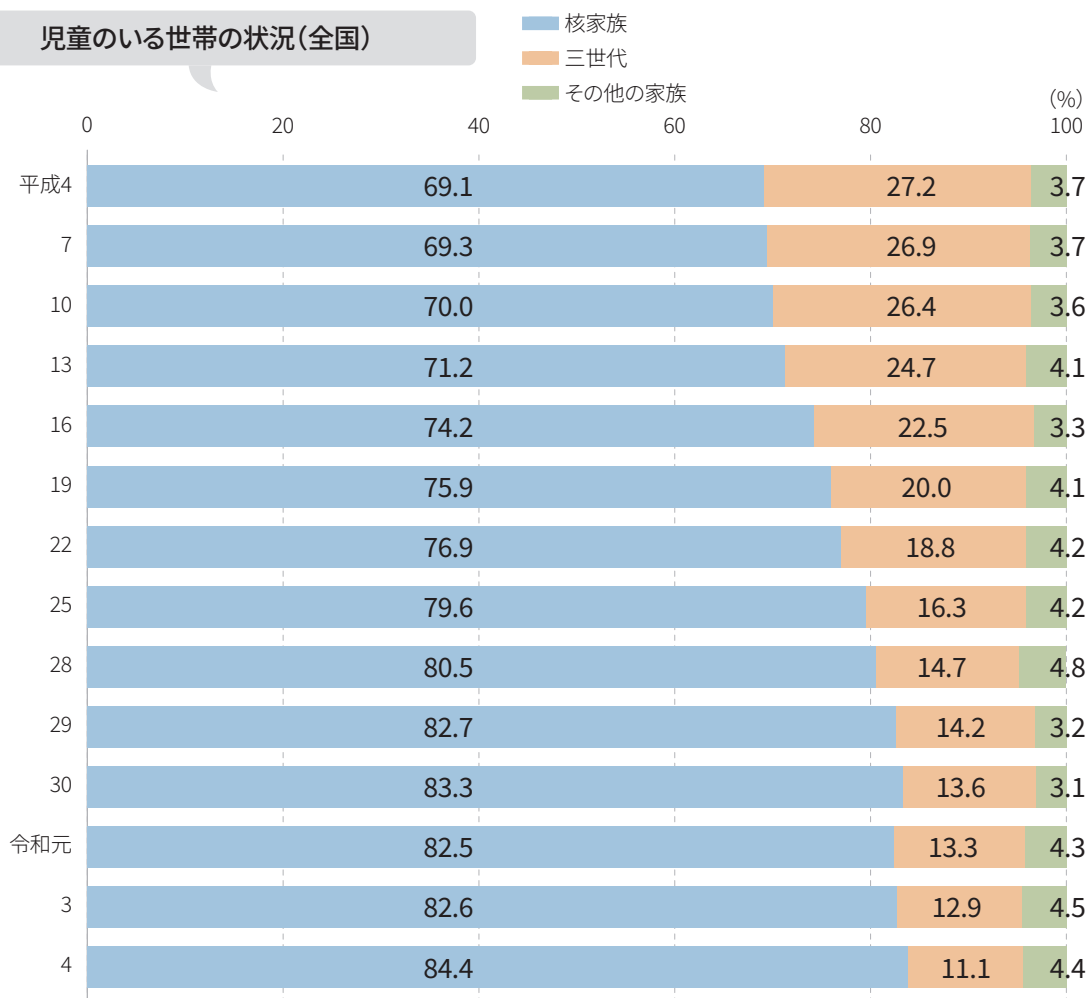
子育て世帯の69%は、日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと感じていません。

日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしい社会だと思いますか



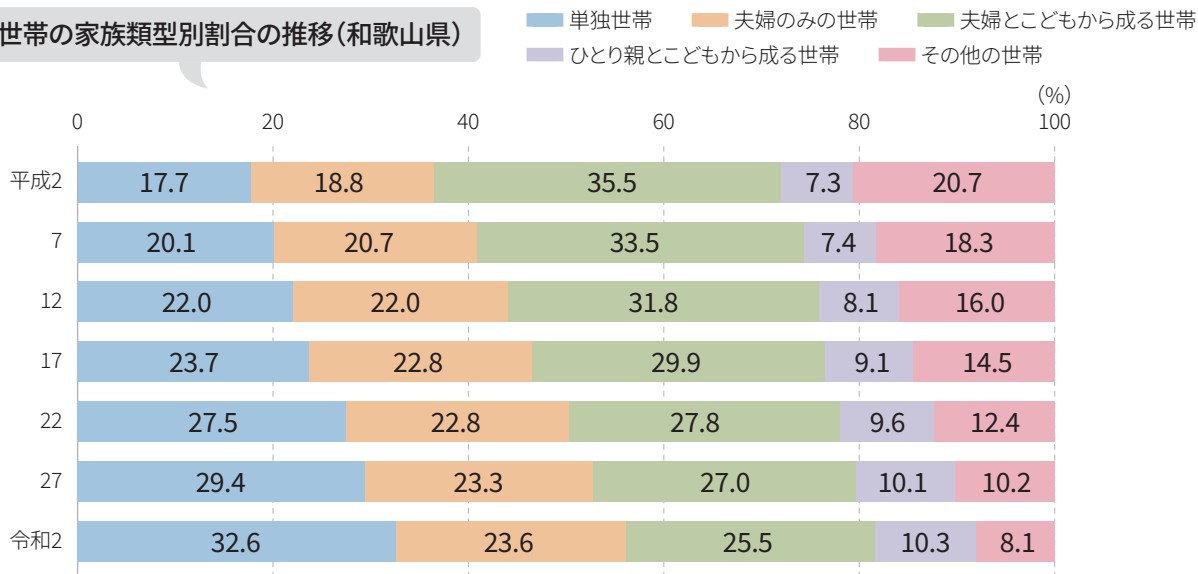
国民生活基礎調査によると、児童のいる世帯のうち、令和4年度の三世代家族の割合は11.1%で年々減少傾向にあります。

### 児童のいる世帯の状況(全国)



出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和2年度はコロナにより中止)

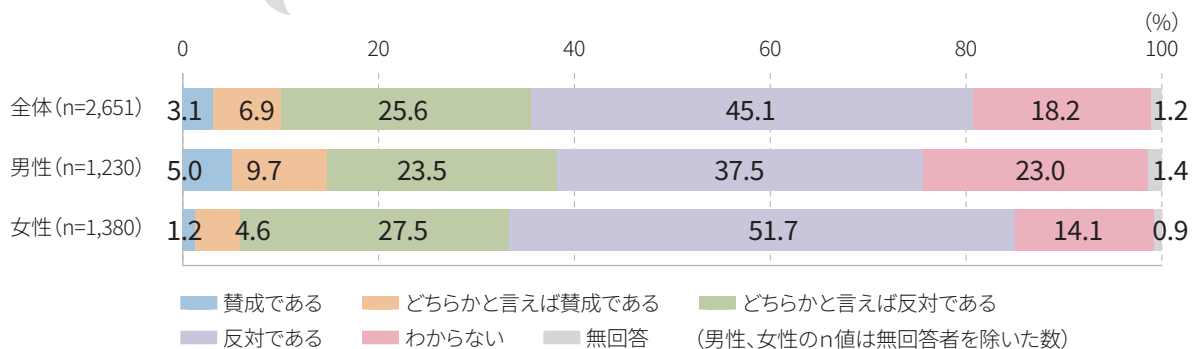
一般世帯の家族類型別割合の推移(和歌山県)



資料:総務省「国勢調査」

性別により男女の役割を決めるような考え方について、「反対」が上回っています。「反対である」との回答は女性が男性を14.2ポイント上回っています。

性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか



資料:和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

## 2 前計画及び統合前計画の取組状況

### (1) 紀州っ子健やかプラン

一人一人のこどもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進するため、子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、平成26年6月17日付け雇児発第617001号の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画策定指針」第2の6に基づく「母子保健計画」として位置付け、紀州っ子健やかプランを策定しました。

全市町村において、子育て世代包括支援センターが設置されたほか、地域子ども・子育て支援事業の推進、子ども家庭総合支援拠点を設置する市町村の拡大など児童虐待への対応強化、各障害保健福祉圏域に1か所以上児童発達支援センターを設置するなど障害児施策の充実、一般不妊治療費を全市町村が助成する体制の維持など、不妊に関する相談、支援体制の強化、男性の育児休業取得率の向上など、こどもの人権を尊重し、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進する理念の下、こどもの発達に合わせた切れ目ない支援に取り組みました。

### (2) 県子供・若者計画

こども、若者育成支援施策の一層の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画として「和歌山県子供・若者計画」を策定し、施策を実施してきました。

早寝早起き朝ごはん運動の推進など豊かな心と健やかな体の育成、地域の青少年が青少年を育てていく循環システム構築の推進、安全なインターネット環境の整備など、こどもや若者の成長のための社会環境の整備などに取り組みました。

### (3) 県子供の貧困対策計画

全てのこどもが心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、施策を実施してきました。

県立学校の授業料減免やこども食堂<sup>※20</sup>の開設支援などの教育や子育て支援、ひとり親家庭の自立に向けた相談体制の強化や若年者等の就労支援などの生活の安定に資する支援、非正規社員の正社員化に取り組む企業の支援や生活困窮者等への就労支援などの保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援を実施しました。

※20：一般的には、地域の人達が主体となり運営する、こどもが一人でも安心して利用できる無料または低額の食堂のこと。近年は対象者を絞らず誰でも利用できる交流拠点の機能を有した食堂が増加

#### (4) 県子ども虐待防止基本計画

児童を虐待から守るための総合的な対策を推進するため、和歌山県子どもを虐待から守る条例第9条に基づく基本計画として「和歌山県子ども虐待防止基本計画」を策定し、施策を実施してきました。

児童虐待の基本的な知識、児童虐待が児童に及ぼす影響、相談窓口等の広報啓発などの児童虐待防止に向けた県民意識の醸成、虐待通告から48時間以内の安全確認の実施などの児童虐待通告への迅速で的確な対応、親支援プログラムの実施などの家族再統合への取組強化などに取り組みました。

#### (5) 県社会的養育推進計画(前期)

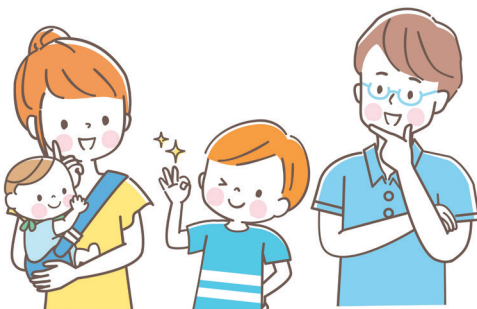
社会的養育を必要とする児童がより家庭的な環境で健やかに成長できる環境を保障するため、都道府県社会的養育推進計画策定要領に基づき、「和歌山県社会的養育推進計画」を策定し、施策を実施してきました。

こどもの権利ノートの見直しや児童養護施設等が定期的に児童へのアンケートや個別面接を実施するなどの児童の権利擁護、子育て包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置推進など市町村の児童家庭支援体制の構築、里親の人材発掘や里親研修の開催など里親等委託の推進、施設の小規模化等による良好な家庭的環境の確保などに取り組みました。

### 3 現状の打破に向けて

こどもを取り巻く厳しい環境を打ち破るため、こどもを社会のまんなかにも据えて、こどもの視点で、家庭、学校、地域等あらゆる環境を視野に入れつつ、その権利を保障し、男女格差の解消への取組を含め、誰一人取り残さず、生命や安全を守り、健やかな成長を社会全体で後押しします。

また、子育てを社会全体で支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、その責任を果たせるようにすることでより良い親子関係の形成を促し、こどもの健やかな成長の実現につなげます。



## 第3章

---

# 基本理念及び基本方針

## 1 基本理念

県では、全ての子どもや若者が自分の人権を大切にし、一人一人の人格や個性が尊重され、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、等しくその権利が守られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう「こどもまんなか社会」を実現します。

## 2 基本方針

基本理念に基づき、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の5つの基本方針の下、こども施策を推進します。

### (1) こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者ととともに推進

全てのこどもや若者は、命が守られ、思想、信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性別、性的指向及び性自認<sup>※21</sup>、生い立ち、成育環境、家庭環境等いかなる理由でも差別されず、一人の人間として尊重される権利を有しています。こうしたこどもや若者の人権を尊重しつつ、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めます。また、こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見表明できる機会を設けるとともに、意見形成への支援を進め、主体的に社会の形成に参画する態度を育みます。

### (2) こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる最も重要な時期であることを踏まえた上で、こどもの育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育、保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。また、成長の基盤となる資質や能力を獲得できるよう、学力の向上を図り、豊かな心、健やかな体を育成するとともに、学びや遊びを通じて幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう切れ目なく支援します。

※21：自己の性別についての認識のこと

### (3) 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども、若者やその家族を含め、全ての子ども、若者やその家庭を対象とし、居住する地域や社会的状況、経済的状況など、子どもや若者を取り巻く環境が変わった場合でも、切れ目なく子どもや若者の成長を支える環境づくりを進めます。

### (4) 社会全体で子ども、若者や子育てを支援

子どもや若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや若者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、子どもや子育て支援の重要性に対する理解を深め、子どもや若者が安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう地域全体で応援するなど、全ての子どもや若者が健やかに成長できる社会の実現を目指します。子育てとは、日々成長するこどもの姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生きがいをもたらす営みです。負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加していることを踏まえ、親が親として、その責任を果たしながらも、子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で親の育ちの過程を支援します。

### (5) 妊娠、出産、子育ての希望を実現

若い世代の生活の基盤を安定させるため、子どもや若者の勤労観、職業観、社会的自立、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の育成を進め、円滑な就職支援等により若者の雇用と所得の安定化を図り、希望する人が、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するため、妊娠、出産、子育て期までの切れ目のない支援、ライフ・ワーク・バランス<sup>※22</sup>の実現に向けた社会全体での取組を推進します。



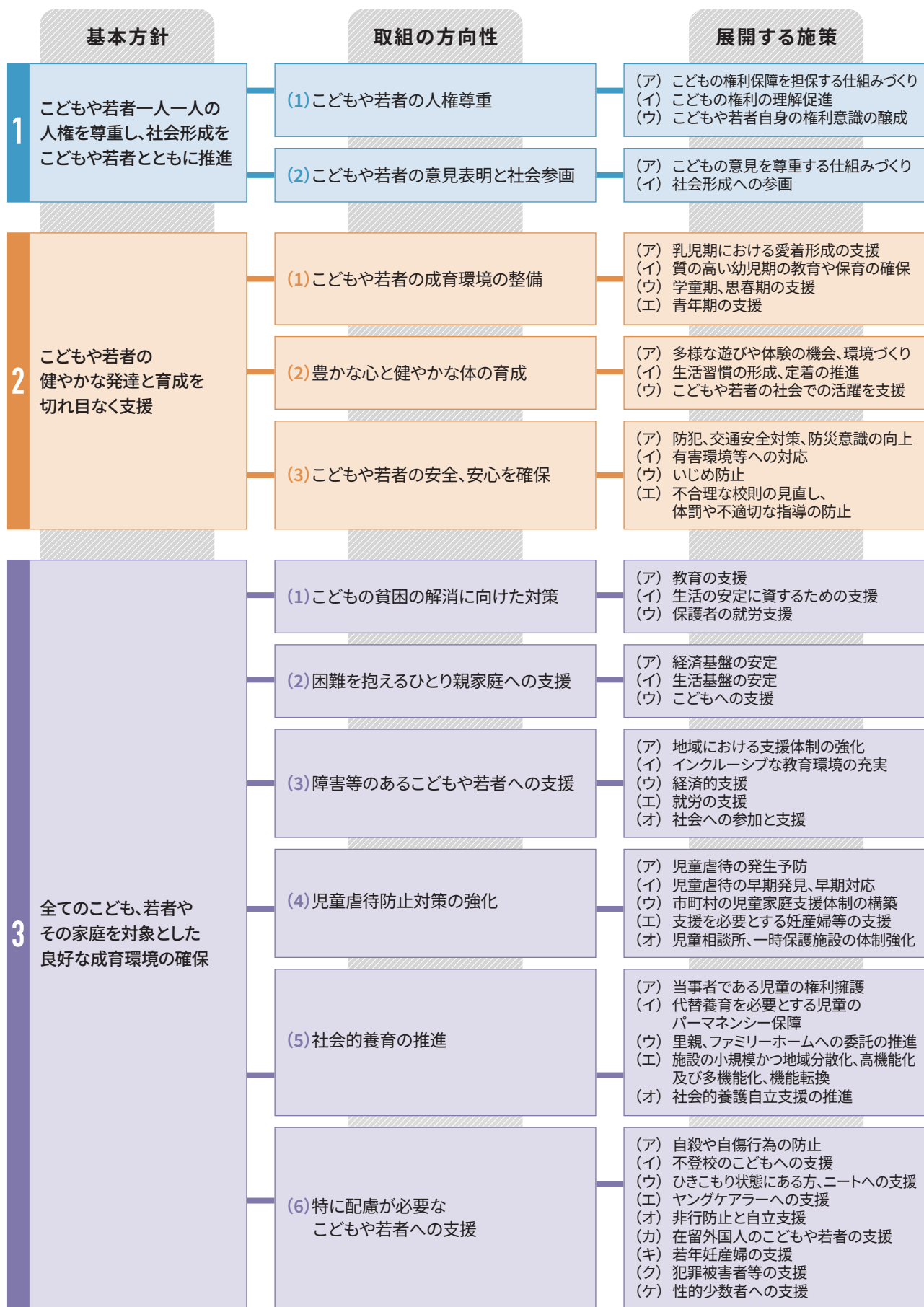
※22：和歌山県では「ライフ」を重視し、「ライフ・ワーク・バランス」と記載

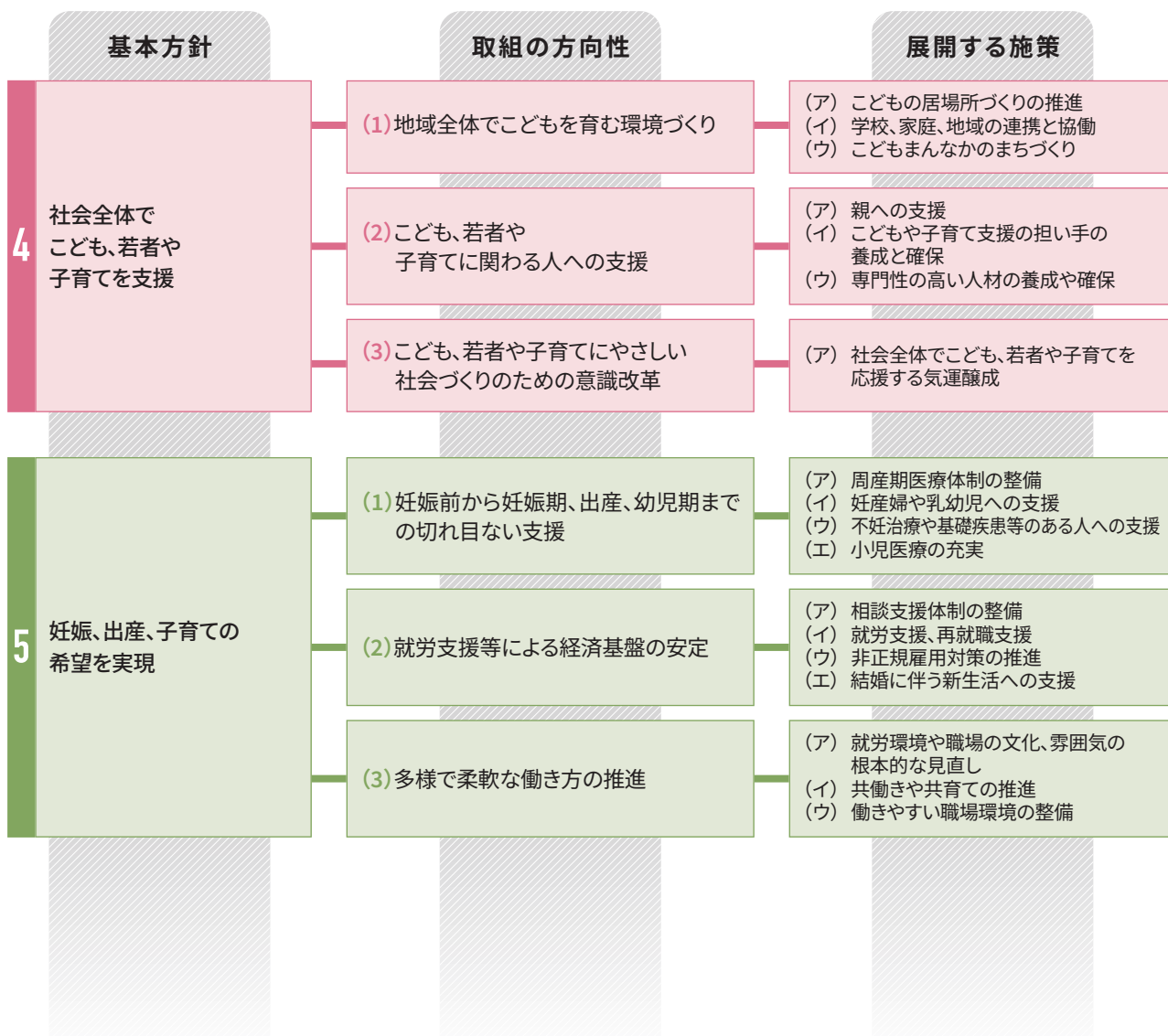


## 第4章

---

# 基本方針に基づく取組の 方向性と展開する施策





# 1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進

## (1) こどもや若者の人権尊重

### ア 現状と課題

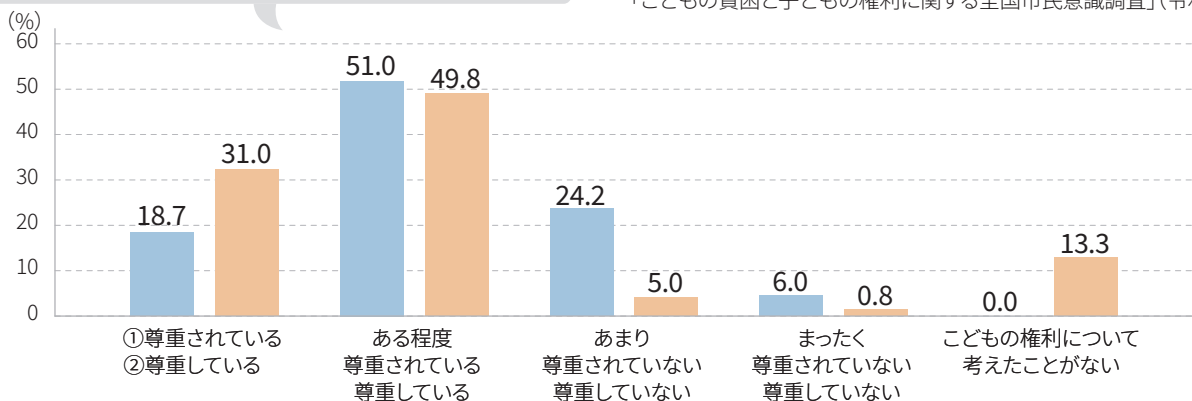
こどもは大人から守られるべき存在ではありますが、生まれながらにして一人の人間としての権利を持っています。しかしながら、「こどもは未熟であり大人の言うとおりにするべき」というような支配的な価値観が根強く残っており、こどもを人格を持った個として尊重しているとは言い切れません。また、こどもが自分自身の権利について自覚していないことも考えられます。こどもの健やかな成長には、大人がこどもと対等に接するとともに、こども自身が自分の権利を大切に、他者の権利も尊重する人権感覚を身に付けることが必要です。

- ①こどもの権利は尊重されていると思いますか  
②こどもの権利を尊重していますか

①こども ②大人 (15~17歳 n=2,149 / 18歳以上 n=27,851)

出典:公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「こどもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」(令和元年)



### イ 展開する施策

#### (ア) こどもの権利保障を担保する仕組みづくり

こどもの権利保障を担保する仕組みについて、こどもの最善の利益を考え、こどもの権利に関する条例の制定も含め検討します。

#### (イ) こどもの権利の理解促進

こどもが権利の主体であることを大人が認識し、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識、こどもの人権を全ての大人が尊重するといった意識の浸透を図ります。

##### a: こどもが権利の主体であることの情報発信、意識啓発

こども基本法、児童の権利に関する条約の趣旨や内容について広く情報発信するなど、こどもが権利の主体であることを県民に周知するため広報活動に取り組み、意識啓発を推進します。

##### b: こどもに関わる大人への教育、啓発

保護者、教職員、幼児期の教育や保育に携わる人や青少年教育、社会教育に携わる人など、こどもに関わる全ての大人が、こどもの権利に関する理解を深められるよう、研修会等の機会を設けます。

## (ウ) こどもや若者自身の権利意識の醸成

こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こども自身が権利を認識しなければなりません。

また、多様な人々で構成される社会の中にあっては、多様性を認め、互いを尊重しつつ協同していく心を持つことが大切です。そのため、多様な人々との交流活動や人権に関する教育や啓発、ジェンダー平等<sup>※23</sup>の視点に立った教育等により、人権意識や共生意識を育みます。

### a：人権教育の充実

こどもが主体的に人権学習に取り組み、人権感覚を高められるよう授業の改善、充実を支援します。

### b：人権相談体制の整備

人権局、児童相談所や教育委員会等に窓口を設置し、相談体制を確保します。

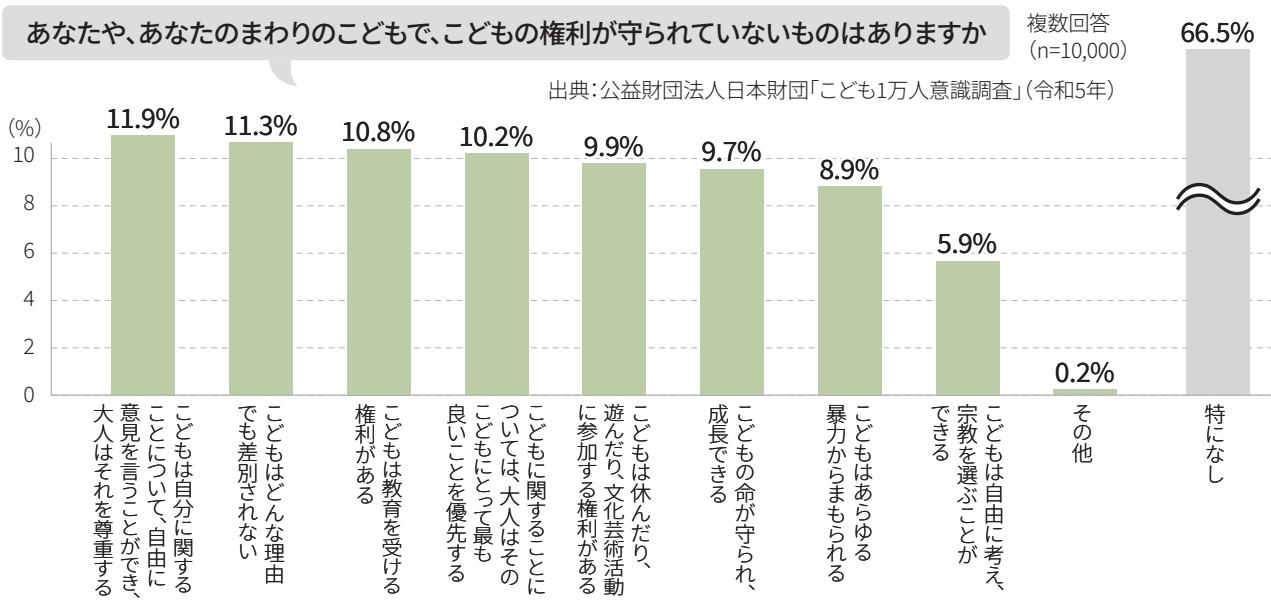
### c：多様性を認め合う教育の推進

道徳教育や人権教育の推進により、自他の命や体を大切にする心を土台として、多様性を尊重できる心情や態度を育みます。

## (2) こどもや若者の意見表明と社会参画

### ア 現状と課題

これまで、「こどもは意見を持っていないのではないか」「意見を言えないのではないか」と無意識的にこどもを意見を聴く対象から外していたり、こどもは権利を守られる立場にあるという思い込みから、こどもの意見を聴く機会を設けることが多くありませんでした。しかし、こどもが意見を表明し、大人に意見を聴いてもらう経験は、自己肯定感を得る上で重要なことです。



※23：性別、性自認、性的指向及び性表現にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、誰もがその個性や能力を充分発揮できる状態にあること

モニター調査では、「大人に意見を聞いてほしい」と回答した子どもや若者は411人中315人で、その理由は「伝えたいこと、聞いてほしいことがある」が161人、「伝えなければ相手が分からない」が80人となっています。

大人に意見を聞いてほしい理由は何ですか (n=437、複数回答)	回答数
伝えたいこと、聞いてほしいことがあるから	161
伝えなければ相手が分からないと思うから	80
重要な意見だから	55
伝えることで利益が得られると思うから	39
意見を伝えれば反映されると思うから	37
意見を伝えるのが好きだから	34
意見を伝えることに慣れている／得意だから	27
その他(正直にいたいから、大人の意見に矛盾を感じるから、相手の意見も聞きたい、意見交換すべき)	4

出典：和歌山県「モニター調査」(令和6年)

モニター調査では、「大人が意見を聞いてくれる」と感じている回答者は「とても幸せ」と感じる割合が最も高く、「聞いてくれない」と感じる回答者は「どちらでもない」「不幸せ」と感じる割合が最も高い結果となっています。子どもの意見を聴くことは、幸福度に影響するといえます。

#### 大人が意見を聞いてくれることと幸福度の関係

	とても幸せ	割合	幸 せ	割合	どちらでもない	割合	不幸せ	割合
聞いてくれる	150	51.9%	124	42.9%	14	4.8%	1	0.3%
どちらでもない	20	23.5%	46	54.1%	17	20.0%	2	2.4%
聞いてくれない	4	13.8%	9	31.0%	10	34.5%	6	20.7%

出典：和歌山県「モニター調査」(令和6年)

ヒアリング調査では、「大人と話すのは緊張する」(小学生)、「意見を言うと怒られる」(小学生、中学生)、「話を最後まで聞いてくれない」(小学生、中学生)などの理由で、大人に意見を言いにくいと思っている子どももいました。意見を言いやすいと感じるのは、「否定や反論をせず最後まで話を聞いてくれるとき」(小学生)、「怒っていないとき」(小学生)などでした。意見を言う方法として望むのは、「対面」との回答が250人で最も多く、また、どういう環境であれば大人に意見を言いやすいかは、「頼れる大人がいる」が219人で最も多くなりました。子どもが意見を言うには大人への信頼、大人の意見を聞く姿勢が重要と言えます。

## イ 展開する施策

### (ア) こどもの意見を尊重する仕組みづくり

こどもや若者が安全に安心して意見を述べることができる場や機会を設けるなど、こどもが意見を表明しやすい環境を作ります。

#### a：意見を表明しやすい環境づくりの推進

乳幼児期から大人になるまでの全ての発達段階の中で、こどもや若者に意見表明の大切さを伝え、意見表明の意欲を育みます。また、大人がこどもの意見を真摯に聴き尊重することの啓発やアドボケート<sup>※24</sup>、ファシリテーター<sup>※25</sup>の活用など、全てのこどもや若者について意見を表明しやすい環境づくりを進めます。

#### b：県の政策決定過程へのこどもの参画促進

県のこども施策を策定、実施、評価する際には、こどもや若者から意見聴取し、その意見の反映状況をフィードバックし社会全体に広く発信します。また、こども施策審議会委員にこどもを登用するよう取り組みます。

### (イ) 社会形成への参画

適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。また、意見表明の機会を提供するなど、社会への影響力を発揮できる環境を作ります。

#### a：社会形成に参画する態度を育む教育の推進

法教育や租税教育、金融教育、消費者教育、主権者教育等、社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度を育むために必要な教育を推進します。

#### b：ボランティア活動等による社会への参画

多世代との交流を通じ社会に参加する意識を育むなど、社会性や市民性を身につけられるよう、小中学生の頃から参加できるボランティア活動の機会を関係機関等と連携して確保します。

※24：こどもの声を聴いて、意見表明を支援し代弁する活動をする人

※25：こどもの会話を促進し、どのような意見も尊重される安全、安心な場づくりを行う人

## 2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

### (1) こどもや若者の成育環境の整備

#### ア 現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイング<sup>※26</sup>の基礎を培い、人生の基盤を作る重要な時期であり、この時期への社会的投資が次の世代の社会の在り方に大きく寄与するため、社会全体にとっても重要な時期です。また、乳幼児は、多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園や保育所、認定こども園<sup>※27</sup>への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様化しています。加えて、地域によって保育ニーズに偏りがあり、子育て世帯が増加している地域においては保育所等の待機児童が発生している一方で、過疎地域などこどもが減少している地域においては運営費補助金の減少や保育士不足など、地域として保育所等をどのように維持するかが課題となっています。そのため、地域の実情に応じた支援体制を今後も確保していく必要があります。

学童期は、乳幼児期の発達を基盤として、心も身体も大きく成長し、自己肯定感、道徳性、社会性や体力などを育む時期であり、小さな失敗を重ねながら、直面した課題に取り組み達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整える必要があります。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成する時期であり、成育環境等の理由により、自らの進路の選択が制約されることのないよう支援することが重要です。

青年期は、様々なライフイベントが重なり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、自己のライフイベントの選択を行うことができ、その決定が尊重される取組や相談支援が必要です。

#### イ 展開する施策

##### (ア) 乳幼児期における愛着<sup>※28</sup>形成の支援

乳幼児の育ちには、愛着の形成と豊かな遊びと体験が不可欠で、これらを通じてこどものウェルビーイングが高まっていきます。愛着はこどもの安心の土台となる重要なものであることを、こどもの育ちに極めて重要な役割を果たす保護者、養育者と共有するとともに、社会全体で認識共有を図ります。

※26：身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの

※27：3～6歳児に幼児教育を行う「幼稚園」と0～6歳児を保育する「保育所」の両方の機能を併せもつ施設

※28：乳幼児が自分や社会への信頼感を得るために不可欠であり、こどもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの。こどもが愛着形成する対象としては、保護者や養育者が極めて重要だが、保育者などこどもと密に接する身近な大人も愛着対象になることができるとされている

## (イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育や保育を提供し、子育てを支援します。また、県同和保育基本方針に基づき、人を大切にし、思いやる心や人権を大切に作る保育、教育を推進していきます。

### a：教育、保育区域<sup>※29</sup>の設定

教育、保育の区域の設定は、保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、また、市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育、保育の供給等の事業を実施することが望ましいため、市町村を単位とします。

### b：教育、保育等の量<sup>※30</sup>の見込み等

各市町村の子ども・子育て支援事業計画における数値が、県の設定した区域ごとの数値となります。また、実施しようとする教育、保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等は後掲のとおりです。(96ページ)

### c：子どものための教育・保育給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の確保

#### (a) 地域の実情に応じた教育、保育等の提供

保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園への移行等を含め、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村に対し、必要な助言等を行います。

#### (b) 教育、保育施設、地域型保育事業<sup>※31</sup>及び乳児等通園支援事業<sup>※32</sup>を行う者の相互連携 質の高い教育、保育等の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、 教育、保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の円滑な連携、接続を促進 します。

#### (c) 地域子ども・子育て支援事業<sup>※33</sup>に従事する者の確保及び資質の向上

放課後児童クラブ<sup>※34</sup>や地域子育て支援拠点事業<sup>※35</sup>などの従事者が必要な知識、技能を習得する研修を実施し、資質の向上を図ります。

#### (d) 幼児教育と小学校教育の連携、接続

幼児教育と小学校教育の関係者がお互いの教育内容や方法などの理解を深めるため、保育士等の小学校見学、小学校教員の保育所等の見学や保育士等と小学校教員との意見交換の推進に努めます。

#### (e) 教育、保育施設等における事故防止

教育、保育施設や認可外保育施設等においては、子どもが安全、安心で健やかに育つことが重要であるため、保育中の事故防止、事故発生時の対応、再発防止の取組を進めます。

※29：教育、保育を提供する範囲

※30：教育、保育等の利用定員総数

※31：主に待機児童が多い0～2歳児を対象に、少人数で保育を行う事業。会社の事務所内での保育など

※32：現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付

※33：市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業

※34：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後等に安全な遊び場や生活の場を提供する事業

※35：公共施設や保育所、児童館など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業

- d：子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携  
児童福祉法等に基づく県の指導監査、立入調査については、必要に応じて、特定子ども・子育て  
支援施設<sup>※36</sup>等への市町村の指導監査と合同で実施することとし、特にこどもの生命、心身への  
重大な被害が生じるおそれがある場合は、市町村と協力して対応にあたります。
- e：乳児等のための支援給付に係る教育、保育等の一体的提供及び当該教育、保育等の推  
進に関する体制の確保の内容  
幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育、保育施  
設の利用への円滑な移行を支援するとともに、地域の教育、保育等の提供体制を整える市町村  
に対し、必要な助言等を行います。
- f：特定教育、保育、特定地域型保育<sup>※37</sup>及び特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資  
質の向上のために講ずる措置
- (a) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の確保  
保育士等の人材不足は、待機児童の主な要因であり、また特定教育、保育の提供の質の向  
上等には、保育士等の人材確保を円滑にする必要があるため、保育士等の処遇改善、ICT<sup>※38</sup>  
の活用を含めた保育所等の労働環境改善、これから保育の現場への就職をめざす学生や  
潜在保育士に向けた保育士、保育の現場の魅力発信等を推進し、保育士等の人材確保に  
取り組みます。また、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳  
児等通園支援を行う者の確保に努めます。
- (b) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の資質及び  
専門性の向上  
幼稚園、保育所、認定こども園などの施設類型、公立、私立の種別を問わず、職階、役割に応  
じた研修などにより、資質及び専門性の向上を図ります。また、特定乳児等通園支援を行う  
者の研修を行う体制を整備し、特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上を図り  
ます。
- g：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進  
地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村を、ICTの活用によるサー  
ビスの向上を含め支援するとともに、市町村と連携し、限られた地域の資源を有効に活用し、よ  
り高い効果を得るための広域調整を行います。
- h：教育、保育等情報の公表  
こどもの保護者が特定教育、保育施設、特定地域型保育事業または特定乳児等通園支援事業  
を適切かつ円滑に利用できるよう、これらの情報を県ホームページに掲載する等により公表し  
ます。

※36：認可外保育施設等のうち、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化対象施設として市町村が確認を行った施設

※37：施設の運営等にかかる費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた認定こども園や小規模保育事業等

※38：情報や通信に関する技術の総称

## (ウ) 学童期、思春期の支援

子どもが自分の発達に応じ、学力、自己肯定感、道徳性、社会性を育み、自分の個性を形成することができるよう支援します。

### a：学力向上の推進

全ての子どもが、学習習慣や学習内容の基礎、基本を着実に身に付ける取組や、探究心や物事を多角的に考察する力、発展的な課題にも対応できる柔軟な思考力、判断力、表現力などを身に付ける取組を推進します。

### b：道徳教育の充実

道徳的価値の理解、他者との話し合いや交流により物事を多角的に考える力や規範意識の習得を図ります。

### c：性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援

思春期のこころとからだの問題について、性の多様性の理解を深めるとともに、妊よう性（妊娠する力）や無理なダイエットなど将来の妊娠や出産に与える影響等、妊娠や出産についての正しい知識を身に付け、責任ある意思決定や性行動、将来のライフプランについて考えられる機会を提供できるよう、高校生等を対象とした思春期保健に関する講座を実施します。

### d：20歳未満の者の喫煙（受動喫煙を含む）、飲酒対策

市町村や関係機関等と連携し、20歳未満の者に対し、飲酒や喫煙が健康に与える影響について、十分な知識を身に付けることができるよう、学校で行われる健康教育や出張講座等を通じて、飲酒や喫煙に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

## (エ) 青年期の支援

自己のライフイベントにおいて、自身の意思が尊重された選択ができるよう支援します。

### a：大学等の進学助成

若者が安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

### b：若者の職業的自立、就労等支援

若者が社会を支える人材として活躍できるよう、職業訓練による技能習得や就職相談の実施など総合的な就労支援に取り組みます。

### c：ライフデザインの形成支援

子どもや若者が多様なライフイベントに柔軟に対応できるよう、将来のライフデザインを、希望を持って描くことができる環境を整備します。

### d：プレコンセプションケア<sup>※39</sup>の推進

将来の妊娠を考えながら、自分のライフプランに適した健康管理を行うことにより、将来の健やかな妊娠や出産だけでなく、生まれてくる子どもの健やかな発育など、次世代のこどもの健康にもつながっていくため、プレコンセプションケアに関する様々な情報提供や啓発に取り組みます。

※39：プレ(Pre)は「～の前の」、コンセプション(Conception)は「妊娠・受胎」という意味で「妊娠前からのケア」を意味し、現在の身体の状態を把握し、将来の妊娠を考えながら男女が自分たちの生活や健康に向き合うこと

## (2) 豊かな心と健やかな体の育成

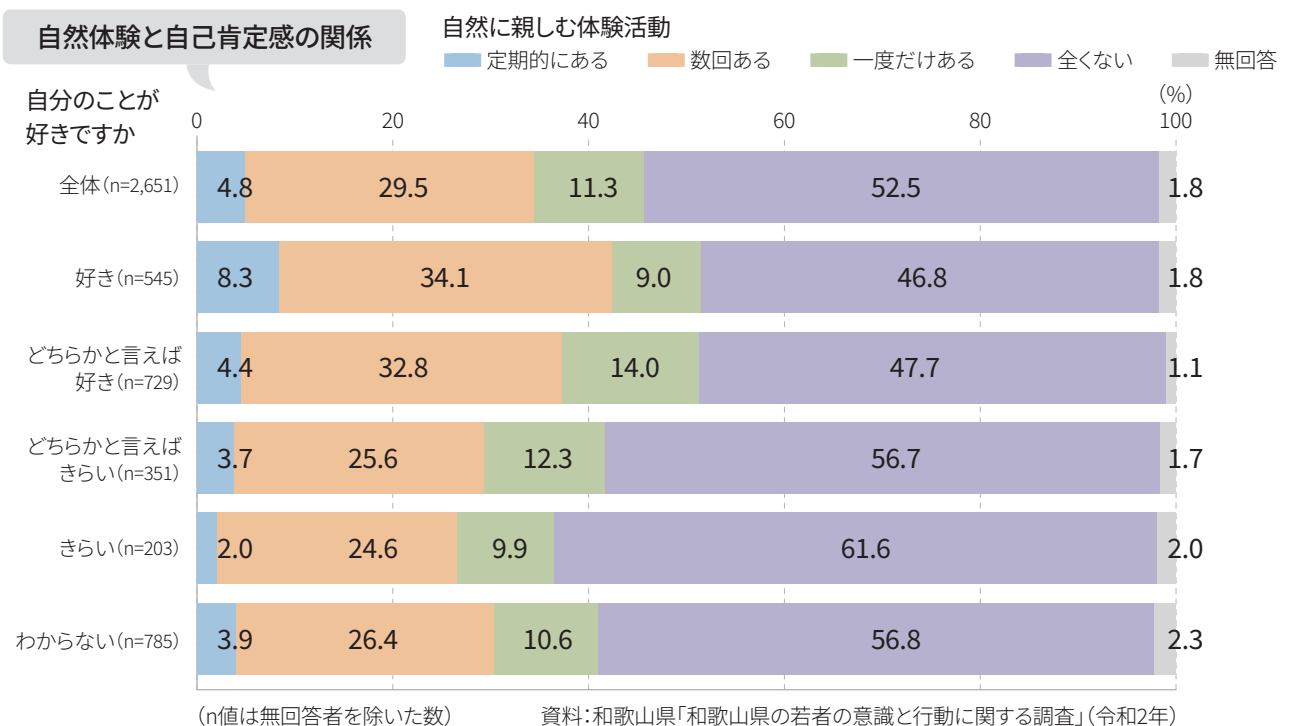
### ア 現状と課題

少子化や家族形態の多様化、急速に進展する情報化等により、他者と直に接する機会が減少し、コミュニケーション能力や規範意識、協調性等が低下しているとの指摘があります。モニター調査で、放課後や休日にどこで過ごすことが多いか質問したところ、小学3年生以下、小学4年生以上どちらにおいても、「自分の部屋」「家族がいる部屋」と答えた割合が最も高い結果となりました。

地域におけるつながりの希薄化や地域活動への関心の弱まりなどにより、地域力が低下し、こどもの豊かな人間性や社会性を育む体験活動の機会が減少しています。

こどもは、遊びや体験活動により想像力や好奇心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力など、社会生活に必要なことを身に付けます。こどもの健やかな成長には、このような活動の機会を保障することが重要です。このような活動は自己肯定感を育むことにもつながります。

また、こどもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であることから、食について学び体験する機会も大切です。



## イ 展開する施策

### (ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり

豊かな人間性や社会性、自己肯定感、自己有用感<sup>※40</sup>、意欲、チャレンジ精神等を養い「生きる力」を育むため、年齢や発達に応じて、多様な体験や遊びができるよう、青少年教育施設や社会教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや学び、体験の機会や場を創出します。

#### a：自然体験、文化芸術体験、スポーツ体験、職場体験等の体験活動の推進

こどもの発達段階に応じた自然体験や社会体験、ものづくり、芸術、伝統文化に触れる体験の充実を図ります。

#### b：体験、交流活動等の場の整備

こどもが多様な体験活動ができるよう、青少年教育施設、社会教育施設の充実や地域、学校、民間団体等と連携した体験活動の場の提供に取り組みます。

### (イ) 生活習慣の形成、定着の推進

体力は「生きる力」の基盤となり、健康維持に加え、意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっています。また、体力の維持、向上を図るには基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。

#### a：生活習慣の形成

「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、家庭の教育力向上を図る取組、学級活動の時間などを通じて、こどもたちの基本的な生活習慣の形成を図ります。

#### b：食育の推進

こどもや若者が食に関する知識を習得し、健全な食生活が実践できるよう努めます。

#### c：体力の向上

運動や遊びを通じて体を動かすことの楽しさを身に付けるとともに、体育の授業の充実や運動部活動の推進などを通して運動機会を拡大させ、体力の向上を図ります。

### (ウ) こどもや若者の社会での活躍を支援

文化やスポーツ、国際交流活動等を通じた感受性の育成や自己実現を図る機会を提供し、こどもや若者が主体的に活躍できるよう支援します。

※40：自分が人の役に立っていると思う感情

### (3) こどもや若者の安全、安心を確保

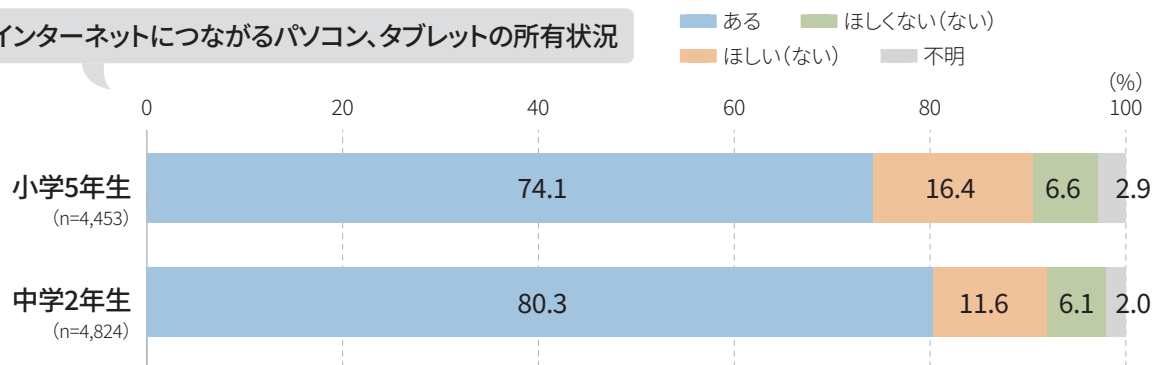
#### ア 現状と課題

こどもの健やかな成長は、犯罪被害や事故、災害などからこどもの生命が守られ、安全、安心が確保されていることを基盤とします。モニター調査では、「安全な場所」「安心な場所」を居場所に求めている回答が多く、ヒアリング調査でも「みんなが安心できる場所」「親がいなくても安心できる場所」(小学生)を求める意見がありました。しかし、現状は、こどもや若者がSNSなどを通じて知り合った相手から性的被害を受ける事件の発生やインターネット上における有害情報の氾濫、こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめがなくならないこと、本県は南海トラフの地震が高い確率で発生すると想定されている地域であり災害対策が必要であることなど、こどもの生命、尊厳、安全が脅かされる深刻な状況にあります。

こどもや若者の安全、安心を確保するため、こどもの発達段階に応じた安全教育や、家庭、学校、地域、行政、警察、医療機関等による連携した取組が必要です。

インターネットの利用について、小学5年生では74.1%、中学2年生では80.3%がインターネットを利用できる環境にいます。

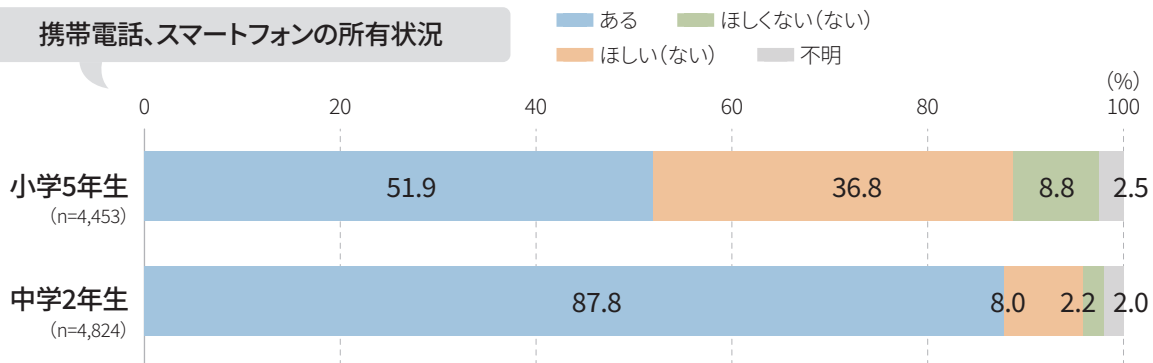
インターネットにつながるパソコン、タブレットの所有状況



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

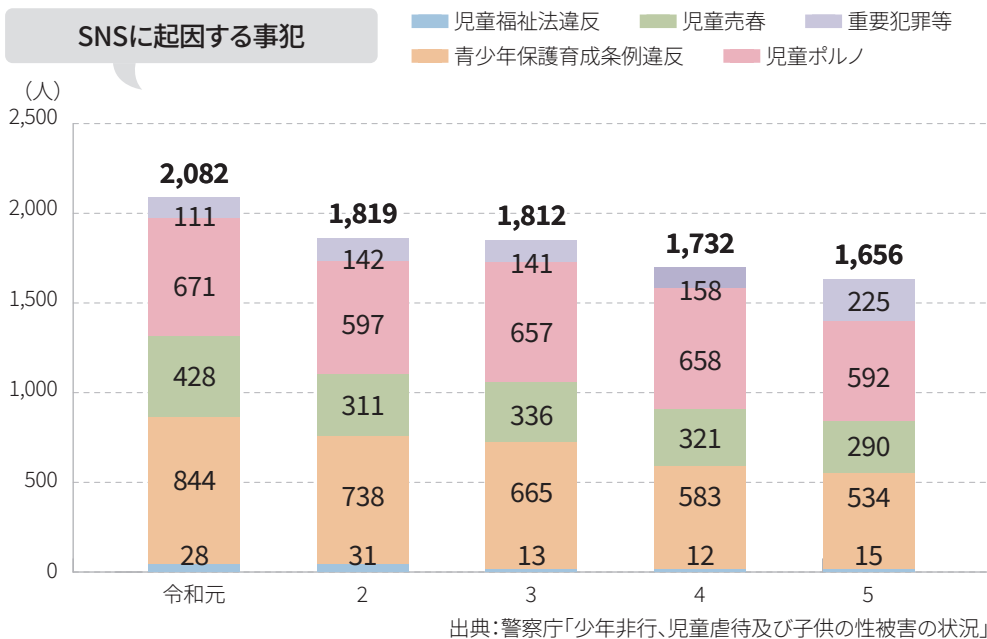
小学5年生では51.9%、中学2年生では87.8%が携帯電話、スマートフォンを所有しています。

携帯電話、スマートフォンの所有状況



出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

こどもの多くがインターネットを利用できる状況の中、SNSに起因する事犯が発生しています。



## 1 展開する施策

### (ア) 防犯、交通安全対策、防災意識の向上

犯罪、事故や災害から子どもや若者の生命、身体を守るため、危機管理や防災についての正しい知識を普及します。また、子ども関連業務従事者の性犯罪歴等確認(日本版DBS<sup>※41</sup>)の導入に向け、国の動向を踏まえガイドラインの周知などを行います。

#### a：安全意識の向上と安全環境づくりの推進

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。また、ボランティアによる地域での子ども見守り活動を啓発し、こどもの犯罪被害や交通被害の防止を推進します。

#### b：防災意識の向上

防災についての正しい知識や災害発生時等に解決すべき問題に対応できる判断力、実践力を身に付けるための取組の充実を図ります。また、災害から命を守る避難行動、家族での防災対策や災害時に家族等が避難した場所の情報提供を行います。

※41：こどもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度。令和8年度施行予定

## (イ) 有害環境等への対応

青少年<sup>※42</sup>の健全な成長を害する環境の浄化に向けた取組を推進します。

### a：情報モラルの向上

情報社会で適正な行動をとれるよう、情報の正しく安全な利用に向けた教育や啓発活動を推進します。

### b：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

青少年の情報リテラシー<sup>※43</sup>の向上支援、青少年や保護者等に対する啓発、青少年のインターネット上の違法、有害情報の把握に努め、フィルタリング<sup>※44</sup>やペアレンタルコントロール<sup>※45</sup>の利用促進、プロバイダに対する削除依頼等、インターネット環境の整備に取り組みます。

### c：有害環境の浄化活動の推進

青少年に有害な図書類の規制や酒類、たばこの20歳未満の者への販売禁止、薬物乱用の防止、アルコール、薬物やインターネットなど各種依存症の防止など、有害環境の浄化に向けた取組を推進します。

## (ウ) いじめ防止

いじめ防止、早期発見、早期対応、早期解決のための体制強化を行います。

### a：いじめを許さない環境づくりの推進

校長のリーダーシップの下、全教職員がいじめを見逃さないという姿勢を堅持し、いじめの認知率を高めるとともに、保護者、地域住民、関係機関と連携しながら、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒がいじめをしない態度、能力を身に付けるような取組の充実を図ります。

### b：いじめの早期発見、早期解決

いじめに対する教職員の意識と組織的な対応力を高め、いじめを積極的に認知し、未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめの解消に取り組みます。

## (エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止

不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組を推進します。

### a：校則の見直し

校則の見直しを行う場合には、こどもが自ら考え、自ら決めていくような仕組みを構築するとともに、こども等から意見聴取した上で定めることや校則をホームページに掲載し見える化するなどの取組を推進します。

### b：体罰等の防止

研修等により、教職員による体罰や不適切な指導等の防止に取り組みます。

※42：18歳に達するまでの者（和歌山県青少年健全育成条例第8条第2号）

※43：情報を正しく理解し、正しく活用する力

※44：未成年者の違法、有害なウェブサイトへのアクセスを制限するサービス

※45：こどもが利用する情報通信機器を保護者が管理するための機能

### 3 全ての子ども、若者やその家庭を対象とした良好な成育環境の確保

#### (1) こどもの貧困の解消に向けた対策

##### ア 現状と課題

こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な問題です。モニター調査においても、「大学や塾に行くことをお金を理由で諦めることがないようにしてほしい」（高校生）、「高校や大学へのお金が負担となる」（高校生）などと言った意見がありました。

貧困によってこどもの将来が閉ざされることのないよう、その解消に向けて社会全体で全力を挙げて取り組む必要があります。

本県のこどもの相対的貧困率※46は、令和5年度に実施した「子供の生活実態調査」によると10.7%で、平成30年度に実施した同調査より低下してはいるものの約10人に1人は貧困状態にあります。

##### 所得段階別の分布

	所得の範囲	件数	%	%(判定不能を除く)
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	4,245	45.8	50.9
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	3,203	34.5	38.4
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	897	9.7	10.7
判定不能	—	932	10.0	—

##### 前回(H30)との比較

	今回調査(R5)		前回調査(H30)	
	所得の範囲	%	所得の範囲	%
所得段階Ⅰ（中央値以上）	245万円以上	50.9	238万円以上	51.3
所得段階Ⅱ（中央値の2分の1以上）	123～245万円未満	38.4	119～238万円未満	37.2
所得段階Ⅲ（中央値の2分の1未満）	123万円未満	10.7	119万円未満	11.6

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

※46：所得(等価可処分所得)の中央値の半分に満たない状態

生活必需品の購入困難経験、料金等の支払い困難経験、生活必需品の非所有のうち、いずれか1つ以上の経験がある世帯を「経済的困難世帯」と定義します。経済的困難世帯は前回より0.6ポイント増えています。

#### 経済的困難世帯の分布と前回(H30)との比較

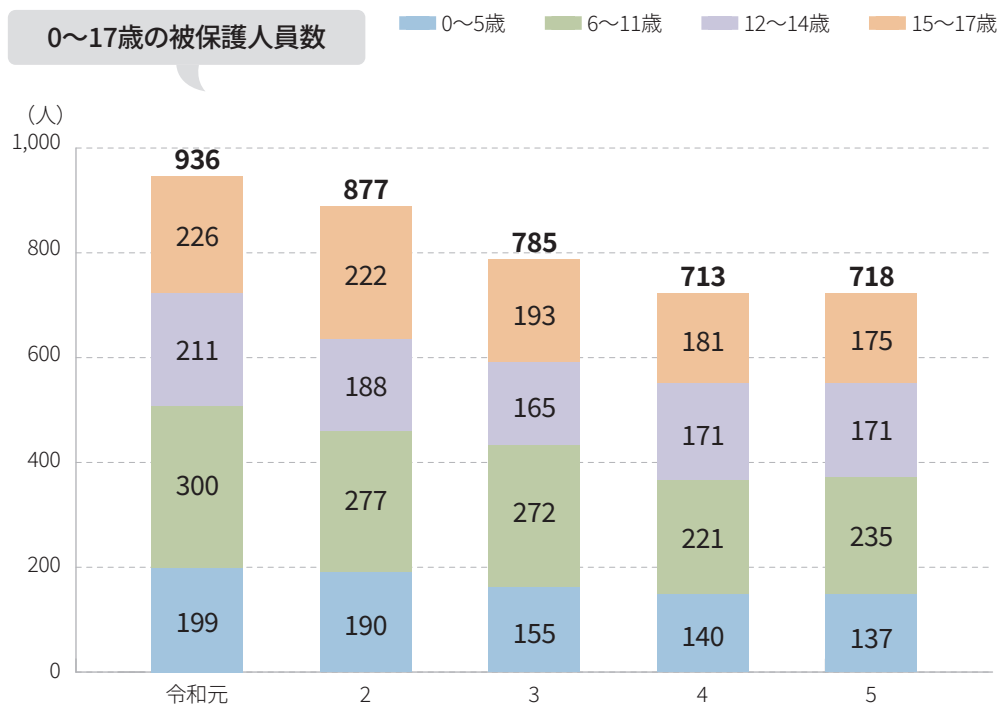
	今回調査(R5)		前回調査(H30)	
	件数	% ※	件数	% ※
経済的困難世帯	1,586	18.0	1,168	17.4
非困難世帯	7,227	82.0	5,548	82.6
判定不能	464	—	280	—

※%は判定不能を除いた割合

出典:和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

県内で生活保護を受けている0～17歳の人数は若干減少してはいるものの、700人を超えています。

#### 0～17歳の被保護人員数



出典:和歌山県「和歌山県の生活保護」

和歌山県の生活保護世帯において、県内全体や全国に比べて高等学校中退率が高くなっています。また、高等学校等卒業後の状況は、県内全体や全国の生活保護世帯に比べて大学等進学率が低く就職率が高くなっています。

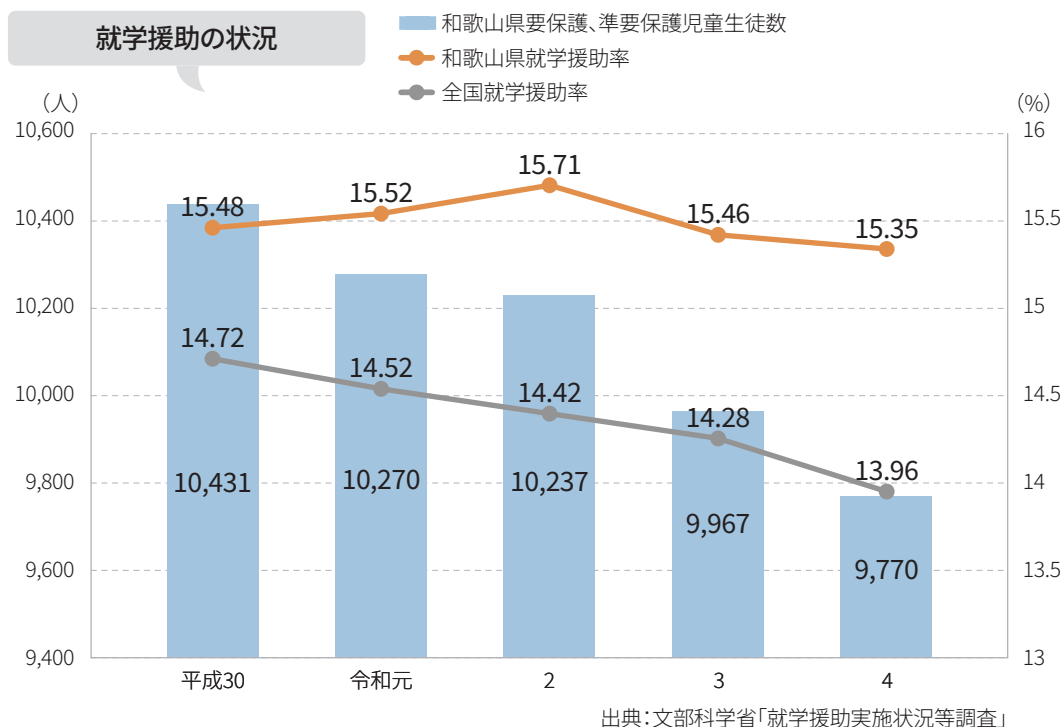
#### 生活保護世帯のこどもの進学率、就職率、高等学校等中退率

			和歌山県		全 国	
			全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
中学校卒業後	高等学校等 進学率(%)	令和3年度卒業	99.0	98.4	98.8	93.8
		令和4年度卒業	99.1	98.2	98.7	92.5
	就職率(%)	令和3年度卒業	0.1	1.6	0.1	1.1
		令和4年度卒業	0.1	1.8	0.2	1.3
	高等学校等 中退率(%)	令和3年度卒業	1.3	4.1	1.1	3.3
		令和4年度卒業	1.0	6.4	1.4	3.7

			和歌山県		全 国	
			全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
高等学校等卒業後	大学等 進学率(%)	令和3年度卒業 大学・短期大学	56.0	14.5	59.5	23.3
		令和3年度卒業 専修学校等	21.4	21.8	16.8	19.2
		令和4年度卒業 大学・短期大学	57.0	15.2	60.8	24.0
		令和4年度卒業 専修学校等	20.1	21.7	16.2	19.2
	就職率(%)	令和3年度卒業	18.1	45.5	14.7	39.6
		令和4年度卒業	17.9	45.7	14.2	39.1

出典：文部科学省「学校基本調査」「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

県内の要保護、準要保護児童生徒数は減少傾向にありますが、就学援助率は全国に比べ高くなっています。



携帯電話、スマートフォンの所持率は、世帯の経済状況<sup>※47</sup>による差がみられませんが、前回調査に比べ所持率は上がっています。

自分が使うことができる携帯電話、スマートフォンが「ある」と回答したこどもの割合

		全体	所得段階Ⅲ	経済的困難	
小学5年生	R5	51.9%	58.1%	55.6%	(n=4,824)
	H30	40.6%	41.8%	42.3%	(n=3,768)
中学2年生	R5	87.8%	87.4%	85.0%	(n=4,453)
	H30	68.5%	64.3%	70.2%	(n=3,215)

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

※47：所得段階Ⅲ及び経済的困難の定義は、49ページ、50ページの表を参照

ゲーム機の使用、電話やメール、インターネットの利用が全体に比べ経済的に厳しい世帯の子どもほど長時間になる傾向があります。また、いずれの世帯においても、前回調査より使用時間が長時間になっています。

#### ゲーム機などの使用時間が2時間以上のこどもの割合

			全体	所得段階 III	経済的困難	
小学5年生	ゲーム	R5	34.8%	51.9%	49.3%	(n=4,824)
		H30	20.7%	29.1%	28.7%	(n=3,768)
	電話やメール、インターネット	R5	21.0%	29.3%	28.2%	
		H30	9.9%	16.3%	13.3%	
中学2年生	ゲーム	R5	38.3%	46.6%	47.6%	(n=4,453)
		H30	28.4%	38.9%	35.8%	(n=3,215)
	電話やメール、インターネット	R5	51.0%	56.8%	58.2%	
		H30	32.0%	42.7%	43.8%	

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

経済的に厳しい世帯の子どもほど、生活習慣<sup>※48</sup>が備わっていない割合が高くなっています。ゲーム機の使用、電話やメール、インターネットの利用時間が関連していると考えられます。

#### 生活習慣の高低別に見たこどもの割合

			全体	所得段階 III	経済的困難	
小学5年生	生活習慣 高	R5	60.8%	44.3%	45.3%	(n=4,824)
		H30	63.4%	49.0%	47.4%	(n=3,768)
	生活習慣 低	R5	14.4%	27.2%	28.1%	
		H30	12.5%	21.9%	22.8%	
中学2年生	生活習慣 高	R5	57.4%	45.2%	47.3%	(n=4,453)
		H30	61.7%	52.0%	51.3%	(n=3,215)
	生活習慣 低	R5	18.6%	28.6%	29.9%	
		H30	14.3%	21.9%	22.9%	

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

※48：子供の生活実態調査において、「朝起きる時間、寝る時間が決まっている」「歯磨きや入浴を毎日する」「ふだん朝ごはんを食べる」ができていて生活習慣を得点化

経済的に厳しい世帯の子どもほど、朝食を食べる割合が低くなっています。

#### 朝食をいつも食べると回答した子どもの割合

		全体	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	R5	86.1%	73.2%	74.4%
	H30	90.0%	82.2%	81.8%
中学2年生	R5	81.5%	72.6%	73.2%
	H30	87.0%	78.4%	79.1%

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

いずれの学年も、所得段階にかかわらず、放課後に過ごしている居場所の数が多いほど自尊心が高い傾向にあります。

#### 放課後の居場所の数別に見た自尊心が高い子どもの割合

		居場所の数	全体	所得段階Ⅲ	経済的困難
小学5年生	0～2		39.7%	35.3%	29.8%
	3～5		47.1%	39.6%	43.2%
	6～8		49.6%	46.2%	38.0%
	9～11		71.1%	100.0%	80.0%
中学2年生	0～2		26.2%	20.4%	22.3%
	3～5		32.8%	23.8%	32.2%
	6～8		34.5%	33.3%	28.9%
	9～11		52.4%	0.0%	75.0%

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

## 1 展開する施策

### (ア) 教育の支援

全てのこどもが家庭の経済状況にかかわらず質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるよう支援します。

#### a：保育料等の助成

全てのこどもが安心して年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育、保育を受けられるよう利用料等を支援します。

#### b：教育費の負担軽減

こどもが安心して教育を受けられるよう、授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。

#### c：学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、支援体制を強化

学校を窓口として、貧困家庭のこどもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげます。

#### d：地域における学習支援

地域学校協働活動<sup>※49</sup>等において、学習支援や体験活動を充実します。

#### e：こどもの居場所づくりの推進

こどもの生活習慣の向上や自尊感情を育むため、勉強や体験が可能なおとこ、食事の提供のあるところなど、こどもだけで気軽に安心して利用でき、地域の多様な大人と関わることのできる居場所づくりを推進します。

### (イ) 生活の安定に資するための支援

貧困の状態にある家庭のこどもや若者は貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念があります。こどもの貧困の解消に向けて、まず保護者が自立した生活を営めるよう保護者の相談対応事業を進め、こどもの希望を踏まえた進路選択に向けて、生活環境の改善のための支援を行います。

#### a：保護者の生活支援

様々な課題を抱える保護者に対し、包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進します。

#### b：こどもの生活支援

健全な発育や健康の維持、増進のため、基本的な生活習慣の定着や健全な食生活の実践を推進します。

#### c：若者の就労支援

就職を希望する若者が就職し、自立できるよう支援します。

#### d：住宅に関する支援

ひとり親世帯や多子世帯などが生活の安定に必要な住宅を確保できるよう、公営住宅の優先入居を行います。

※49：幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働し行う様々な活動。登下校の見守りや授業補助など

### (ウ) 保護者の就労支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、多様で柔軟な働き方により子どもと過ごす時間を確保することや、働く親の姿を見て子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、貧困の連鎖を防止する上でも大きな意義があります。

#### a：職業生活の安定と向上のための支援

非正規社員の正社員化などによる所得の増大や仕事と家庭を安心して両立できる働き方を推進します。

#### b：困窮世帯等への就労支援

生活困窮者等の状況に応じ、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図ります。

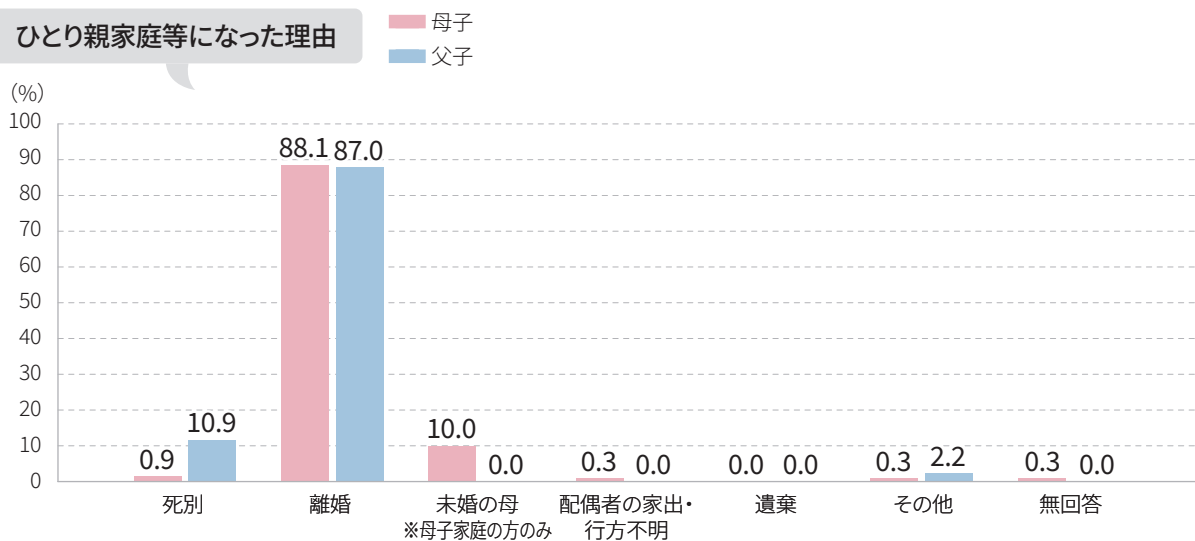
## (2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援

### ア 現状と課題

令和2年の国勢調査によると、県内のひとり親家庭の総数は10,059世帯あり、うち母子家庭は8,804世帯、父子家庭は1,255世帯で、いずれも同じ方法で統計が開始された平成22年以降減少しています。

ひとり親家庭になった理由について、離婚によるものが母子家庭で88.1%、父子家庭で87.0%といずれも多数を占めています。

ひとり親家庭等になった理由



出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

ひとり親世帯の家族構成について、母子家庭の66.8%、父子家庭の39.1%がひとり親と子どものみの家庭でした。

20歳未満のこどもの数については、母子家庭の50.2%、父子家庭の47.8%と、いずれも約半数が1人と回答していますが、4人以上との回答も、母子家庭の7.8%、父子家庭の13.0%に達しています。

母子家庭の相対的貧困率は42.0%と、子育て世帯全体の相対的貧困率(49ページの表「所得段階別の分布」を参照)の約4倍となっています。

#### 母子家庭及び父子家庭の世帯別の所得段階別の分布

出典：和歌山県「子供の生活実態調査」(令和5年)

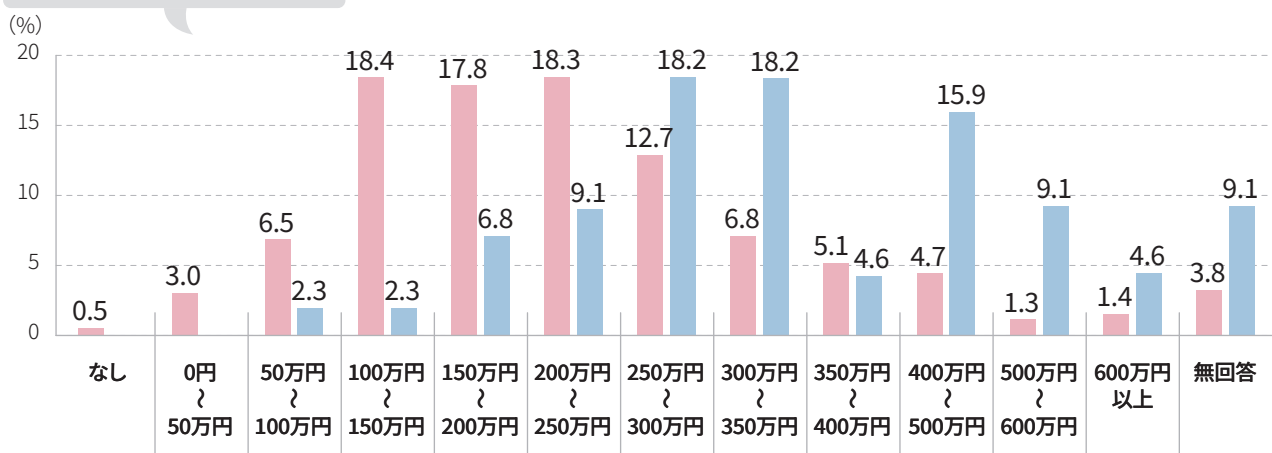
	所得の範囲	母子家庭		父子家庭	
		件数	%	件数	%
所得段階Ⅰ(中央値以上)	245万円以上	134	12.7	42	38.9
所得段階Ⅱ(中央値の2分の1以上)	123～245万円未満	477	45.3	57	52.8
所得段階Ⅲ(中央値の2分の1未満)	123万円未満	442	42.0	9	8.3

ひとり親家庭の年間収入について、母子家庭の48.4%において、年間収入が200万円未満となっています。令和5年度に実施した「子供の生活実態調査」によると年間収入が200万円未満と回答した保護者の割合は7.7%であることから、母子家庭の収入が特に低い傾向にあります。

#### 令和4年度中の収入

■ 母子 ■ 父子

出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

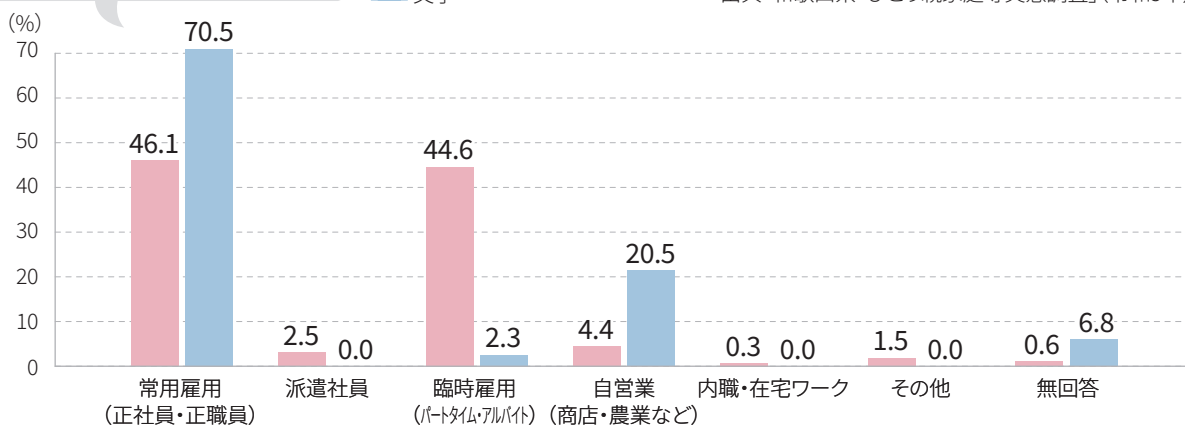


ひとり親家庭の就業について、有業率は、母子家庭が90.3%、父子家庭が89.1%と大きな差はありませんが、母子家庭では臨時雇用など不安定な形態での就労が多く、そのことが収入の低さにつながっていることがうかがえます。

#### 現在の仕事の勤務形態

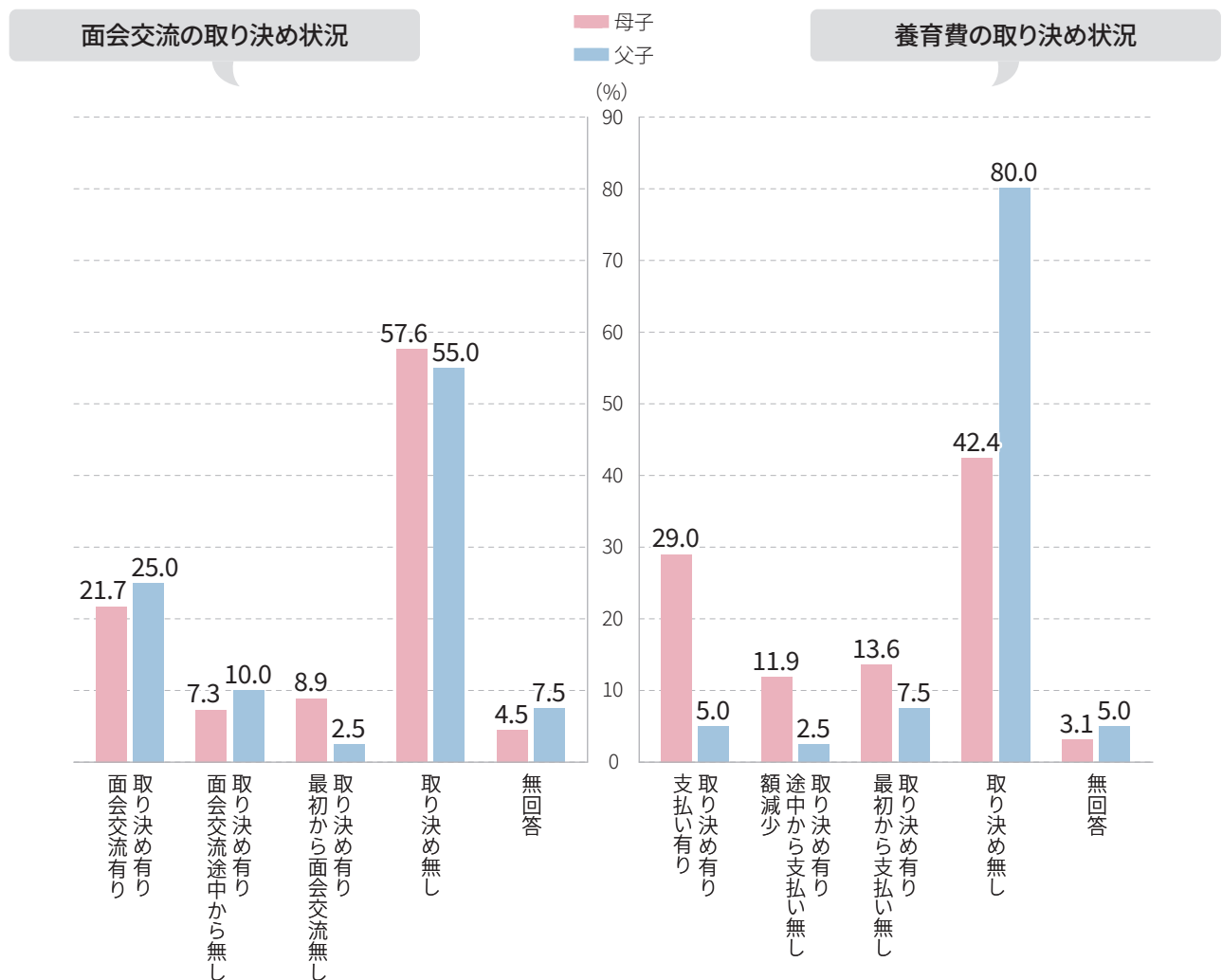
■ 母子 ■ 父子

出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)



ひとり親家庭のこども、あるいは親自身が病気になった場合の主な看護者について、こどもが病気になった場合は、母子家庭の72.4%、父子家庭の50.0%が親自身と回答しています。親自身が病気になった場合は、母子家庭の21.9%、父子家庭の10.9%において看護者がいないと回答しており、普段から家事や育児の負担が重くのしかかっていることがうかがえます。

離婚の場合、安全な親子交流の機会を確保することや、養育費が確実に支払われることが望まれますが、県ひとり親家庭等実態調査では、親子交流については離別母子家庭の57.6%、離別父子家庭の55.0%が、養育費については離別母子家庭の42.4%、離別父子家庭の80.0%が、それぞれ取り決めをしないまま離婚していると回答しています。



出典：和歌山県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

## イ 展開する施策

### (ア) 経済基盤の安定

児童扶養手当などの金銭的給付や貸付、就労支援によりひとり親家庭の経済基盤の安定を図ります。

#### a：経済支援

18歳未満のこどもを養育する一定の所得水準未満のひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給や医療費の自己負担額の助成を行います。

#### b：就労支援

##### (a) ひとり親家庭の実情に合わせた就労支援

母子家庭等就業・自立支援センターが、個々のひとり親家庭の実情に合わせて相談に応じるとともに、就職に役立つ知識や技術の習得を図るセミナーを開催します。

##### (b) 専門機関による支援

ハローワーク、わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）、若者サポートステーションWith You<sup>※50</sup>等の就労支援機関で専門的な支援が受けられる体制を整えます。

##### (c) 資格取得支援

自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給により、安定した就職に有利となる資格の取得を支援します。

#### c：各種資金の貸付

こどもの修学や生活の安定等、目的に応じた12種類の資金を、適切な審査の上無利子または低利子で貸し付けます。

### (イ) 生活基盤の安定

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭の負担軽減や相談支援体制の強化を図ります。

#### a：家事育児の支援

##### (a) 日常生活の支援

ひとり親家庭の親が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。

##### (b) 仕事と子育ての両立支援

ひとり親家庭の親が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の促進、短期入所生活支援事業（ショートステイ）及び夜間養護事業（トワイライトステイ）等の各種育児サービスが利用できる体制を整えます。

※50：県が子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」を、県内3か所の地域若者サポートステーション（県と厚生労働省の協働事業、若者の職業的自立を支援）に併設し、一体的に運用している機関

## b：住居支援

## (a) 住居資金の支援

住宅支援資金貸付制度により、ひとり親家庭の住居の借上に必要な資金を貸し付けます。

## (b) 公営住宅等の活用

生活の拠点である住宅の安定的な確保を支援するため、公営住宅や住宅セーフティネットの活用等を促進します。

## (c) 母子生活支援施設の体制整備

母子生活支援施設において、母子家庭を対象に住居確保や日常生活、就労等の支援を受けることができる体制を整えます。

## c：相談及び情報提供

## (a) 母子・父子自立支援員による情報提供

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談に幅広く応じるとともに、必要な情報を提供します。

## (b) 訪問支援員による相談対応

児童扶養手当の新規受給資格者となった方を対象に、必要に応じて訪問支援員を派遣し、支援制度の案内や生活一般に係る相談に応じます。

## (c) ひとり親家庭同士の交流

ひとり親家庭の方々が抱える悩みを共有し、お互いに相談し合える居場所を提供するため、ひとり親家庭の親子が集い語らう機会を設けます。

## (ウ) こどもへの支援

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全、安心な親子交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取り決めに促進します。

## a：親子交流

離婚時における親子交流の取り決めに促進するため、県民に啓発する機会を設けます。

## b：養育費確保

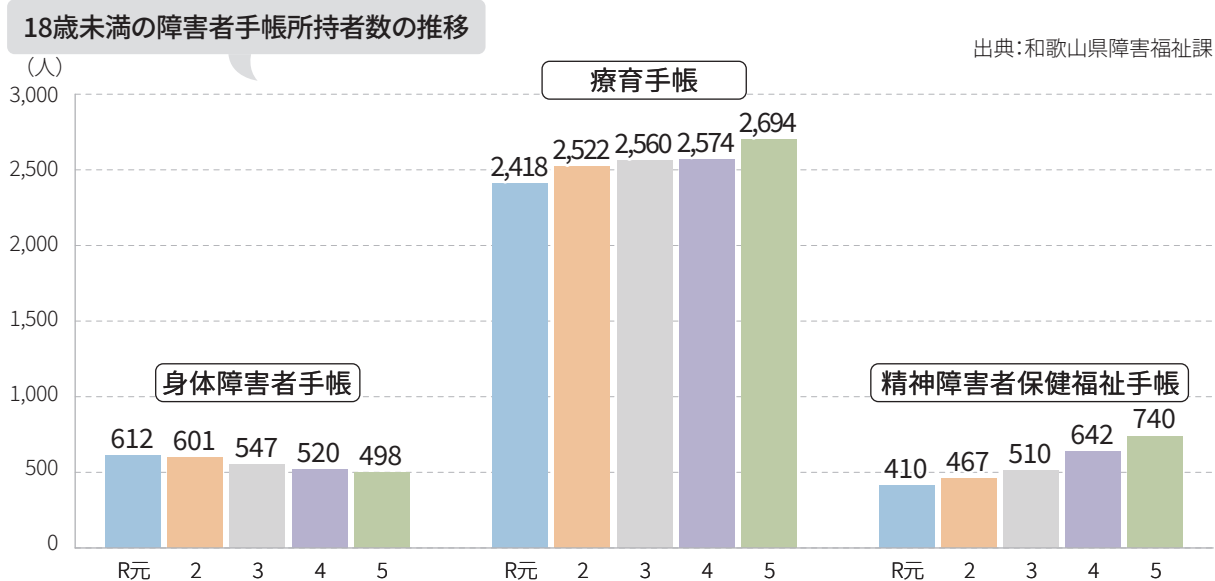
離婚時における養育費確保の取り決めに促進するため、公正証書の作成や保証契約の締結費用等を支給するとともに、公証役場や裁判所等への同行支援を行います。

### (3) 障害等のある子どもや若者への支援

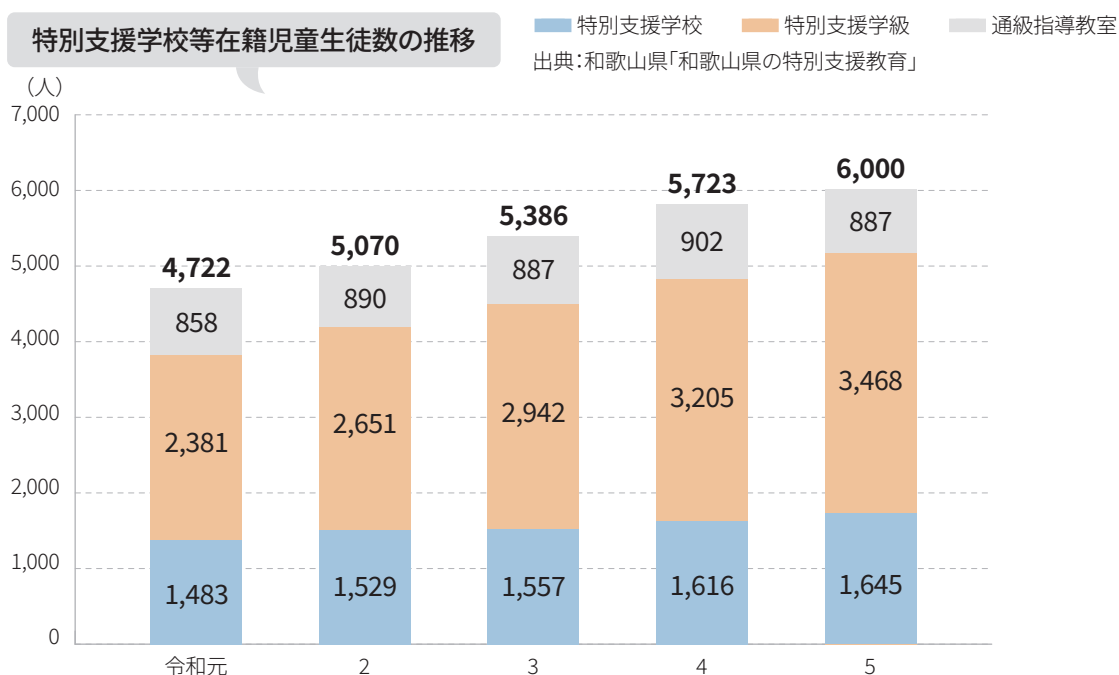
#### ア 現状と課題

障害、発達特性、病気等のある子どもや若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援とのつながりの中で発達や自立を支援する必要があります。

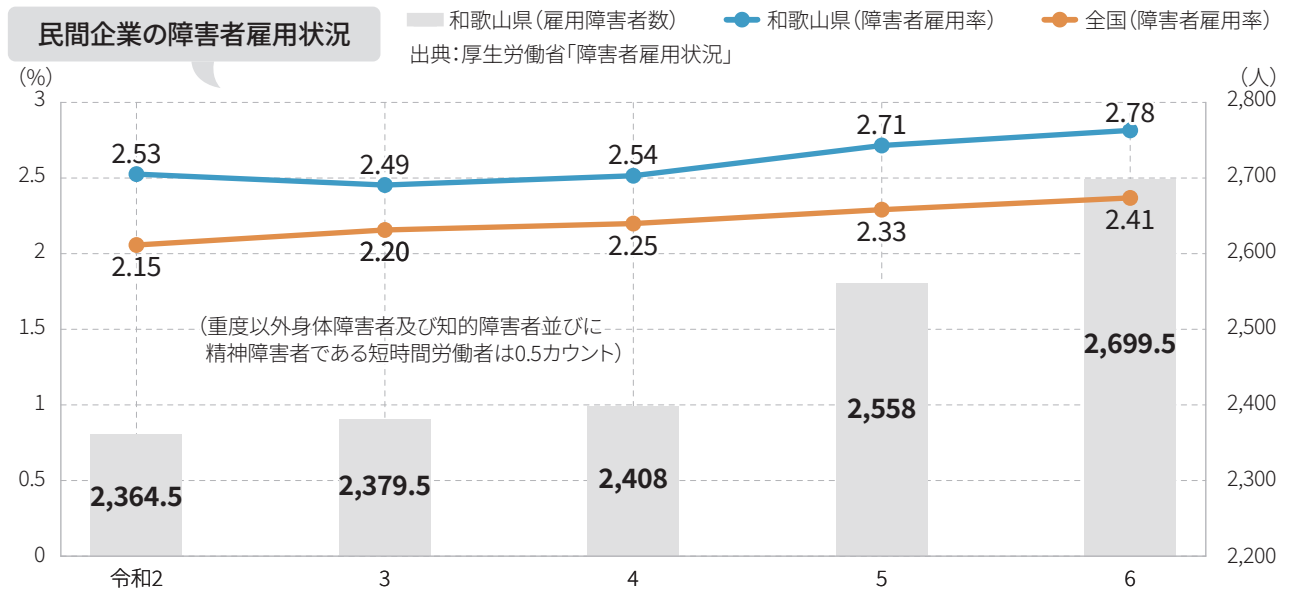
令和5年度の本県における18歳未満の身体障害者手帳の所持者数は498人で減少傾向ですが、療育手帳所持者数は2,694人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は740人で、増加傾向にあります。



令和5年度における本県の特別支援学校の在籍者数は1,645人となっています。小、中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒も加えると6,000人で、増加傾向にあります。



本県の民間企業における障害者雇用率は全国値よりも高く、令和6年は2.78%となっています。雇用している障害者数は令和6年が2,699.5人で、増加傾向にあります。



## イ 展開する施策

### (ア) 地域における支援体制の強化

心身の発育や発達、病気等の状態に応じた適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、保育、教育等が連携して地域における障害や病気のあるこどもの支援体制の強化や切れ目ない施策を推進します。

#### a：障害児者サポートセンター等での相談対応

障害児者サポートセンターや児童相談所、児童発達支援センター等の専門機関で、障害のあるこどもに関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。

#### b：児童発達支援センターの設置促進

地域の障害のあるこどもの健全な発達において中核的な役割を担う「児童発達支援センター」の設置を促進し、地域の療育支援体制を確立します。

#### c：児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の各圏域設置

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域で必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。

#### d：難病・こども保健相談支援センター等での相談対応

難病・こども保健相談支援センターや保健所において、引き続き、難病等により長期療養を必要とするこども等やその家族の精神的な不安等を解消し、生活の質を向上させるための相談、支援を実施します。

#### e：聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施

聴覚障害の早期発見、早期支援が切れ目なく図られるよう、聴覚障害児支援拠点を中心に、保健、医療、福祉、教育の連携を強化するとともに、きこえとことばに不安のある乳幼児とその保護者に対し、「乳幼児きこえとことば相談」による地域巡回を通じて、適切な情報発信や相談支援を行います。

**f：発達障害の理解促進と支援**

発達障害のある人が、それぞれのライフステージにあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、発達障害が広く理解されるよう啓発します。

**g：医療的ケアが必要な子どもやその家族等への支援**

住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう和歌山県医療的ケア児等支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供を実施するとともに、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携促進、各圏域の医療的ケア児支援体制整備のサポートを行います。

**(イ) インクルーシブな教育環境の充実**

障害の有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムを推進するため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

**a：多様な学びの場の整備、充実**

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援に資するため、通級指導教室<sup>※51</sup>の整備を促進します。また、小学校、中学校の通級指導教室担当教員や特別支援学校等、特別支援教育に関する専門性のある教員による巡回相談を実施し、校内委員会の機能強化を支援します。

**b：切れ目ない支援の推進**

一人一人に教育的ニーズを正確に把握し、在学中だけでなく卒業後の進路先においても適切な支援と合理的配慮が切れ目なく行われるよう、つなぎ愛シート<sup>※52</sup>の活用を推進します。

**c：交流及び共同学習の推進**

特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が互いに理解し合う取組を進めるとともに、心のバリアフリーの推進に取り組みます。

**(ウ) 経済的支援**

身体障害、知的障害、精神障害のある子どもや長期にわたり療養を必要とする子ども等の養育者の経済的負担の軽減を図るため、医療費等の助成を行います。

**a：特別児童扶養手当の支給**

中程度以上の障害のある子ども（20歳未満）を監護する親、もしくは親に代わり養育する方に対して、一定額の手当を支給します。

**b：小児慢性特定疾病医療費の助成**

小児慢性特定疾病にかかっている子ども（18歳未満）等に対し、治療等に要する医療費の自己負担分の一部を助成します。

**c：補聴器購入費の助成**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を補助します。

※51：大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を特別の指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態

※52：障害のある幼児児童生徒について、学校や学年が変わっても一貫した指導や支援を行うことができるようにするために作成する個別の教育支援計画

## (工) 就労の支援

障害者雇用の一層の促進を図るとともに、雇用、福祉、教育が連携し、就職の準備段階から就労定着までの一貫した支援に取り組みます。

### a：就労体験の実施

インターンシップ事業を通じ、障害福祉サービス事業所等を利用している障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、障害のある人や障害に対する職場の理解を促進します。

### b：障害者雇用促進の啓発

事業主への障害者雇用率制度、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供義務等を周知し、障害者雇用の促進を図ります。

### c：職業能力の開発

パソコン操作訓練等を実施し、障害のある人の職業能力の向上を図ります。

### d：一般就労支援の充実

障害のある人の一般就労移行と就労定着を図るため、労働局と共同で設置した「障害者就業・生活支援センター」において、雇用、福祉、教育等の関係機関や就労系障害福祉サービス事業所との連携を強化します。

### e：福祉的就労支援の充実

就労系障害福祉サービス事業所が製作する自主製品の定期的な販売会の開催による流通販路の拡大や製品の付加価値を高める取組を支援し、工賃の向上を図ります。

### f：各圏域の自立支援協議会の活用

雇用、福祉、教育等の関係機関等で構成する自立支援協議会において、各関係機関の連携を促進し、各人にあった就労支援を推進するための体制整備などについて協議します。

## (オ) 社会への参加と支援

障害者スポーツの普及や文化、芸術活動の充実を図ります。

### a：障害者スポーツの推進

特別支援学校の生徒がスポーツを通じて交流する機会を確保するため、県特別支援学校体育大会の開催支援や近畿大会への生徒の派遣を支援します。

### b：文化、芸術活動を支援する人材の育成

障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の育成及び確保のため、各事業所等へ講師を派遣する「出前教室」や障害福祉サービス事業所職員、特別支援学校教職員等を対象とした研修会等を実施します。

### c：障害のある人への学習機会の提供

障害のある人が、学校卒業後も学び続けることができるよう、文化、芸術を中心に幅広い分野の講座を開設し、講師が、直接、学びたい方のところを訪問する「出張まなび講座」を実施します。

## (4) 児童<sup>※53</sup>虐待防止対策の強化

### ア 現状と課題

児童相談所への虐待の相談件数は年々増加し、令和5年度は2,192件で、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度の160件から約13.6倍となっています(19ページのグラフ「県児童相談所における児童虐待相談件数」を参照)。

また、児童相談所で対応した相談の内容については、令和5年度は身体的虐待424件、ネグレクト472件、心理的虐待1,283件、性的虐待13件で、心理的虐待が最も多く<sup>※54</sup>なっています。

相談経路	(件)
都道府県	162
市町村	478
児童福祉施設等	36
警察等	759
児童家庭支援センター	7
家庭裁判所	0
保健所・医療機関	52
学校等	172
里親	0
児童委員	0
家族	198
親戚	33
近隣知人	209
児童本人	39
その他	47
計	2,192

出典：和歌山県「令和5年度和歌山県内における児童虐待相談の状況」(令和6年)

児童相談所へ相談が寄せられた経路としては、警察等が最も多く、次いで市町村、近隣知人になっています。また、家庭の状況の変化に気づきやすい近隣知人からの通告は、平成19年度は21件でしたが、令和5年度は209件に増加しています。

一方で全国の令和4年度の虐待による死亡者数(心中以外)は56人で、そのうち0歳児の割合が44.6%と最も高くなっています。また、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは62.5%でした。

近年、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、子育てを身近な場で日常的、継続的に支援する取組が必要です。また、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。

そのような中で、令和4年改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置について、市町村の努力義務とされました。また、新たに子育て世帯への支援を充実するための家庭支援事業<sup>※55</sup>と生活に困難を抱える妊産婦等に一時的に

住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業などが定められ、都道府県等がその体制整備や支援を必要とする家庭や妊産婦への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされました。

これらの社会情勢や法改正を踏まえ、児童を虐待から守るための総合的な対策を推進していく必要があります。

※53：本項における「児童」は児童福祉法第4条に定義される18歳未満の者をいう

※54：虐待相談の傾向としては、平成12年度から平成25年度までは身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順で多かったが、平成26年度以降は心理的虐待が最も多くなっている

※55：新たに子育て世帯訪問支援事業など3事業を創設し、既存の事業と合わせた6事業の総称

## イ 展開する施策

### (ア) 児童虐待の発生予防

児童虐待の防止に向け、広く県民や児童に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について広報啓発を行います。また、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、身近な場所で日常的、継続的な子育て体制を構築します。

#### a：児童虐待を防止するための啓発

児童虐待を防止するための啓発や、乳幼児へのふれあい体験学習等の実施を通して、児童虐待防止に向けた県民意識の醸成に努めます。

#### b：子育て支援の促進

妊産婦や子育て家庭等が出産や育児の悩みに関して気軽に相談できる身近な相談機関を整備するなど、地域における子育て支援の促進に努めます。

#### c：支援体制の充実

児童と家庭に関する児童相談所などの相談体制の充実を図るとともに、性暴力被害者に対する支援体制など各種支援の充実を図ります。

### (イ) 児童虐待の早期発見、早期対応

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村が実施する子育て支援施策等により家庭の状況を把握し、早期発見、支援につなげます。

#### a：市町村を中心とした支援の充実及び関係機関等との情報共有の徹底

市町村を中心とした支援体制の充実や関係機関等との情報共有を徹底し、児童虐待の見逃しを防ぎます。

#### b：児童虐待通告への迅速、的確な対応

児童虐待通告への迅速、的確な対応のため、48時間以内の安全確認の実施及び児童の安全を最優先にした一時保護に取り組みます。また、そのために必要な関係機関との連携強化及び児童相談所の体制の強化を推進します。

### (ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築

複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門人材の育成や人員体制の強化に努めるなど、市町村の体制を充実します。

#### a：こども家庭センターの整備促進

県内全ての児童や家庭が、身近な地域で切れ目なく相談支援が受けられるよう、こども家庭センターの整備を促進します。

**b：職員の専門性の向上**

市町村が、児童相談所や警察、児童家庭支援センター<sup>※56</sup>、その他関係機関と連携しながら要保護児童対策地域協議会<sup>※57</sup>の運営を適切に行うことができるよう、技術的助言を行うとともに、研修開催等による職員の専門性向上を図ります。

**c：保護者への育児支援**

保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するため、子育て短期支援事業など、市町村が実施する支援事業の充実を図ります。そのため、市町村の家庭支援事業等の必要な事業量の見込みや確保状況を把握します。

**d：母子生活支援施設の活用**

母子生活支援施設は母子分離せずに児童を支援できる施設であることから、母子が共に暮らし、安定した生活を送ることができるよう、母子生活支援施設の活用を促進します。

**e：在宅指導の実施における連携**

児童相談所の在宅指導について安全かつ健全にこどもが育つ家庭維持に向けて市町村や学校、保育所その他関係機関と連携していきます。

**f：児童家庭支援センターの機能強化と設置促進**

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるよう、必要な支援を実施します。また、児童家庭支援センターが家庭支援事業を実施し、在宅指導措置委託を増加させることなどにより、児童家庭支援センターの機能強化に努めます。

**(工) 支援を必要とする妊産婦等の支援**

特定妊婦等<sup>※58</sup>の生活援助体制の整備や支援の利用勧奨等を通じて、特定妊婦等へ着実に支援を届けます。

**a：関係機関との連携体制の構築**

特定妊婦等について支援対象者の把握や地域生活を支援するため、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築を目指します。

**b：特定妊婦等への支援体制の整備**

生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的に住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を実施するための体制を検討します。

**c：助産制度の周知**

助産施設を利用できる体制を維持しながら、特定妊婦等に助産制度を周知し、利用できるように努めます。

※56：地域に密着したよりきめ細やかな相談支援のため、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う機関

※57：民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行う児童福祉法に基づく協議会。県内全ての市町村に設置済

※58：予期せぬ妊娠や貧困、DVなど様々な理由で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦、その他これに類する者及びその者の監護すべきこども

## (オ) 児童相談所、一時保護施設の体制強化

虐待通告の迅速かつ的確な対応が児童相談所に求められる中、児童相談所は養護、非行、障害相談などあらゆる相談に対応するとともに一時保護や里親等委託、施設入所等の対応、親子関係再構築支援など多岐にわたるため、その体制の強化が必要です。

また、併せて児童の安全を迅速に確保し適切な保護<sup>※59</sup>を図り、児童の心身の状況等を把握するため、一時保護施設における支援の充実と体制を強化する必要があります。

### a：児童相談所の体制強化

児童福祉法の改正等<sup>※60</sup>を踏まえ、児童相談所への児童福祉司、児童心理司、弁護士、医師、保健師などの計画的な増員や組織、業務分担の見直しなどにより体制強化を図ります。

### b：児童相談所職員の専門性の向上

児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等の専門的な知識や援助技術の向上を図ります。

### c：児童家庭支援センターの設置

地域に密着したよりきめ細やかな相談支援のため、児童相談所や市町村その他の関係機関と連携を図り、専門的な相談支援を行う児童家庭支援センターを計画的に設置します。

### d：一時保護された児童の権利の尊重

一時保護された児童の権利が尊重され安心して生活できるよう、児童の年齢や心身の状況などに応じた日課の提供やアンケートの実施等による意見聴取を実施します。

### e：児童に応じた専門的ケア

一時保護児童の年齢や入所に至る背景、性格特性、性的指向、性自認などに配慮し一人一人の状況に応じた専門的なケアを実施します。

### f：一時保護施設の適正運営

一時保護された児童の立場に立った質の高い支援を行い、一時保護施設の適正な運営や施設の運営の透明化を図るための外部機関による第三者評価を定期的に受審します。

### g：一時保護施設職員の専門性の向上

一時保護施設職員の専門性の向上のため、職場内外の研修を計画的に実施します。

### h：一時保護委託体制の充実

児童養護施設等への一時保護委託について、児童の心身の状態や地域性、通学への配慮や性格特性に配慮した、丁寧なケアを行える体制の充実に努めます。また、一時保護専用施設の設置についても児童養護施設等に働きかけていきます。

### i：学習機会の確保

一時保護児童の学習機会の確保のため、一時保護施設に学習指導員を配置するなど、必要な支援を実施していきます。

※59：一時保護の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査の導入が令和4年改正児童福祉法により規定され、令和7年6月より施行される

※60：令和4年改正児童福祉法により、こどもの意見聴取等措置が規定され、一時保護や措置の決定の際に、児童の意見を聴取することとされた

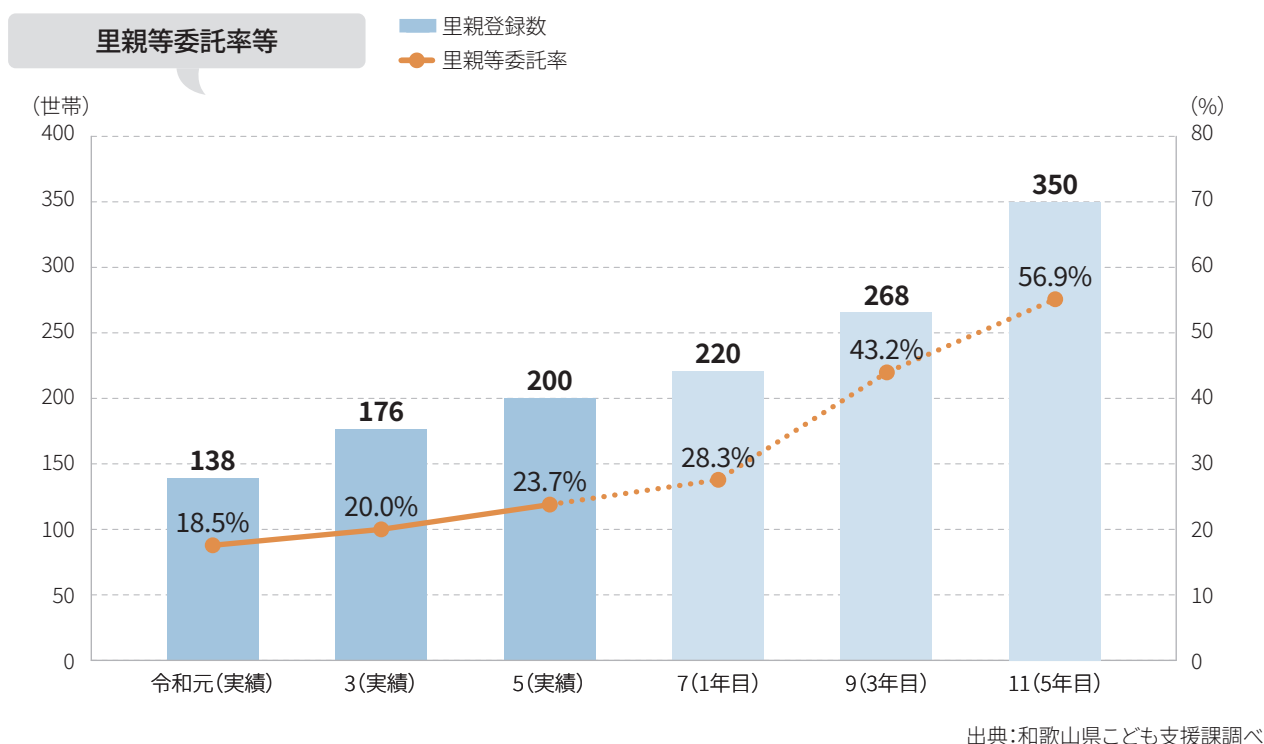
## (5) 社会的養育の推進

### ア 現状と課題

代替養育を必要とする児童数<sup>※61</sup>は人口減少に伴い減少する見込みで、令和11年度には264人<sup>※62</sup>になると見込まれます。

これらを含む全ての児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難または適当でない場合には、永続的に安定した養育環境を保障する特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を進めることとされ(家庭的養育優先原則)、その実現のためには、まず、児童相談所のケースマネジメントの徹底が必要です。

その上で、里親等委託を推進し、里親等委託率<sup>※63</sup>の目標(乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上)達成を目指すとともに、児童養護施設等においてもより家庭的な環境において養育される場所を提供するため、小規模かつ地域分散化された施設の整備等を図る必要があります。令和5年度末現在、県内の里親登録数は200世帯、里親等委託率は23.7%で着実に増加<sup>※64</sup>していますが、目標には達していません。



※61：里親宅、ファミリーホーム(里親等の養育者が自宅において、複数の児童を家庭的な環境の下で養育する施設)、乳児院及び児童養護施設で養育が必要と考えられる児童数

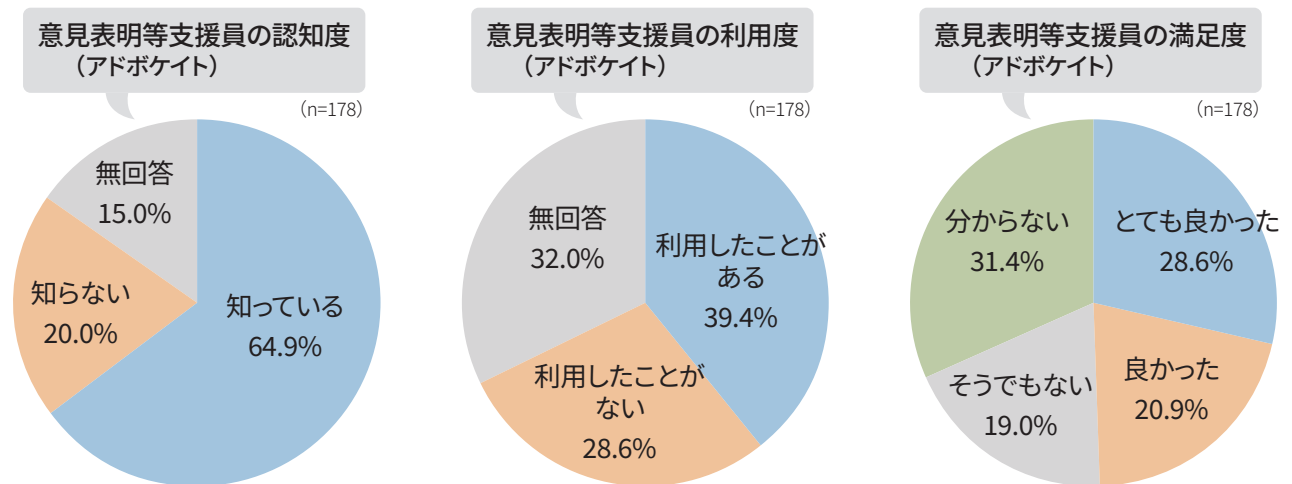
※62：資料編 数値見込み参照

※63：児童養護施設などの代替養育を必要とする児童のうち、里親宅(ファミリーホームを含む)に委託されている児童の割合

※64：前回計画策定時(平成30年度)の里親登録数は129世帯、里親等委託率は17.9%

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、保護者等からの十分な支援を受けられないまま、社会の中で生活していかなくてはならない場合があります。そのため、児童養護施設等入所中や里親の家庭で生活している間に、社会生活に必要な様々な知識、技術や経験が得られるように支援する必要があります。さらに、退所後においても継続的な相談等の支援が必要です。

加えて、児童の権利擁護に取り組み、社会的養護の対象である児童に意見表明の機会の場を確保する必要があります。



出典：和歌山県こども支援課アンケート(令和6年)

## 1 展開する施策

### (ア) 当事者である児童の権利擁護

意見表明等支援事業<sup>※65</sup>の実施など、里親家庭や児童養護施設等に措置または一時保護された児童等に意見表明の機会の場を確保し、児童等の権利擁護に努めます。

#### a：児童への意見表明権の啓発

社会的養護の下で育つ児童が自らの意見を表明できるよう、児童が権利を有することや意見表明の手段があることなどについて、児童へ周知します。

#### b：児童が意見を表明しやすい環境づくり

家庭、児童相談所や児童養護施設等において、児童が意見を表明するための取組を充実させます。また、児童の意見を第三者が代弁する意見表明等支援事業の認知度及び満足度の向上など、さらなる拡充を目指します。

#### c：児童の権利に対する施設等職員の意識向上

児童の権利に関して、里親等や児童養護施設等の職員の意識の向上を図るとともに、児童の意見に対して適切な対応が図られる体制を構築します。

※65：令和4年改正児童福祉法により規定され、児童の下に意見表明等支援員(アドボケイト)を派遣し、児童から意見を聴取することで、児童が自らの支援の在り方に参画できるようにする事業。本県では、法改正より前の令和3年度より一時保護所において試行的に導入し、令和4年度より一時保護委託を含む一時保護児童に対し実施。令和6年度より里親や児童養護施設等措置児童にも対象を拡大

### (イ) 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障<sup>※66</sup>

家庭における養育が困難または適当でない児童に対し、市町村をはじめとする関係機関と緊密な連携の下、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

#### a：児童相談所の職員体制の構築

児童相談所におけるパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底するための職員体制の構築に努めます。

#### b：親子関係を再構築する支援体制の構築

親子関係の再構築に向け、こどもの意見、意向を丁寧に把握、尊重しながら、重層的、複合的、継続的な支援が行える体制を構築します。

#### c：特別養子縁組等の推進

児童相談所において、特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、特別養子縁組等の一層の推進を図ります。加えて、民間あっせん機関との連携及び支援策を検討します。

### (ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進

里親等委託を推進するため、家庭における養育環境と同様の養育を確保するため、里親支援センター等を中心とした普及啓発や未委託里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親制度の周知、啓発に努めます。

#### a：里親等委託の推進

児童相談所の体制を強化し、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等への委託を推進します。特に愛着形成など児童の発達ニーズの観点から、乳幼児を最優先に推進します。

#### b：里親支援センター等と連携した取組

一貫した体制で継続的に里親等の支援等を提供するための児童福祉施設として里親支援センターが児童福祉法に位置付けられたことを踏まえ、里親支援センターの機能充実を強力に進めます。さらに、里親支援センターが中心となり、市町村、関係機関等とも連携することにより、広報啓発や里親支援業務など包括的な実施体制を構築し、きめ細やかな支援を実現します。

#### c：里親等の養育力の向上

里親等の資質向上のための研修を実施するとともに、児童養護施設等での養育実習の受け入れを促すなど、養育力の高い里親の養成を推進します。

#### d：ファミリーホームの設置促進

ファミリーホームの設置を促進し、里親等委託の多様なあり方を実現します。

※66：永続的に安定した養育環境を保障すること

## (エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換

児童養護施設等においても、できる限り良好な家庭的環境を確保する必要があります。小規模かつ地域分散化された施設は少人数の職員体制で運営されるため、支援体制の確保に留意します。また、施設が培ってきた児童養育の専門性をもとに、里親支援の機能強化、一時保護専用施設の設置や児童家庭センターの運営などの多機能化、機能転換も併せて行います。

### a：家庭環境と同様の施設整備

できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設整備を促進します。なお、地域分散化については、本体施設の支援体制の構築や職員確保に留意しながら、各施設と協議しながら進めます。

### b：施設職員体制の強化

小規模かつ地域分散化された施設については、児童への支援がより手厚い職員体制で運営されるよう、支援体制の強化を促進します。

### c：児童養護施設等の多機能化、高機能化の推進

ソーシャルワーク機能や相談支援にかかる専門的な機能を有している児童養護施設等において、家庭支援事業をはじめとする多機能化、高機能化を推進します。

## (オ) 社会的養護自立支援の推進

社会的養護を受ける児童は、自立に際し、精神的にも経済的にも保護者等から支援を受けられないことが多いため、児童が社会生活に必要な知識、技術や経験が得られるよう支援します。併せて、里親等の委託解除や児童養護施設等を退所した児童等に対しアフターケアを実施します。

社会的養護経験者等が利用できる児童自立生活援助事業<sup>※67</sup>については、大半が和歌山市に集中しているため、今後は、整備箇所について地域偏在にも考慮し慎重に判断するとともに、支援の質の向上等を重点的に推進していく必要があります。

### a：退所後の継続支援

退所児童等が自立後に抱える困りごとに対応できるよう、退所した児童養護施設等や社会的養護自立支援拠点事業所<sup>※68</sup>による継続的な相談支援を行います。また、退所児童等のニーズをアンケートやヒアリング調査により把握し、退所児童等の支援につなげます。

### b：入所中からの自立を見据えた支援

退所児童等が自立後も安定した生活を送ることができるよう、里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行います。

### c：児童自立生活援助事業の計画的整備

児童自立生活援助事業を適切に推進し、社会的養護経験者の自立支援に努めます。

※67：義務教育修了後や措置等解除後の自立支援を図るため、生活支援を行う事業所。令和4年改正児童福祉法において、対象者と実施場所が弾力化され、従来の児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（Ⅰ型）だけでなく、児童養護施設等（Ⅱ型）、ファミリーホームや里親宅（Ⅲ型）でも実施できるようになった。Ⅰ型は令和6年4月現在で和歌山市を中心に10か所運営（「子どもシェルター」を除く。）

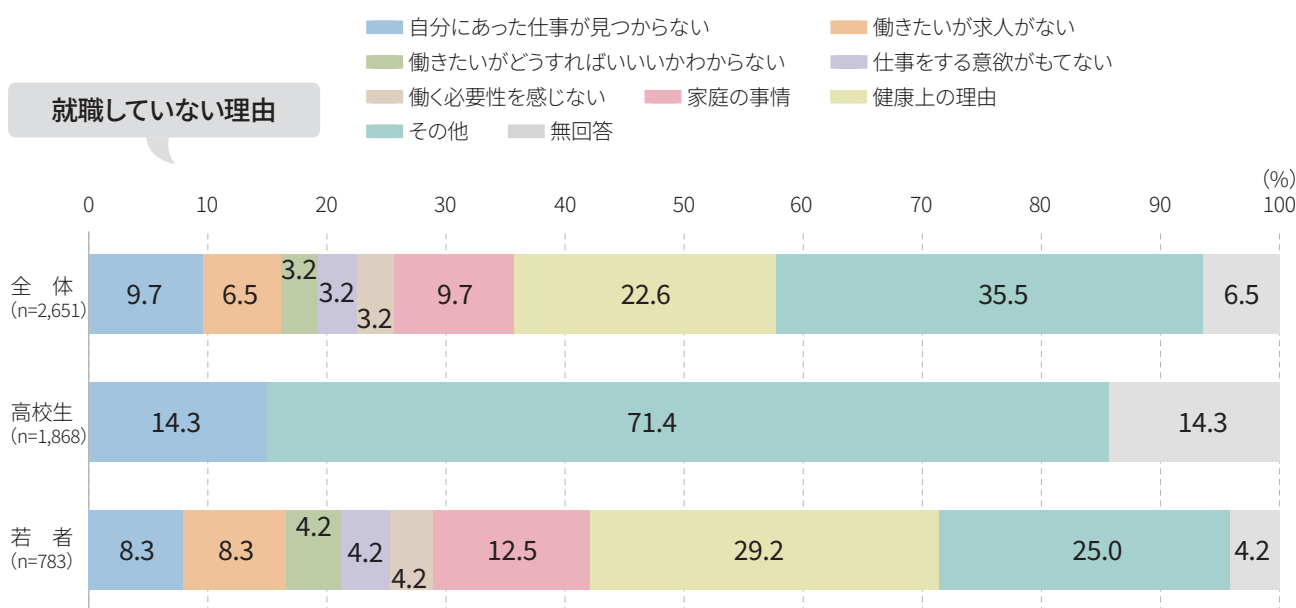
※68：令和4年改正児童福祉法で規定され、児童養護施設等への措置を解除された者等や虐待経験がありながら、これまで公的支援につながらなかった者等が相互に交流する場所を提供し、情報の提供や相談及び助言など必要な支援を実施する事業

## (6) 特に配慮が必要な子どもや若者への支援

### ア 現状と課題

ニートやひきこもり、不登校等の問題は、貧困や職場のハラスメントなどの社会的要因に個々の状況が重なるなど、非常に複雑で多様な状況となっています。ヤングケアラーには、年齢や成長の度合いに見合わない過大な家事や介護の負担により、本人の成育や学業等への影響が懸念されます。本人や家族に自覚がない場合もあり、表面化しにくいことも問題です。性的少数者<sup>※69</sup>の子どもや若者は偏見や差別的な扱いを受けることが多く、学校生活においても環境面や心情等に配慮した対応が必要です。また、本県在住の外国人とその子どもが一定数いることを踏まえ、全ての外国人を孤立させることのない支援が必要です。子どもや若者が抱える困難や課題は多様化していますが、誰一人取り残すことなく健やかに成長できるよう支援を行う必要があります。

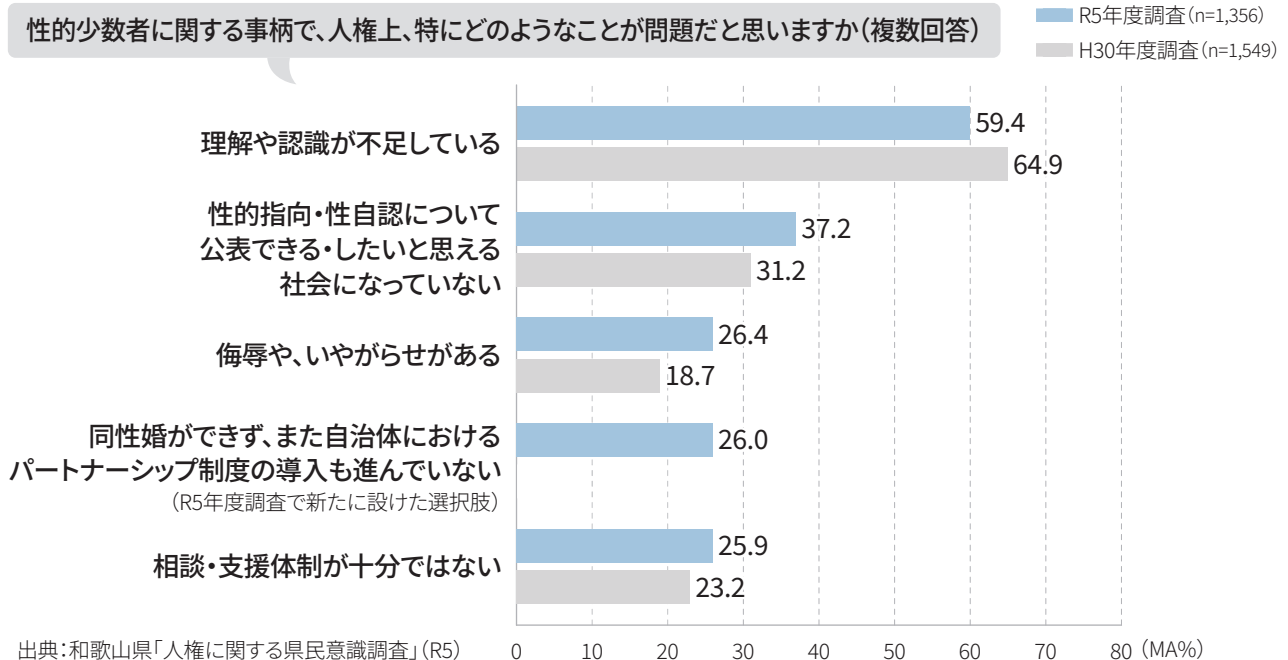
就職していない理由は、「健康上の理由」が最も高くなっていますが、次いで「自分にあった仕事が見つからない」が9.7%となっています。



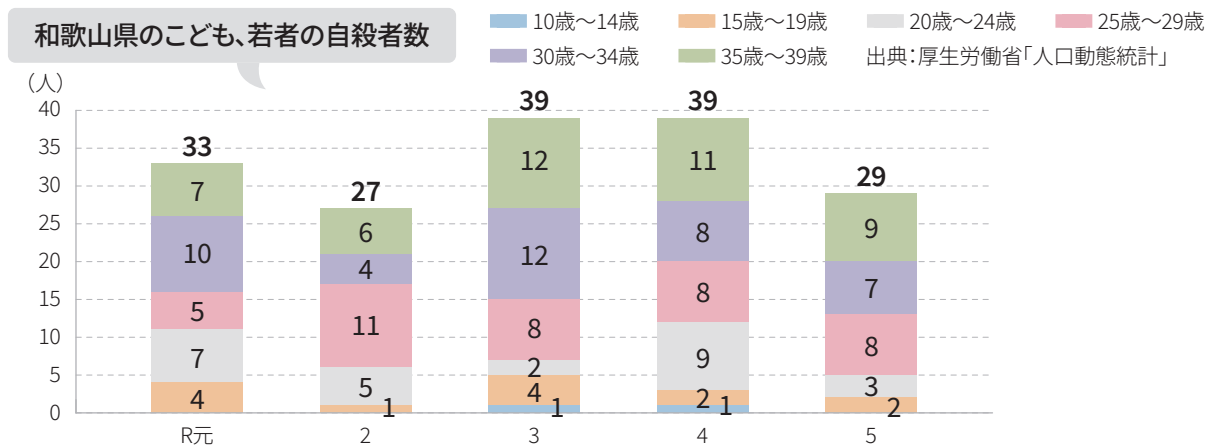
出典：和歌山県「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」(令和2年)

※69：性的指向(恋愛または性愛がいずれの性別を対象とするかをいうもの)や性自認(自己の性別についての認識)、性表現、身体的性など性に関するマイノリティのこと

県が実施した人権に関する県民意識調査では、性的少数者に関する事柄で、人権上、特に問題のあることについて、「理解や認識が不足している」が59.4%と最も高く、次いで「性的指向・性自認について公表できる・公表したいと思える社会になっていない」が37.2%、「侮辱や、いやがらせがある」が26.4%でした。



こども、若者の自殺者数は令和元年から5年にかけては増減はあるもののなくなっておらず、10代の自殺者もいる状況です。



## 1 展開する施策

### (ア) 自殺や自傷行為の防止

自分を大切にする心を育む教育や普及啓発に取り組みます。自殺予防教育や相談体制の充実など、自殺を防止する取組や、リストカット、オーバードーズ<sup>※70</sup>など自傷行為を防止するため、相談体制の整備などの取組を推進します。

※70：医薬品等の決められた用量を守らずに過剰摂取すること

## (イ) 不登校の子どもへの支援

全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学びを希望したときに学びにアクセスできる環境を整備します。モニター調査では、「不登校の子どもが学びに遅れをとらず、次回登校時の不安を軽減してほしい」(中学生)などの意見がありました。

- a：不登校児童生徒支援員<sup>※71</sup>やスクールカウンセラー<sup>※72</sup>の配置等、不登校等総合対策事業の実施  
不登校児童生徒支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー<sup>※73</sup>や教育支援センター<sup>※74</sup>の拡充等、支援体制を強化し、不登校の未然防止や早期発見、早期対応、学校復帰、社会的自立に向けた支援に努めます。
- b：ICT等を活用した不登校児童生徒への学習支援  
校内教育支援センター<sup>※75</sup>などの学校内で安心して落ち着ける場所や教育支援センターでの学習、自宅でのICTを活用した学習等により学習支援を実施します。
- c：不登校のこどもの居場所の確保  
学校、教育支援センターやフリースクール<sup>※76</sup>等の民間施設と連携し、不登校のこどもの居場所の確保を図ります。

## (ウ) ひきこもり状態にある方、ニートへの支援

ひきこもりは、様々な要因が複合的に絡み合って生じるといわれており、その原因や程度は様々です。社会的な経験が少ないことが要因のひとつとしても考えられますが、何らかの理由で「元気」や「自信」をなくし、活動するためのエネルギーが低下している状態です。

ひきこもり状態にある方の性格や特徴にある一定の傾向があると考えられがちですが、不登校と同様、誰にでも起こりうる可能性があります。

そのため、ひきこもり状態にある方については、地域社会全体で支援していく必要があります。

- a：ひきこもり地域支援センター<sup>※77</sup>と関係機関との連携を強化  
ひきこもり地域支援センターや保健所、市町村において、ひきこもりに関する相談支援を行います。
- b：若者サポートステーションWith Youにおける若者の自立支援  
あらゆる悩みに関し、アウトリーチ型支援<sup>※78</sup>を含めた相談支援、専門機関への橋渡しを行い、職業的自立を目指す人にはキャリアカウンセリングや仕事に必要なスキルを身に付けるプログラムの実施等により就労を支援します。

## (エ) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーはケアが日常化し学業や友人関係等に支障が出てしまうなど個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見、把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に繋がります。

※71：学校に登校しても、教室に入れない児童生徒への支援等を行う

※72：学校現場で、児童、生徒、保護者や教職員の相談や支援を行う心理専門職

※73：課題を抱える児童生徒に対し、社会福祉等の専門的な視点を取り入れた支援を行う

※74：各地域の教育委員会が開設する、一人一人に合わせた個別学習や相談を行う場

※75：学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋

※76：民間の自主性、主体性の下に設置、運営され、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などを提供している施設

※77：ひきこもり状態にある本人やその家族等からの相談を受ける機関

※78：対象者や家族、関係者等に対して個別的に若者サポートステーションWith You以外の場所(自宅、学校、市町村役場、カフェ等)で相談に応じるもの

### (オ) 非行防止と自立支援

こどもや若者の非行防止やこどもや若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

#### a：非行防止活動

小中学校等で少年サポートセンターによる非行防止教室を実施し、こどもの規範意識の向上を図ります。また、中学校に学校支援サポーター<sup>※79</sup>を常駐させ、学校環境の改善を図ります。

#### b：非行少年の立ち直り支援活動

少年補導員<sup>※80</sup>や学生サポーター<sup>※81</sup>や更生保護団体<sup>※82</sup>と協働し、公園の清掃等の社会参加活動や、農業体験等を通してコミュニケーション能力、社会性、規範意識等を高めることにより非行少年の立ち直りを支援します。

### (カ) 在留外国人のこどもや若者の支援

就学状況等の把握や円滑な就学を目指した支援を行い、個人の実態に応じたきめ細かな日本語指導等の充実を図ります。

### (キ) 若年妊産婦<sup>※83</sup>の支援

予期せぬ妊娠等により悩みを抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう市町村や産科医療機関との連携体制を構築します。

### (ク) 犯罪被害者等の支援

こどもが犯罪被害に巻き込まれる事案があとを絶ちません。こうした犯罪が被害者に及ぼす身体的、精神的影響は計り知れず、被害にあったこどもの心身の負担を軽減し、立ち直り支援が必要です。

犯罪被害者等が、その受けた被害等を回復または軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、生活資金の貸付や無料弁護士相談等の制度を関係機関や団体と緊密に連携協力しながら、総合的に推進していきます。

### (ケ) 性的少数者への支援

性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれることなく自分らしく生きられるよう、多様な性の在り方についての県民の正しい理解を深める広報、啓発を強化するとともに、相談体制の充実を図ります。

※79：警察OBを中学校に1年間派遣し、学校だけでは解決が難しいいじめや非行問題等の対応にあたる

※80：少年非行、被害防止を進めるため、警察から委嘱を受けた地域住民で構成するボランティア

※81：少年の非行防止のため、警察から委嘱を受けた大学生や大学院生で構成されたボランティア

※82：保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会など

※83：20歳未満で妊娠、出産した女性

## 4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援

### (1) 地域全体で子どもを育む環境づくり

#### ア 現状と課題

少子化や核家族化の進展に伴い、子どもや保護者と地域の関わりが希薄になっています。これにより、子育て家庭が地域から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなり、孤立して育児をする状況に陥ることがあります。また、あらゆる年齢や立場の人が交流できる場所が減少しており、子どもが地域の中で育つ環境が少なくなっています。地域と交流する居場所づくりに取り組み、地域そのものを安全、安心な場所とする必要があります。

また、働く親が、長時間労働等により家庭や地域で子どもと一緒に過ごす時間を十分確保できなくなり、保護者の注意の届かない時間が増えています。子どもが行きやすく、安全に安心して過ごすことのできる居場所が必要です。モニター調査では、居場所に求める要素として「気軽に行ける」、「安心できる場所、安全な場所」が意見として多く、「交流ができる場所」を求める声も複数ありました。居場所について、「たくさんある、いくつかある」と回答した67.6%が「とても幸せ」と回答し、「不幸せ」と感じている回答者の72.7%が「居場所がない」として回答しています。

#### 居場所と感ずる場所の多寡と幸福度の関係

		居場所と感ずる場所はどれくらいありますか			
		たくさんある	いくつかある	ある	ない
幸せと感ずっていますか	とても幸せ	42人(27.3%)	62人(40.3%)	27人(17.5%)	23人(14.9%)
	幸せ	24人(14.9%)	67人(41.6%)	37人(23.0%)	33人(20.5%)
	どちらでもない	0人(0.0%)	14人(32.6%)	8人(18.6%)	21人(48.8%)
	不幸せ	0人(0.0%)	1人(9.1%)	2人(18.2%)	8人(72.7%)

#### イ 展開する施策

##### (ア) こどもの居場所づくりの推進

自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わり、生きる上で不可欠な要素であることから、誰一人取り残さないよう子どもとともにこどもの居場所づくりを推進します。

##### a：子ども食堂の設置拡大

全ての子どもたちが安心して地域の大人と関わり、社会性を育む場として、食事の提供、学習支援や地域交流の拠点となるこどもの居場所づくりに取り組んでいる団体を支援します。

##### b：放課後児童クラブの整備推進

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。また、専門的な知識や豊富な経験を有する巡回アドバイザーが、放課後児童クラブに通う子ども、育成支援を行う従事者等の意見を聴取し、助言を行うとともに、実施主体である市町村や子どもが通う小学校とも連携しながら、地域一帯で放課後児童クラブの質の向上を図ります。

## c：地域参加によるこども交流活動の支援

社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開されるESD<sup>\*84</sup>の視点を踏まえた活動、環境学習、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間、地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進します。

## d：子ども会、児童館や公民館等での活動支援

子ども会の育成、充実を推進します。また、児童館や公民館等の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験や交流活動のための十分な機会を提供します。

## e：支援を必要とするこどもや若者の居場所の確保

家庭等に居場所がないこどもや若者がそのニーズに合った必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所の確保に取り組むとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、進路等の相談支援、食事の提供、関係機関へのつなぎ等を行うなど包括的な支援を提供することができる安心な居場所の確保を促進します。

## f：放課後等の学習や体験、交流活動の充実

学校の余裕教室や公民館等を活用し、地域の人々の協力を得ながら、学習や様々な体験、交流活動を行う取組を支援します。

## g：不登校のこどもの居場所の確保(再掲)

学校、教育支援センターやフリースクール等の民間施設と連携し、不登校のこどもの居場所の確保を図ります。

## h：学び直しの場の設置促進

様々な理由で義務教育が未修了となった人等の就学機会の確保のため、夜間中学の設置を促進します。

## (イ) 学校、家庭、地域の連携と協働

学校、家庭、地域が一体となりこどもを育む仕組みづくりを推進します。

## a：地域とともにある学校づくり

学校、家庭、地域で「どのようなこどもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、一体となってこどもたちを育む取組を推進します。

## b：学校を核とした地域づくり

学校を核とした地域との連携、協働の取組を通じて、こどもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図ります。

## (ウ) こどもまんなかのまちづくり

公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実を図り、バリアフリー化等を推進するとともに、遊具の安全点検等によりこどもが安全に遊べる環境づくりを推進します。

## a：公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実

公園、図書館など、こどもや若者、子育て家庭が居場所としている公共施設の充実を図ります。

※84：持続可能な開発のための教育

**b：こどもの不慮の事故防止**

こどもの発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭と市町村、保健所、消防機関等の関係機関の連携により、引き続き、事故防止対策に取り組みます。また、予防可能なこどもの死亡を減少させていくため、国の動向を注視しながら、CDR(チャイルド・デス・レビュー)<sup>※85</sup>の取組を検討していきます。

**c：公共機関等における駐車場適正利用**

妊産婦の方に対しても公共機関等(公共施設や商業施設など)における障害者等用駐車区画を利用できる制度を実施します。

**(2) こども、若者や子育てに関わる人への支援****ア 現状と課題**

少子化や核家族化の進展に伴い、こどもや保護者と地域の関わりが希薄化していることにより、保護者が孤立し、子育ての悩みや問題を抱える家庭が増加傾向にあります。

核家族化の進展等により保護者のものの見方や考え方がこどもに及ぼす影響が大きくなる等、こどもや家庭を取り巻く様々な社会問題が解消されにくくなっています。

こどもや若者が抱える問題は、複合的かつ複雑であることが少なくないため、こどもや若者の相談業務を行っている支援機関や相談員等については、支援に必要な知識や実践力を習得しておくことや他機関との連携が求められています。

**イ 展開する施策****(ア) 親への支援**

地域の中で子育て家庭が支えられるよう支援を推進し、全ての親を対象にこどもの成長に応じた、こどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を地域、福祉、教育等が連携し、支援します。

**a：子育て家庭支援**

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子ども・子育て支援事業を市町村とともに推進します。

**b：経済的支援**

子育てにかかる経済的負担を軽減するため、第2子の一部及び第3子以降の保育利用料等の無償化、育児支援(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児保育事業)の多子世帯向け利用料助成、乳幼児の医療費助成を引き続き市町村と連携し実施していきます。また、学校給食の無償化については、引き続き、国にも要望しながら実施について検討していきます。

**c：家庭教育支援**

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うために保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、家庭教育支援チームの普及など、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

※85：医療機関や行政をはじめとする複数の機関や専門家が連携して、亡くなったこどもの事例を検証し、予防策を提言する取組のこと

## d：こどもの育ちに応じた親への支援

こどもの育ちの過程に応じ、親がこどもへの適切な関わり方等を学ぶ機会を設けるなど、全ての親の育ちを切れ目なく促す仕組みづくりを検討します。

## (イ) こどもや子育て支援の担い手の養成と確保

こどもや子育て支援の担い手となる民間協力者の確保や研修に取り組みます。

## a：地域のこどもと関わる指導者の養成

こどもや若者の体験活動を育む体験活動指導者の養成、研修を支援します。

## b：地域における多様な担い手の育成

保護司<sup>※86</sup>、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代、分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させます。また、同世代が行う困難を抱えたこどもを支援する活動を促進します。

## (ウ) 専門性の高い人材の養成や確保

こども、若者や子育てに関わる人の資質向上のための研修等を実施します。

## a：分野横断的な支援人材

相談業務に従事する公的機関やNPO等の職員を対象として、教育、福祉、雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱えるこどもや若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施します。

## b：教員の資質能力の向上

指導方法の研究、改善、キャリア段階に応じて身に付けるべき資質や能力を示した指標に基づく教員研修の充実、市町村間の交流や他府県等への派遣を進め、教員の実践的指導力や専門性等の向上を図ります。

## c：医療、保健、思春期心理関係専門職の養成や確保

県立医科大学県民医療枠、地域医療枠等の地域枠の設置や看護学生を対象に修学資金を貸与することなどにより、医療や保健関係従事者の人材確保を図ります。また、医師や保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行い、精神保健福祉センター等における相談体制を強化します。

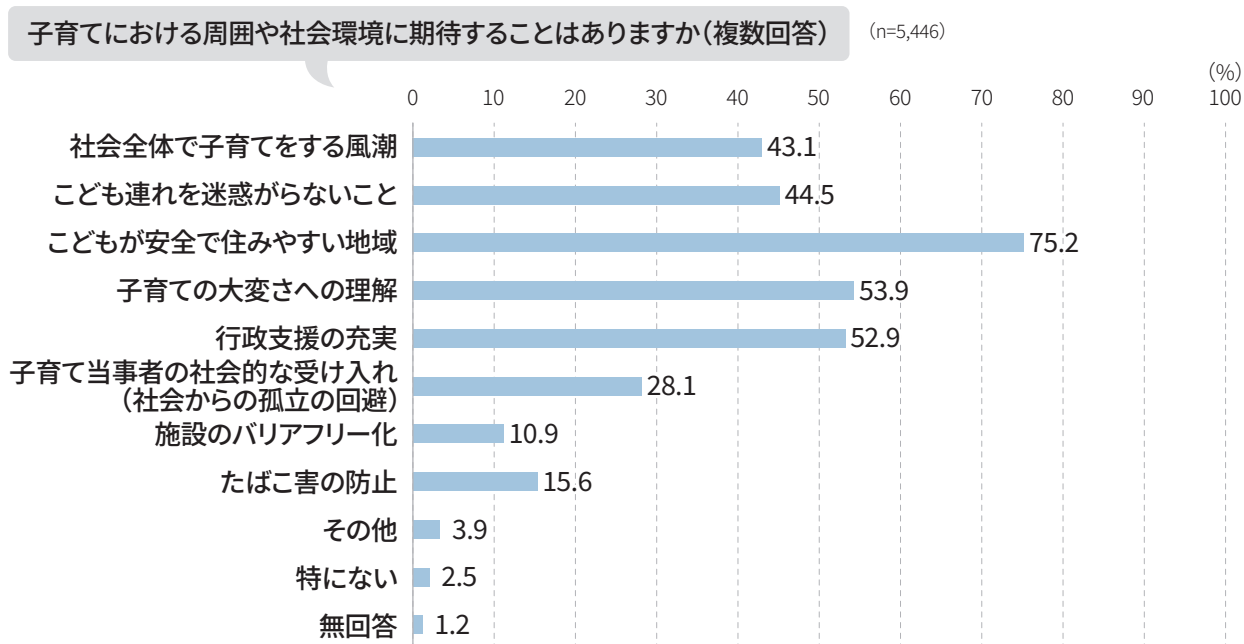
※86：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える非常勤の国家公務員（給与は支給されない）

### (3) こども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

#### ア 現状と課題

子育て当事者は周囲や社会に対し「子育ての大変さ」への理解を求めています。県内の子育て当事者の多くは、今の社会はこどもや子育てにやさしい社会だと感じていません(25ページのグラフ「日本の社会は結婚、妊娠、こども、子育てにやさしいと思うか」を参照)。

子育てにおける周囲や社会環境に期待することについて、「こどもが安全で住みやすい地域」が75.2%で最も高く、次いで「子育ての大変さへの理解」が53.9%、「行政支援の充実」が52.9%となっています。



出典:和歌山県「結婚・子育て意識調査」(令和5年)

こどもを育てていて負担に思うことや悩みについて、「子育ての出費がかさむ」が56.4%で最も高くなっています。

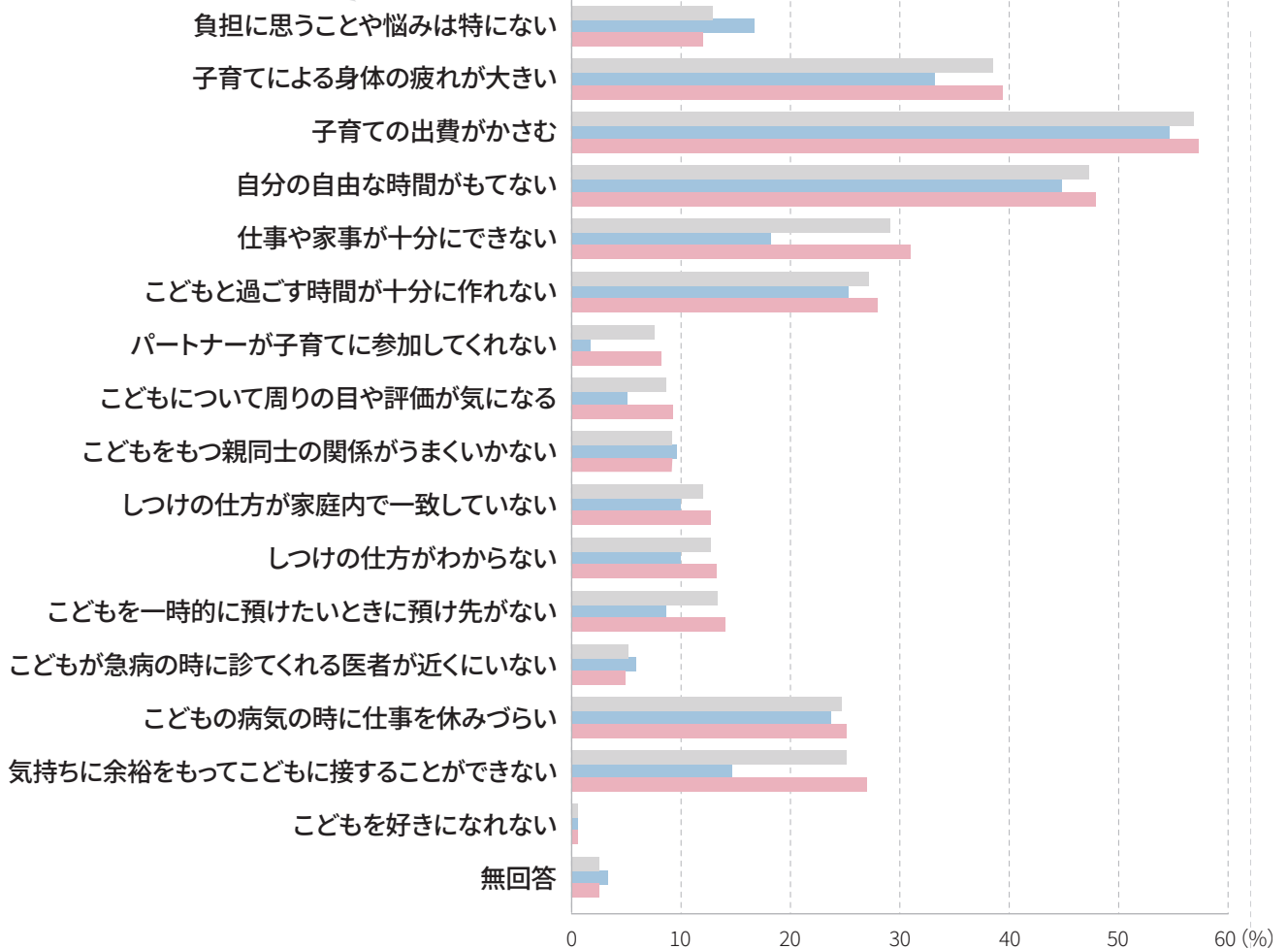
父母別にみると、父親は「仕事や家事が十分にできない」「気持ちに余裕をもってこどもに接することができない」の割合が母親に比べ低くなっています。



子どもを育てていて負担に思うことや悩みはありますか(複数回答)

全体(n=5,387) 父親(n=559) 母親(n=4,828)

出典:和歌山県「結婚・子育て意識調査」(令和5年)



## 1 展開する施策

### (ア) 社会全体で子ども、若者や子育てを応援する気運醸成

子育ては全て親の責任といった人々の意識を解消するため、社会全体で子どもを育む気運を醸成します。

#### a: 子どもや子育ての応援

子どもまんなか応援サポーター<sup>※87</sup>や子どもファストトラック<sup>※88</sup>の推進により、全ての人が子どもや子育て家庭を応援するよう社会全体の意識改革を図ります。

#### b: 地域での子育て応援

企業や団体への子育て応援啓発など、地域における子育て応援に関する取組の促進を図ります。

#### c: 子どもや子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出

地域での子どもの居場所を作り、子どもや子育て中の人と地域の人との交流を促進するため、子ども食堂を実施する民間団体の取組を支援します。また、乳幼児と児童、生徒、若者との触れ合いの場を通じて、若い世代が乳幼児のことを知り、子育ての大切さを理解促進ができる取組を検討します。

※87: 子どもたちのために何が最も良いことかを常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「子どもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組む個人、団体、企業、自治体等

※88: 公共施設や商業施設などの受付において、妊婦や子ども連れの方を優先する取組

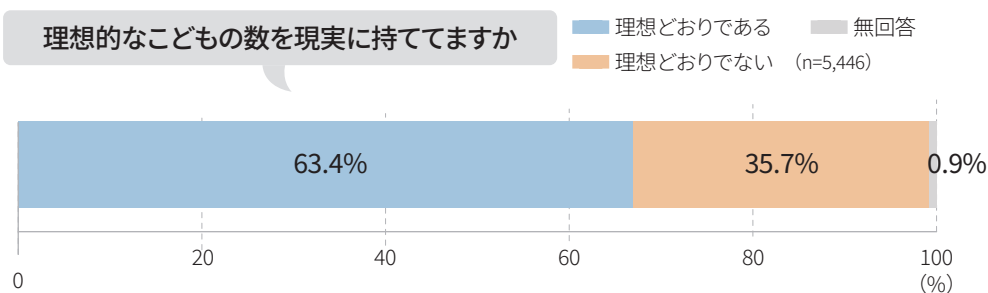
## 5 妊娠、出産、子育ての希望を実現

### (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援

#### A 現状と課題

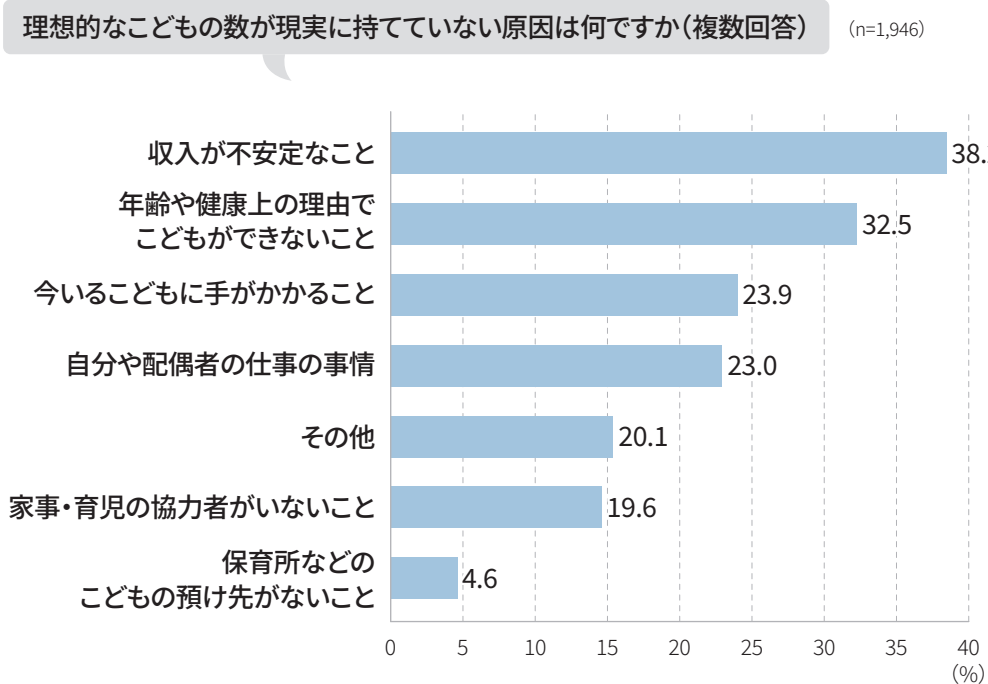
妊娠、出産、子育てを希望していても経済的、身体的な不安から躊躇する状況にあります。これらに対する不安を取り除き、希望を実現することは自己実現に適うものです。

理想的なこどもの数を現実に持つことができているかについて、「理想どおりである」が63.4%、「理想どおりでない」が35.7%となっています。



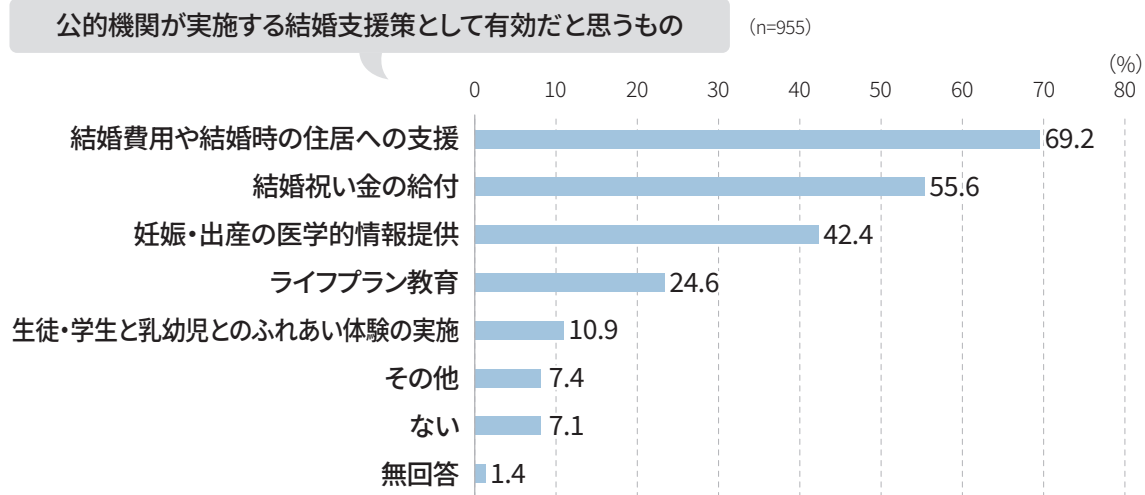
出典:和歌山県「結婚・子育てに関する意識調査」(令和5年)

理想的なこどもの数を現実に持つことができていない原因としては、「収入が不安定なこと」が38.2%で最も高く、次いで「年齢や健康上の理由でこどもができないこと」が32.5%となっています。



出典:和歌山県「結婚・子育てに関する意識調査」(令和5年)

公的機関が実施する結婚支援策として有効だと思うものについて、「結婚費用や結婚時の住居への支援」が69.2%で最も高く、次いで「結婚祝い金の給付」が55.6%、「妊娠・出産の医学的情報提供」が42.4%となっています。



出典：和歌山県「結婚・子育てに関する意識調査」(令和5年)

分娩医療機関数は減少傾向にあり、ヒアリング調査では、妊産婦は通院を負担に感じ、近隣にないことを不安に感じているとの声がありました。

#### 県内の分娩医療機関数(病院、診療所、助産所)

出典：和歌山県医務課調べ

保健医療圏	H29			R4			比較		
	病院	診療所	助産所	病院	診療所	助産所	病院	診療所	助産所
和歌山	3	8	3	3	4	2	0	▲4	▲1
那賀	1	1	—	—	—	1	▲1	▲1	1
橋本	1	1	—	1	1	—	0	0	0
有田	—	1	—	1	—	—	1	▲1	0
御坊	1	—	1	1	—	1	0	0	0
田辺	1	1	5	1	1	2	0	0	▲3
新宮	2	1	1	1	1	—	▲1	0	▲1
合計	9	13	10	8	7	6	▲1	▲6	▲4
		32			21			▲11	

## 1 展開する施策

### (ア) 周産期医療体制の整備

安心して妊娠、出産できる体制を整備します。

#### a：持続可能な周産期医療体制の構築

総合・地域周産期母子医療センター<sup>※89</sup>、病院、診療所、助産所及び消防機関の役割分担を明確化するとともに連携を強化し、安心して出産できる体制を構築します。

#### b：総合・地域周産期母子医療センターの安定運営支援

高度な周産期医療を提供する総合・地域周産期母子医療センターの安定的な運営を図るため、引き続き運営費を支援します。

### (イ) 妊産婦や乳幼児への支援

妊産婦の負担軽減や乳幼児への支援を行います。

#### a：市町村におけるこども家庭センターによる総合的な相談支援の推進

妊娠期からこどもが大人になるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対し、ワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、こども家庭センター等の設置や機能の整備を推進します。また、県は、市町村に対して、財政支援や専門職の研修、関係機関の広域的な調整等の技術的支援を行います。

#### b：妊産婦への経済的及び心理的負担の軽減

市町村と連携し、妊産婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等と、子ども・子育て支援法に規定される「妊婦のための支援給付」や、自宅または里帰り先から遠方の分娩可能な医療機関までの移動の支援を実施することにより、妊産婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。

#### c：妊婦健康診査の推進

市町村において、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と妊婦健康診査の受診券の配布と受診勧奨により、引き続き妊婦等の健康管理の充実を図ります。また、妊婦健康診査において、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルス、梅毒等に感染していることが判明した妊婦等に対し、市町村や医療機関等と連携し、リーフレット等を活用することにより、専門の医療機関への受診勧奨を行います。

#### d：低出生体重児への支援

低出生体重児の家族が抱える不安や悩みを解消するため、市町村や関係機関と連携し、母子健康手帳を補完する「リトルベビーハンドブック」の普及啓発に努めるとともに、相談支援に取り組みます。

#### e：妊婦の喫煙、飲酒の防止対策

市町村等と連携しながら、妊産婦とその家族に対して、妊娠中及び授乳中の喫煙や受動喫煙、飲酒が母体や胎児、乳幼児に与える影響に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、禁煙指導を効果的に行える体制づくりに取り組みます。

※89：総合周産期母子医療センター（和歌山県立医科大学附属病院）、地域周産期母子医療センター（日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院）

## f：妊産婦のメンタルヘルス対策の推進

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行うことで安心して子育てができるよう、市町村と連携し、里帰り出産を希望する方も含め全ての人が産後ケア事業を利用できるよう取り組みます。また、市町村等において、心身の不調を抱える妊産婦等を把握した場合、妊産婦等へのメンタルヘルスケアが適切に行えるよう、市町村や保健所、産婦人科や精神科等の医療機関、産後ケア施設などの連携体制の構築を推進します。

## g：新生児マススクリーニング及び新生児聴覚検査の推進

先天性の疾病や聴覚障害などの早期発見、早期対応を行うため、全ての乳児が「新生児マススクリーニング検査」や「新生児聴覚検査」を受検するよう、市町村や医療機関と連携し、引き続き、普及啓発に取り組みます。

## h：市町村の乳児家庭全戸訪問を支援

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞く等の支援を行う市町村に対し、その実施を支援します。

## i：乳幼児健康診査の推進

市町村では、乳幼児健康診査の未受診者を把握し、受診勧奨を行っています。また、乳幼児健康診査で発達面の遅れなどを指摘された場合には、医師等による発達、療育相談指導により、乳幼児の心身の健やかな発達の促進や療育支援を行うとともに、関係機関への紹介を行います。

## (ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援

不妊治療の経済的、心身の負担の軽減や基礎疾患等がある妊産婦等への支援を行います。

## a：保健所において医師や保健師等(2か所)による不妊専門相談を実施

和歌山市保健所及び県立保健所3か所<sup>※90</sup>において不妊専門相談窓口を設置し、医師や保健師等による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組みます。

## b：不妊治療に係る経済的負担の軽減

市町村と連携し、不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。

## c：基礎疾患等がある妊産婦等に対する相談支援体制を推進

基礎疾患等がある妊産婦や妊娠を希望している女性等が、妊娠前、妊娠中や授乳中において薬の服用が適切にできるよう、相談支援の体制の推進を図ります。

## (エ) 小児医療の充実

こどもが地域において安心して医療サービスを受けられるよう、医療体制を整備します。

## a：小児医療体制の維持

初期、二次、三次救急がそれぞれの役割を担い、互いに連携しながら、傷病の程度に応じた適切な医療の提供を行います。また、こども救急相談ダイヤル(#8000)の相談時間を維持することにより、夜間、休日のこどもの急病時に対応する保護者の不安を軽減します。

## b：小児のこころのケアの充実

こころの健康相談やスクールカウンセラーによる相談対応など、こどものこころのケアに取り組みます。また、児童精神科医及びこどものこころの専門医の確保を図ります。

※90：岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所の3か所

## (2) 就労支援等による経済基盤の安定

### ア 現状と課題

結婚、妊娠、出産を望んでいても収入が少ないなど、経済的な不安から、その希望を実現できていない状況にあります。家族を持ったり子育てをしていくには経済基盤の安定を図る必要があり、就労はこれを支える重要なものです。また、就労は社会へ参加し、自己肯定感を持つことにもつながります。

### イ 展開する施策

#### (ア) 相談支援体制の整備

若者サポートステーションWith Youやハローワークによる就職相談やサポート体制を充実させます。

#### (イ) 就労支援、再就職支援

わかやま就職支援センター（はたらコーデわかやま）と連携した就職支援を実施します。

#### (ウ) 非正規雇用対策の推進

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用への転換、公正な待遇や能力開発の機会が確保されるよう取り組みます。

#### (エ) 結婚に伴う新生活への支援

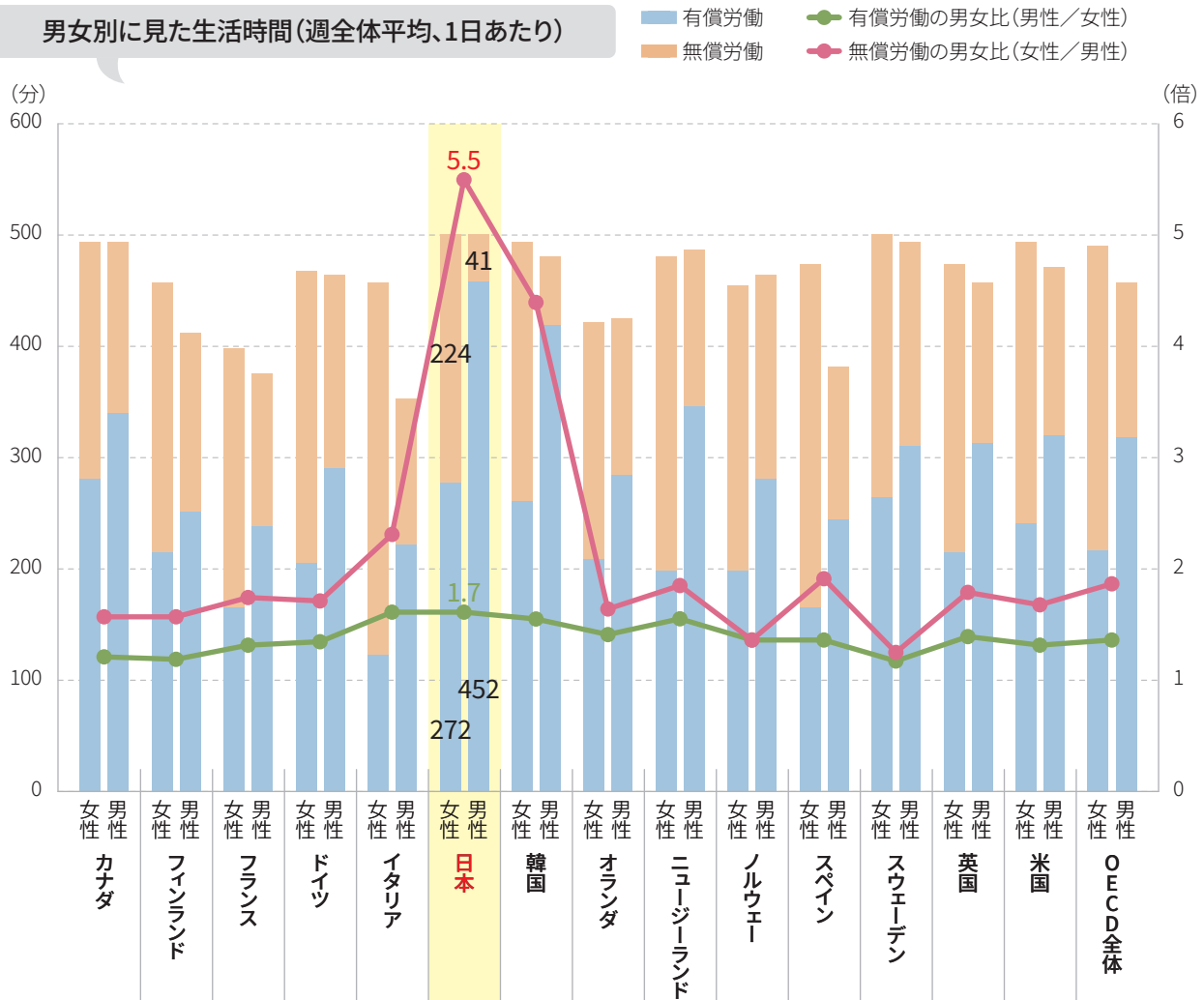
市町村が実施する新婚世帯向けの経済的負担軽減策を支援します。

### (3) 多様で柔軟な働き方の推進

#### ア 現状と課題

日本は、OECD<sup>※91</sup>全体に比べ男性で135分、女性で58分有償労働時間<sup>※92</sup>が長くなっています。また、無償労働時間<sup>※93</sup>はOECD全体に比べ男性で95分、女性で38分少なくなっています。男性は労働時間が長く日常の家事や育児等に時間を費やせず、女性は労働時間も日常の家事や育児等に費やす時間も長い傾向にあります。

男女別に見た生活時間(週全体平均、1日あたり)



出典:OECD「生活時間の国際比較データ」(令和2年)

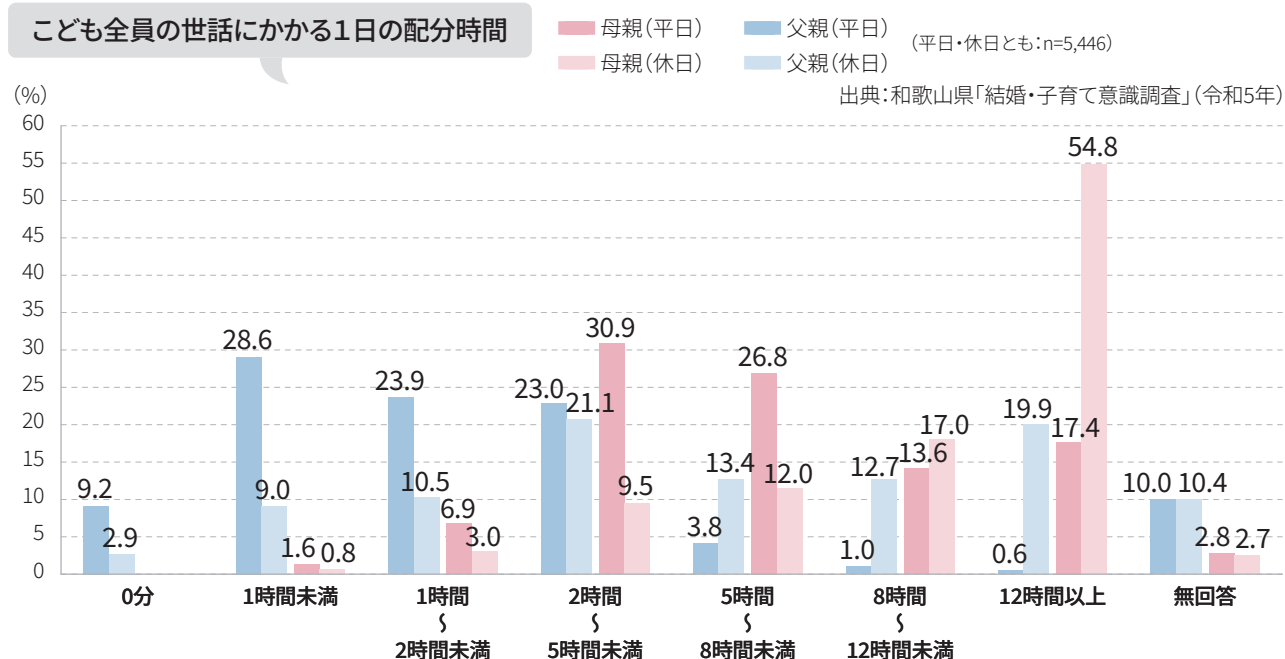
※91: 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日本、米国を含め38カ国の先進国が加盟する国際機関

※92: 「全ての仕事」、「通勤、通学」、「授業や講義、学校での活動等」、「調査、宿題」、「求職活動」その他の有償労働、学業関連行動の時間の合計

※93: 「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計

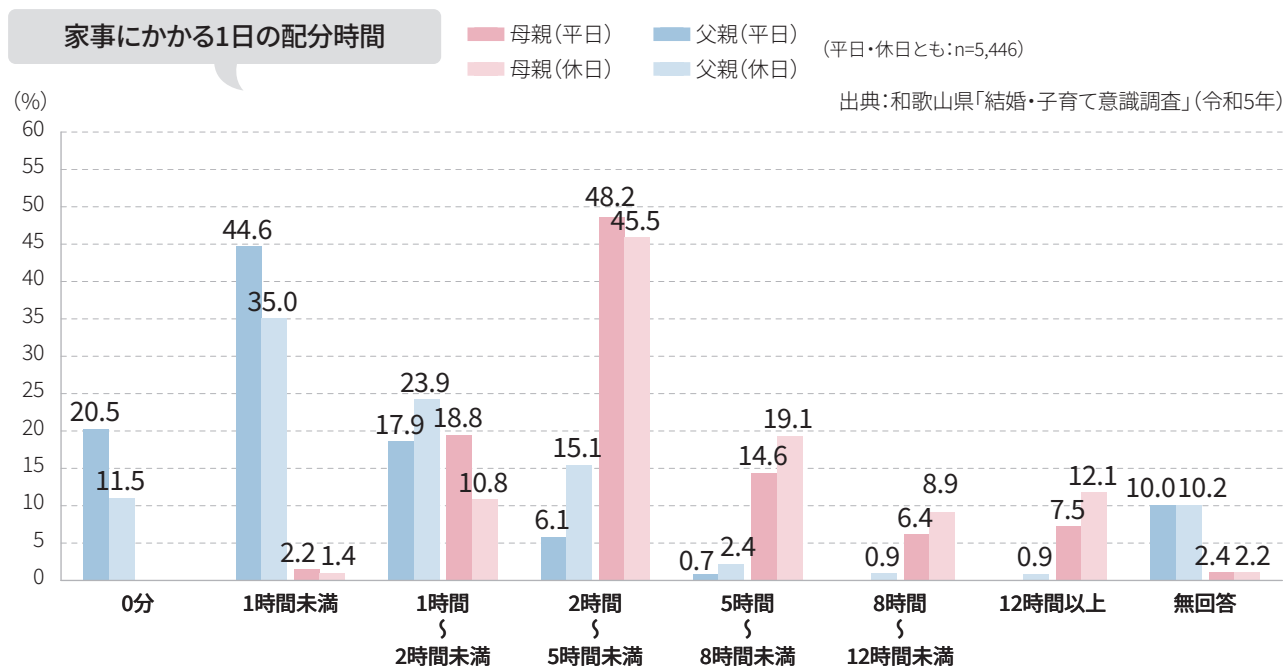
育児の平日の1日の配分時間について、父親は2時間未満までで6割を占めていますが、母親は2時間以上が9割を占めており対照的な結果となっています。

休日は、父親の結果は比較的分散しており、人によって育児時間が異なる傾向が見られますが、母親は「12時間以上」が過半数で顕著に高くなっています。



家事の平日の1日の配分時間について、父親は2時間以上は1割未満であり、母親のほうが多く家事を行っている状況が見られました。

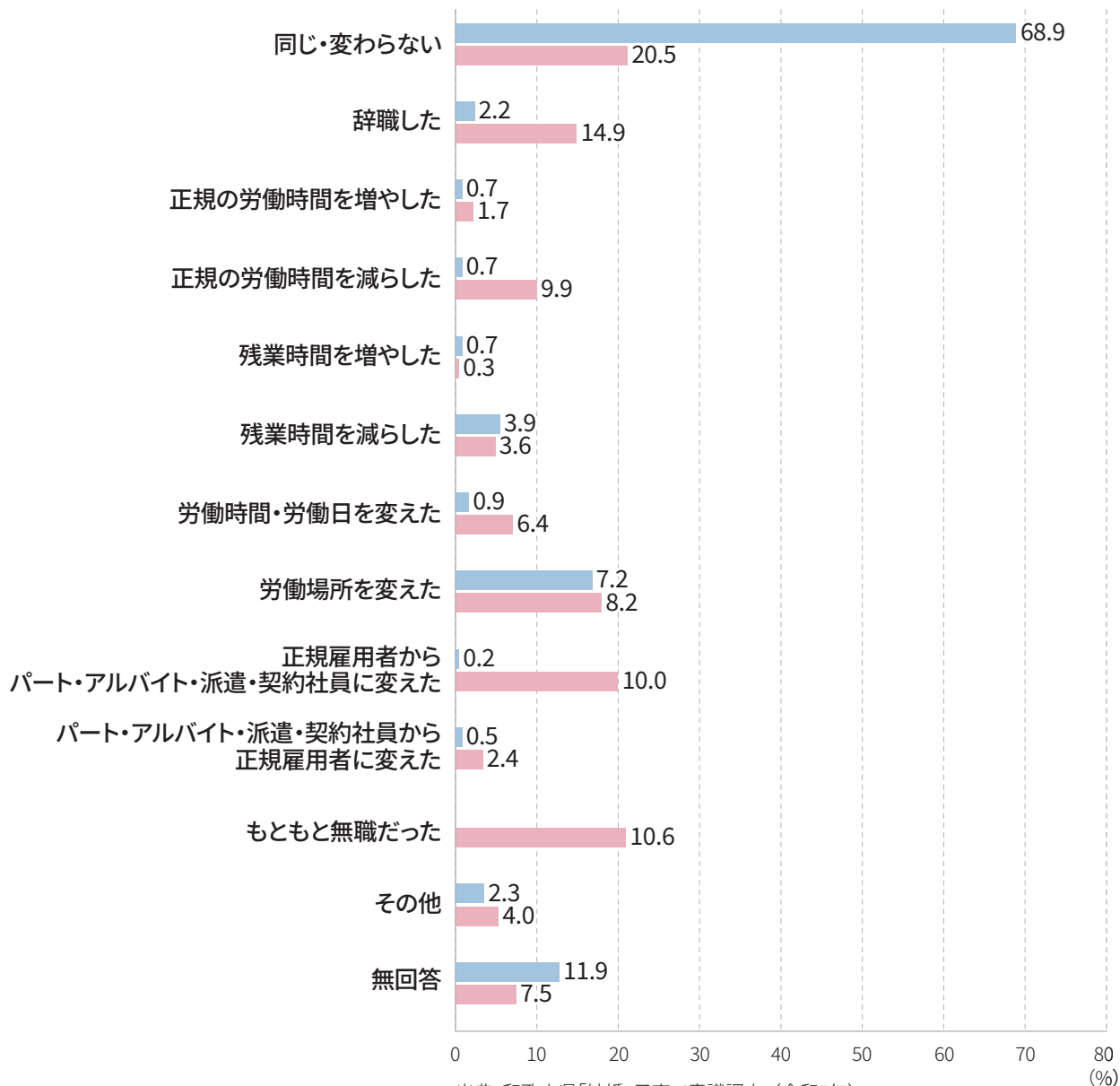
休日は、父親は2時間未満の回答が約7割を占めており、2時間以上が9割弱を占める母親と対照的な結果となっています。



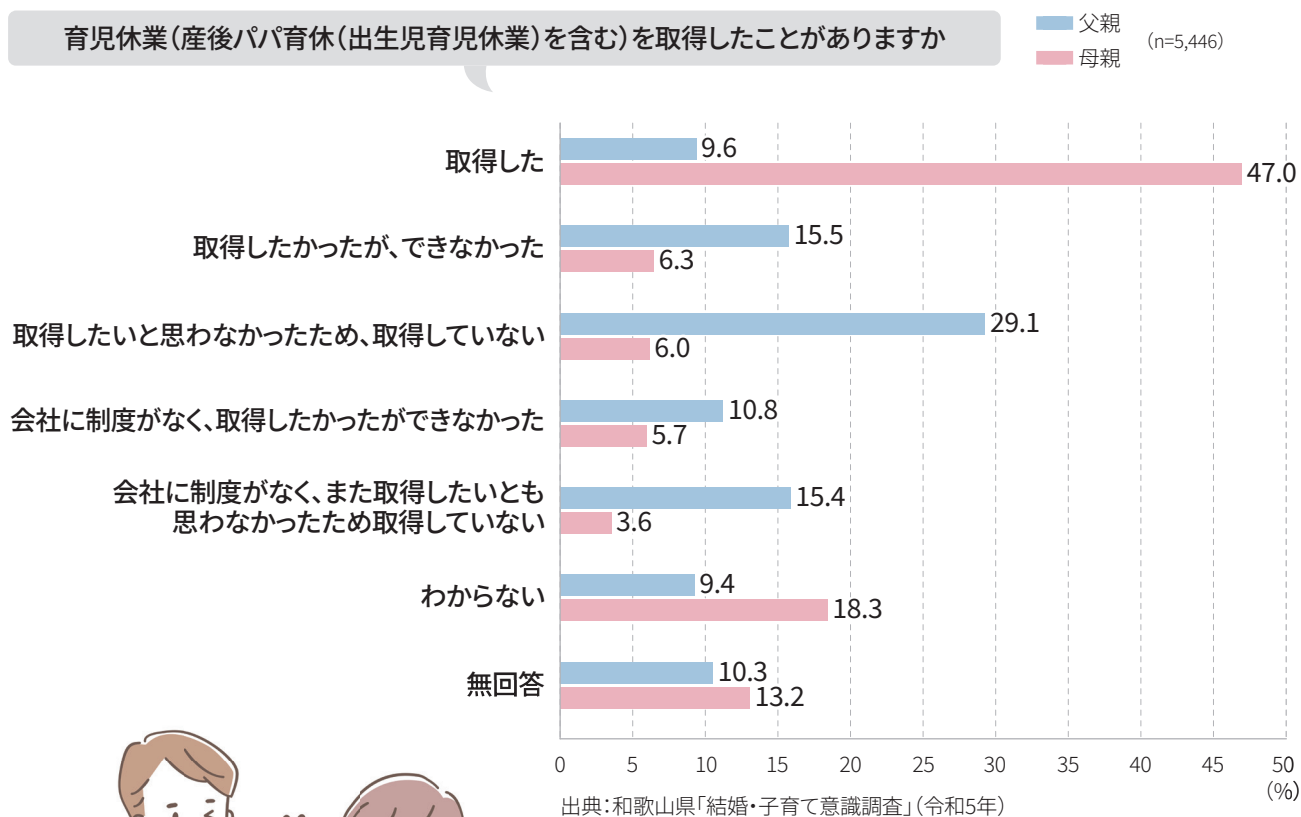
第1子が生まれる前と現在の働き方について、父親は68.9%が「同じ・変わらない」と回答しているのに対し、母親は20.5%となっており顕著に差が見られます。

第1子が生まれる前と現在の働き方の比較

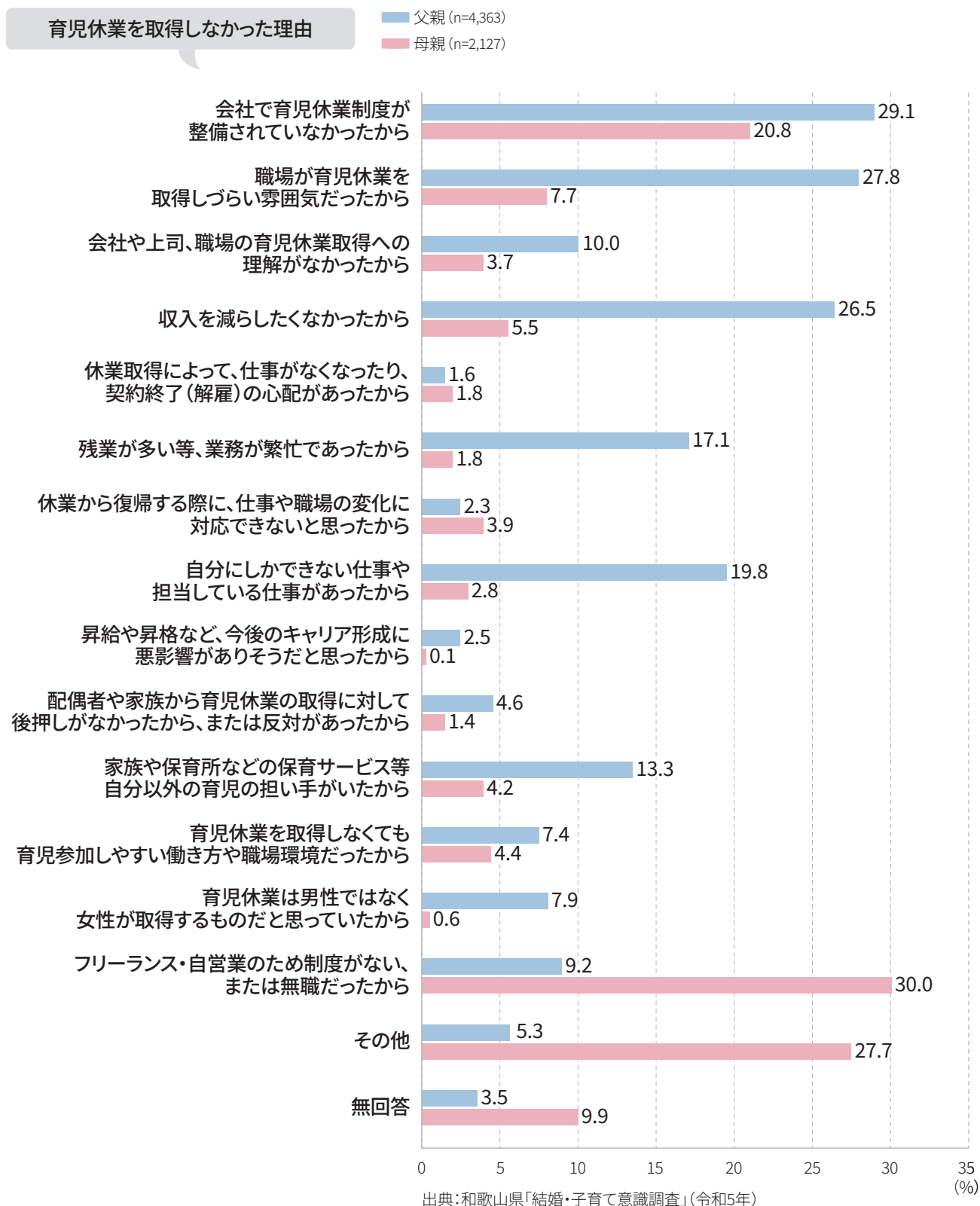
父親 (n=5,446)  
母親



育児休業の取得について、父親と母親の結果を比較すると、父親は9.6%、母親は47%と大きな差が見られます。

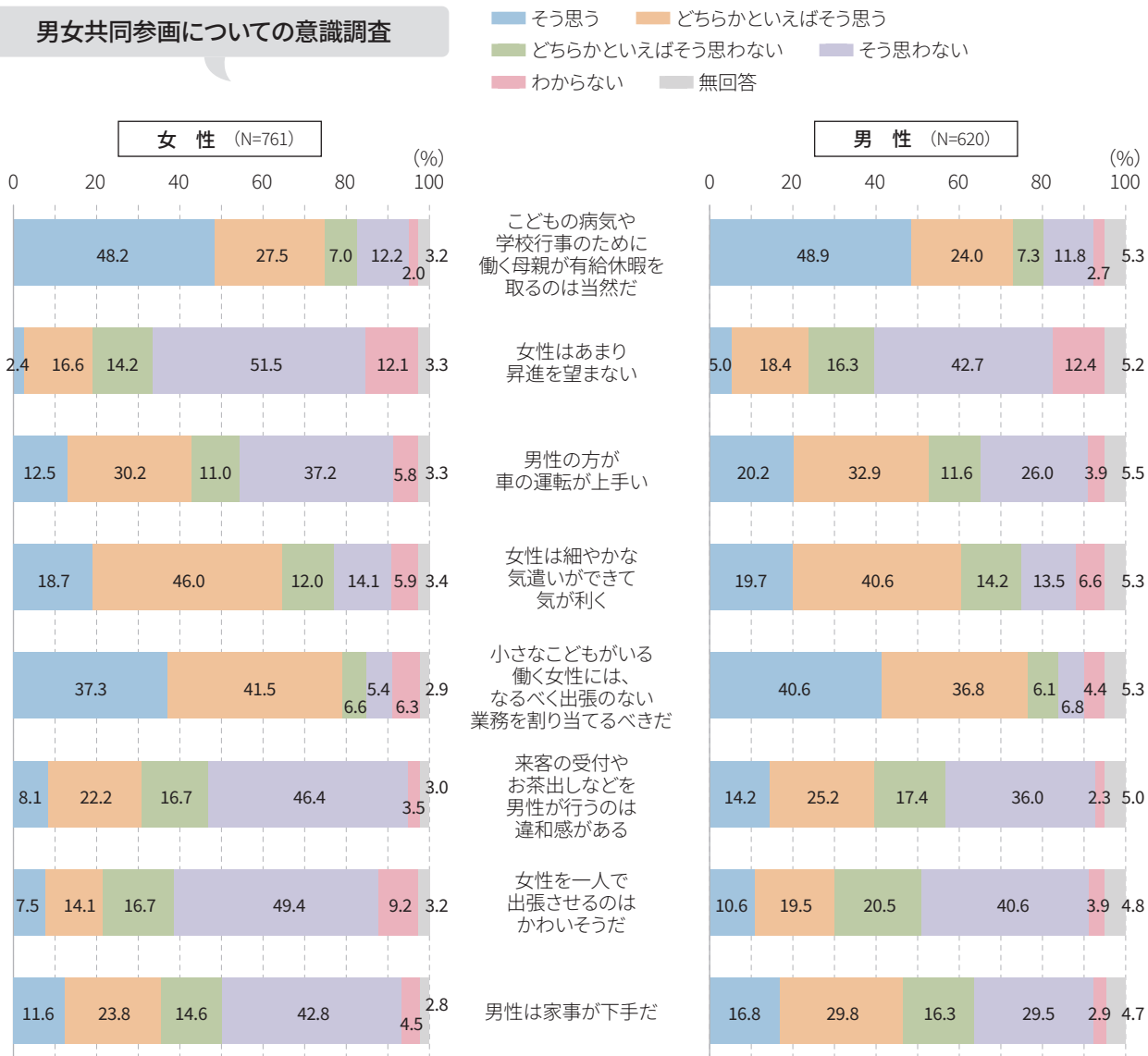


育児休業を取得しなかった理由について、父親は職場の環境や収入面の懸念など、仕事に関する事情が多くなっています。



「こどもの病気や学校行事のために働く母親が有給休暇を取るのとは当然」と思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」との回答が男性で72.9%、女性で75.7%と性別に関わらず高い割合になっています。男性、女性ともに固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

男女共同参画についての意識調査



出典:和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査(令和2年)」

## イ 展開する施策

### (ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気の本格的な見直し

仕事と子育てを両立できる環境を作るため、雇用者や職場の働き方に対する意識改革を促進します。

#### a：企業の意識改革

仕事と子育ての両立の推進に取り組む事業所や団体を広報することにより、社会気運を高め、職場の就労環境や組織風土の見直しを支援します。

#### b：長時間労働の抑制等、働き方改革に向けた気運醸成

長時間労働の是正や働き方改革を事業所や団体へ働きかけ、家事や子育てへの参画の促進を図ります。

### (イ) 共働きや子育ての推進

夫婦が相互に協力し子育てをし、それを職場や地域社会全体で応援する社会づくりを推進します。

#### a：子育ての推進

全ての人の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や男女ともに育児休業を取得する取組など、職場の就労環境や組織風土の見直しを支援します。

#### b：市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

ファミリー・サポート・センター事業や延長保育事業等の地域子ども・子育て支援事業を着実に実施することにより、共働き、子育てを支援します。

### (ウ) 働きやすい職場環境の整備

良質な雇用環境の下で働けるよう職場環境の整備を推進します。

#### a：仕事と子育てが両立できる職場環境整備

短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することや企業への助言により、出産や子育てしながら働きやすい職場づくりを促進します。

---

## 資料

# 教育、保育等の量の見込み数

2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

(1) こどもや若者の育成環境の整備  
教育、保育等の量の見込み

第1章

第2章

第3章

第3章

資料

和歌山市		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	2,680	—	3,972	308	946	1,099		
	令和8年度	2,619	—	3,857	302	969	1,041		
	令和9年度	2,524	—	3,707	297	949	1,065		
	令和10年度	2,483	—	3,642	292	935	1,045		
	令和11年度	2,441	—	3,581	287	920	1,029		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	2,198	—	4,775	580	1,047	1,318	
		令和8年度	2,207	—	4,775	580	1,047	1,318	
		令和9年度	2,176	—	4,821	589	1,059	1,324	
		令和10年度	2,176	—	4,821	589	1,059	1,324	
		令和11年度	2,176	—	4,821	589	1,059	1,324	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	2,240	—	—	—	—	—	
		令和8年度	2,240	—	—	—	—	—	
		令和9年度	2,240	—	—	—	—	—	
		令和10年度	2,240	—	—	—	—	—	
		令和11年度	2,240	—	—	—	—	—	
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
		上記以外 離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	75	105	122	130		
	令和8年度	—	—	75	105	122	130		
	令和9年度	—	—	75	105	122	130		
	令和10年度	—	—	75	105	122	130		
	令和11年度	—	—	75	105	122	130		

海南市		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	196	—	543	39	99	142		
	令和8年度	168	—	537	39	100	135		
	令和9年度	144	—	540	38	101	137		
	令和10年度	120	—	536	38	102	136		
	令和11年度	98	—	534	37	102	135		
	②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	908	—	612	59	122	158
令和8年度			908	—	612	59	122	158	
令和9年度			908	—	612	59	122	158	
令和10年度			908	—	612	59	122	158	
令和11年度			908	—	612	59	122	158	
確認を受けない幼稚園		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
		上記以外 離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

橋本市		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	231	69	782	117	234	263	
	令和8年度	221	65	746	114	236	257	
	令和9年度	211	63	714	111	230	260	
	令和10年度	201	58	677	108	223	253	
	令和11年度	198	58	668	105	217	245	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	343	66	750	99	198	244
		令和8年度	343	65	751	99	198	244
		令和9年度	343	66	750	99	198	244
		令和10年度	343	64	752	99	198	244
		令和11年度	343	65	751	99	198	244
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

有田市		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	39	—	301	28	64	104	
	令和8年度	39	—	303	29	63	79	
	令和9年度	36	—	283	29	61	87	
	令和10年度	35	—	279	29	58	83	
	令和11年度	32	—	260	30	56	79	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	50	—	330	30	70	110
		令和8年度	50	—	330	30	70	110
		令和9年度	50	—	330	30	70	110
		令和10年度	50	—	330	30	70	110
		令和11年度	50	—	330	30	70	110
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

御 坊 市		1号	2号		3号							
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳					
①量の見込み		令和7年度	88	50	182	23	83	87				
		令和8年度	83	47	173	22	80	84				
		令和9年度	81	46	169	22	79	83				
		令和10年度	79	45	165	22	78	82				
		令和11年度	77	44	161	22	77	81				
②確保方策		認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)		令和7年度	120	50	310	20	75	95		
				令和8年度	120	50	310	20	75	95		
				令和9年度	120	50	310	20	75	95		
				令和10年度	120	50	310	20	75	95		
				令和11年度	120	50	310	20	75	95		
		確認を受けない幼稚園		令和7年度	2,240	—	—	—	—	—		
				令和8年度	2,240	—	—	—	—	—		
				令和9年度	2,240	—	—	—	—	—		
				令和10年度	2,240	—	—	—	—	—		
				令和11年度	2,240	—	—	—	—	—		
		上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)		令和7年度	—	—	—	5	10	—
						令和8年度	—	—	—	5	10	—
				令和9年度	—	—	—	5	10	—		
				令和10年度	—	—	—	5	10	—		
				令和11年度	—	—	—	5	10	—		
離島その他の地域において特例保育を実施する施設				令和7年度	—	—	—	—	—	—		
				令和8年度	—	—	—	—	—	—		
				令和9年度	—	—	—	—	—	—		
				令和10年度	—	—	—	—	—	—		
企業主導型保育施設の地域枠				令和7年度	—	—	—	—	—	—		
				令和8年度	—	—	—	—	—	—		
				令和9年度	—	—	—	—	—	—		
				令和10年度	—	—	—	—	—	—		
				令和11年度	—	—	—	—	—	—		

田 辺 市		1号	2号		3号						
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳				
①量の見込み		令和7年度	372	52	864	83	180	238			
		令和8年度	352	50	815	80	205	200			
		令和9年度	319	45	739	78	198	229			
		令和10年度	295	41	684	75	191	220			
		令和11年度	288	39	668	73	186	214			
②確保方策		認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)		令和7年度	338	右記に含む	1,067	87	224	340	
				令和8年度	334	右記に含む	1,071	87	224	340	
				令和9年度	330	右記に含む	1,075	87	224	340	
				令和10年度	329	右記に含む	1,076	87	224	340	
				令和11年度	329	右記に含む	1,076	87	224	340	
		確認を受けない幼稚園		令和7年度	290	—	—	—	—	—	
				令和8年度	290	—	—	—	—	—	
				令和9年度	290	—	—	—	—	—	
				令和10年度	290	—	—	—	—	—	
				令和11年度	290	—	—	—	—	—	
		上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)		令和7年度	—	—	—	—	—
						令和8年度	—	—	—	—	—
				令和9年度	—	—	—	—	—		
				令和10年度	—	—	—	—	—		
				令和11年度	—	—	—	—	—		
離島その他の地域において特例保育を実施する施設				令和7年度	—	—	—	—	—	—	
				令和8年度	—	—	—	—	—	—	
				令和9年度	—	—	—	—	—	—	
				令和10年度	—	—	—	—	—	—	
企業主導型保育施設の地域枠				令和7年度	—	—	—	—	—	—	
				令和8年度	—	—	—	—	—	—	
				令和9年度	—	—	—	—	—	—	
				令和10年度	—	—	—	—	—	—	
				令和11年度	—	—	—	—	—	—	

新宮市		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	56	—	392	15	76	118	
	令和8年度	52	—	369	15	74	100	
	令和9年度	48	—	343	14	71	96	
	令和10年度	45	—	319	14	67	92	
	令和11年度	41	—	292	13	65	88	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	56	—	392	15	76	118
		令和8年度	52	—	369	15	74	100
		令和9年度	48	—	343	14	71	96
		令和10年度	45	—	319	14	67	92
		令和11年度	41	—	292	13	65	88
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
令和11年度	—	—	—	—	—			

紀の川市		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	151	—	926	48	172	223		
	令和8年度	146	—	892	47	164	235		
	令和9年度	144	—	878	46	160	224		
	令和10年度	142	—	871	46	157	219		
	令和11年度	142	—	866	45	155	214		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	155	—	1,221	73	161	279	
		令和8年度	155	—	1,221	73	161	279	
		令和9年度	155	—	1,221	73	161	279	
		令和10年度	155	—	1,221	73	161	279	
		令和11年度	155	—	1,221	73	161	279	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	65	—	—	—	—	—	
		令和8年度	65	—	—	—	—	—	
		令和9年度	65	—	—	—	—	—	
		令和10年度	65	—	—	—	—	—	
		令和11年度	65	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	6	15	16
			令和8年度	—	—	—	6	15	16
			令和9年度	—	—	—	6	15	16
			令和10年度	—	—	—	6	15	16
			令和11年度	—	—	—	6	15	16
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
		企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	24	24	28
			令和8年度	—	—	—	24	24	28
			令和9年度	—	—	—	24	24	28
			令和10年度	—	—	—	24	24	28
令和11年度	—	—	—	24	24	28			

岩 出 市		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み		令和7年度	20	275	940	59	173	220	
		令和8年度	19	262	984	58	189	198	
		令和9年度	18	248	846	57	186	217	
		令和10年度	17	239	817	56	184	214	
		令和11年度	17	237	808	56	181	211	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	21	275	984	48	178	208	
		令和8年度	21	275	984	48	178	208	
		令和9年度	21	275	984	48	178	208	
		令和10年度	21	275	984	48	178	208	
		令和11年度	21	275	984	48	178	208	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	7	12	15
			令和8年度	—	—	—	7	12	15
			令和9年度	—	—	—	7	12	15
			令和10年度	—	—	—	7	12	15
			令和11年度	—	—	—	7	12	15
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	8	7	8		
	令和8年度	—	—	—	8	7	8		
	令和9年度	—	—	—	8	7	8		
	令和10年度	—	—	—	8	7	8		
	令和11年度	—	—	—	8	7	8		

紀 美 野 町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み		令和7年度	15	—	75	9	10	18	
		令和8年度	15	—	77	11	9	10	
		令和9年度	15	—	64	12	11	9	
		令和10年度	15	—	55	10	12	11	
		令和11年度	15	—	44	11	10	12	
	②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	45	—	120	15	15	15
令和8年度			45	—	120	15	15	15	
令和9年度			45	—	120	15	15	15	
令和10年度			45	—	120	15	15	15	
令和11年度			45	—	120	15	15	15	
確認を受けない幼稚園		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

かつらぎ町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	75	—	260	30	50	70	
	令和8年度	75	—	260	30	50	70	
	令和9年度	75	—	260	30	50	70	
	令和10年度	75	—	260	30	50	70	
	令和11年度	75	—	260	30	50	70	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	75	—	260	30	50	70
		令和8年度	75	—	260	30	50	70
		令和9年度	75	—	260	30	50	70
		令和10年度	75	—	260	30	50	70
		令和11年度	75	—	260	30	50	70
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

九度山町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	8	—	—	2	7	6	
	令和8年度	9	—	—	2	7	8	
	令和9年度	6	—	—	2	7	7	
	令和10年度	6	—	—	2	6	6	
	令和11年度	6	—	—	2	6	6	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	8	—	2	7	6	
		令和8年度	9	—	2	7	8	
		令和9年度	6	—	2	7	7	
		令和10年度	6	—	2	6	6	
		令和11年度	6	—	1	5	5	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

高野町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	—	—	26	2	9	5	
	令和8年度	—	—	17	3	5	9	
	令和9年度	—	—	22	5	3	5	
	令和10年度	—	—	19	4	5	3	
	令和11年度	—	—	17	5	4	5	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	—	—	26	2	9	5
		令和8年度	—	—	17	3	5	9
		令和9年度	—	—	22	5	3	5
		令和10年度	—	—	19	4	5	3
		令和11年度	—	—	17	5	4	5
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

湯浅町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	28	—	147	15	42	34	
	令和8年度	27	—	141	15	36	37	
	令和9年度	24	—	130	15	38	27	
	令和10年度	19	—	109	15	36	29	
	令和11年度	18	—	103	15	34	27	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	56	—	164	24	43	48
		令和8年度	56	—	164	24	43	48
		令和9年度	56	—	164	24	43	48
		令和10年度	56	—	164	24	43	48
		令和11年度	56	—	164	24	43	48
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

広川町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	17	—	77	11	14	24	
	令和8年度	17	—	77	11	18	16	
	令和9年度	14	—	64	11	18	21	
	令和10年度	15	—	65	10	17	20	
	令和11年度	14	—	60	10	17	19	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	17	—	77	11	14	24
		令和8年度	17	—	77	11	18	16
		令和9年度	14	—	64	11	18	21
		令和10年度	15	—	65	10	17	20
		令和11年度	14	—	60	10	17	19
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

有田川町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	95	10	486	34	89	121	
	令和8年度	94	10	479	35	90	121	
	令和9年度	88	10	448	35	90	121	
	令和10年度	90	10	458	35	90	121	
	令和11年度	88	10	447	35	90	121	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	95	10	486	34	89	121
		令和8年度	94	10	479	35	90	121
		令和9年度	88	10	448	35	90	121
		令和10年度	90	10	458	35	90	121
		令和11年度	88	10	447	35	90	121
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

美浜町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	11	—	72	19	29	35		
	令和8年度	11	—	78	18	26	27		
	令和9年度	12	—	83	17	24	25		
	令和10年度	12	—	81	17	23	23		
	令和11年度	10	—	70	15	23	21		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	30	—	131	16	27	33	
		令和8年度	30	—	131	15	27	33	
		令和9年度	30	—	131	15	27	33	
		令和10年度	30	—	131	15	27	33	
		令和11年度	30	—	131	15	27	33	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	12	3	8	7
			令和8年度	—	—	12	3	8	7
			令和9年度	—	—	12	3	8	7
			令和10年度	—	—	12	3	8	7
			令和11年度	—	—	12	3	8	7
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

日高町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	5	5	225	65	64	64		
	令和8年度	5	5	220	65	73	64		
	令和9年度	5	5	211	65	73	73		
	令和10年度	5	5	213	65	73	73		
	令和11年度	5	5	213	65	73	73		
	②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	5	5	199	9	27	46
令和8年度			5	5	195	9	31	46	
令和9年度			5	5	187	9	30	53	
令和10年度			5	5	189	9	30	53	
令和11年度			5	5	189	9	30	53	
確認を受けない幼稚園		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

由良町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	4	—	67	5	12	8	
	令和8年度	4	—	63	5	11	16	
	令和9年度	3	—	58	5	11	13	
	令和10年度	3	—	54	5	10	13	
	令和11年度	4	—	54	5	10	13	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	15	—	68	6	12	24
		令和8年度	15	—	68	6	12	24
		令和9年度	15	—	68	6	12	24
		令和10年度	15	—	68	6	12	24
		令和11年度	15	—	68	6	12	24
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

印南町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	21	—	130	12	25	27	
	令和8年度	20	—	125	12	25	21	
	令和9年度	18	—	114	12	25	20	
	令和10年度	16	—	99	11	23	20	
	令和11年度	14	—	88	10	22	19	
	②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	21	—	130	12	25
令和8年度			20	—	125	12	25	21
令和9年度			18	—	114	12	25	20
令和10年度			16	—	99	11	23	20
令和11年度			14	—	88	10	22	19
確認を受けない幼稚園		令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

みなべ町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	26	—	178	12	29	41	
	令和8年度	23	—	157	11	29	39	
	令和9年度	21	—	146	11	28	39	
	令和10年度	20	—	136	11	27	38	
	令和11年度	20	—	130	10	27	37	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	26	—	178	12	29	41
		令和8年度	23	—	157	11	29	39
		令和9年度	21	—	146	11	28	39
		令和10年度	20	—	136	11	27	38
		令和11年度	20	—	130	10	27	37
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

日高川町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	5	194	—	4	24	40	
	令和8年度	5	189	—	4	26	38	
	令和9年度	4	179	—	4	27	41	
	令和10年度	4	167	—	4	27	42	
	令和11年度	4	162	—	3	28	43	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	5	194	—	4	24	40
		令和8年度	5	189	—	4	26	38
		令和9年度	4	179	—	4	27	41
		令和10年度	4	167	—	4	27	42
		令和11年度	4	162	—	3	28	43
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

白浜町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	20	—	242	9	32	52	
	令和8年度	20	—	242	9	35	39	
	令和9年度	17	—	214	9	35	44	
	令和10年度	15	—	189	9	35	44	
	令和11年度	14	—	177	9	35	42	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	35	—	274	9	49	58
		令和8年度	30	—	274	9	49	58
		令和9年度	30	—	267	9	48	56
		令和10年度	30	—	267	9	48	56
		令和11年度	30	—	261	9	44	56
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

上富田町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	100	15	245	15	60	68		
	令和8年度	100	15	245	15	60	70		
	令和9年度	100	15	245	15	60	70		
	令和10年度	100	15	245	15	60	70		
	令和11年度	100	15	245	15	60	70		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	100	15	245	6	44	55	
		令和8年度	100	15	245	6	44	57	
		令和9年度	100	15	245	6	44	57	
		令和10年度	100	15	245	6	44	57	
		令和11年度	100	15	245	6	44	57	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	3	6	10
			令和8年度	—	—	—	3	6	10
			令和9年度	—	—	—	3	6	10
			令和10年度	—	—	—	3	6	10
			令和11年度	—	—	—	3	6	10
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	6	10	3	
		令和8年度	—	—	—	6	10	3	
		令和9年度	—	—	—	6	10	3	
		令和10年度	—	—	—	6	10	3	
		令和11年度	—	—	—	6	10	3	

すさみ町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	—	—	41	5	10	15	
	令和8年度	—	—	45	9	10	15	
	令和9年度	—	—	40	9	15	15	
	令和10年度	—	—	40	9	15	15	
	令和11年度	—	—	40	9	15	15	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	—	—	60	5	10	15
		令和8年度	—	—	60	9	15	15
		令和9年度	—	—	60	9	15	15
		令和10年度	—	—	60	9	15	15
		令和11年度	—	—	60	9	15	15
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—
		令和8年度	—	—	—	—	—	—
		令和9年度	—	—	—	—	—	—
		令和10年度	—	—	—	—	—	—
		令和11年度	—	—	—	—	—	—
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—		

那智勝浦町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	2	—	157	18	35	34		
	令和8年度	2	—	128	18	37	41		
	令和9年度	2	—	136	17	35	37		
	令和10年度	2	—	124	16	33	36		
	令和11年度	2	—	131	16	32	34		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	33	—	271	25	47	64	
		令和8年度	33	—	271	25	47	64	
		令和9年度	33	—	271	25	47	64	
		令和10年度	33	—	271	25	47	64	
		令和11年度	33	—	271	25	47	64	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	
			令和8年度	—	—	—	—	—	
			令和9年度	—	—	—	—	—	
			令和10年度	—	—	—	—	—	
			令和11年度	—	—	—	—	—	
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	15	—	—	4
			令和8年度	—	—	15	—	—	4
			令和9年度	—	—	15	—	—	4
			令和10年度	—	—	15	—	—	4
			令和11年度	—	—	15	—	—	4
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

太地町		1号	2号		3号			
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み	令和7年度	4	—	30	4	10	10	
	令和8年度	4	—	30	4	10	10	
	令和9年度	4	—	30	4	10	10	
	令和10年度	4	—	30	4	10	10	
	令和11年度	4	—	30	4	10	10	
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	

古座川町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	—	—	17	2	5	5		
	令和8年度	—	—	14	2	6	5		
	令和9年度	—	—	15	2	6	6		
	令和10年度	—	—	17	2	6	6		
	令和11年度	—	—	18	2	6	6		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	—	—	13	2	4	4	
		令和8年度	—	—	10	2	5	4	
		令和9年度	—	—	11	2	5	5	
		令和10年度	—	—	13	2	5	5	
		令和11年度	—	—	13	2	5	5	
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	
			令和8年度	—	—	—	—	—	
			令和9年度	—	—	—	—	—	
			令和10年度	—	—	—	—	—	
			令和11年度	—	—	—	—	—	
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	4	—	1	1
			令和8年度	—	—	4	—	1	—
			令和9年度	—	—	4	—	1	1
			令和10年度	—	—	4	—	1	1
			令和11年度	—	—	5	—	1	1
企業主導型保育施設の地域枠		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	

北山村		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	—	—	7	—	0	2		
	令和8年度	—	—	6	—	1	2		
	令和9年度	—	—	5	—	1	1		
	令和10年度	—	—	5	—	1	1		
	令和11年度	—	—	5	—	1	1		
②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	—	—	—	—	—		
		令和8年度	—	—	—	—	—		
		令和9年度	—	—	—	—	—		
		令和10年度	—	—	—	—	—		
		令和11年度	—	—	—	—	—		
	確認を受けない幼稚園	令和7年度	—	—	—	—	—		
		令和8年度	—	—	—	—	—		
		令和9年度	—	—	—	—	—		
		令和10年度	—	—	—	—	—		
		令和11年度	—	—	—	—	—		
	上記以外	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	
			令和8年度	—	—	—	—	—	
			令和9年度	—	—	—	—	—	
			令和10年度	—	—	—	—	—	
			令和11年度	—	—	—	—	—	
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	7	—	—	2
			令和8年度	—	—	6	—	1	2
			令和9年度	—	—	5	—	1	1
			令和10年度	—	—	5	—	1	1
			令和11年度	—	—	5	—	1	1
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		
	令和11年度	—	—	—	—	—	—		

串本町		1号	2号		3号				
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳		
①量の見込み	令和7年度	15	—	145	7	24	34		
	令和8年度	15	—	137	8	23	32		
	令和9年度	15	—	121	9	24	29		
	令和10年度	15	—	109	10	27	30		
	令和11年度	15	—	103	12	30	34		
	②確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所(特定教育・保育施設)	令和7年度	35	—	163	22	39	46
令和8年度			35	—	163	22	39	46	
令和9年度			35	—	163	22	39	46	
令和10年度			35	—	163	22	39	46	
令和11年度			35	—	163	22	39	46	
確認を受けない幼稚園		令和7年度	—	—	—	—	—	—	
		令和8年度	—	—	—	—	—	—	
		令和9年度	—	—	—	—	—	—	
		令和10年度	—	—	—	—	—	—	
		令和11年度	—	—	—	—	—	—	
上記以外		小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特定地域型保育事業)	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
		離島その他の地域において特例保育を実施する施設	令和7年度	—	—	—	—	—	—
			令和8年度	—	—	—	—	—	—
			令和9年度	—	—	—	—	—	—
			令和10年度	—	—	—	—	—	—
			令和11年度	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	令和7年度	—	—	—	—	—	—		
	令和8年度	—	—	—	—	—	—		
	令和9年度	—	—	—	—	—	—		
	令和10年度	—	—	—	—	—	—		

# 乳児等通園支援の量の見込み数

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
和歌山市	①量の見込み		71	71	69	68
	0歳		22	21	21	20
	1歳		33	33	32	32
	2歳		16	17	16	16
	②確保方策		48	54	69	69
	0歳		15	16	21	21
	1歳		22	25	32	32
2歳		11	13	16	16	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
海南市	①量の見込み		4	4	4	4
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		2	2	2	2
	②確保方策		15	15	14	13
	0歳		4	4	4	4
	1歳		6	6	6	5
2歳		5	5	4	4	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
橋本市	①量の見込み		4	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		2	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		6	6	6	6
	0歳		2	2	2	2
	1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
有田市	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		6	6	6	6
	0歳		2	2	2	2
	1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
御坊市	①量の見込み		8	8	8	7
	0歳		3	3	3	3
	1歳		3	3	3	2
	2歳		2	2	2	2
	②確保方策		15	15	15	15
	0歳		3	3	3	3
	1歳		6	6	6	6
2歳		6	6	6	6	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
田辺市	①量の見込み		11	10	8	8
	0歳		4	4	3	3
	1歳		4	3	2	2
	2歳		3	3	3	3
	②確保方策		9	9	9	9
	0歳		3	3	3	3
	1歳		3	3	3	3
2歳		3	3	3	3	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
新宮市	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		4	4	4	4
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
紀の川市	①量の見込み		7	7	7	7
	0歳		2	2	2	2
	1歳		3	3	3	3
	2歳		2	2	2	2
	②確保方策		7	7	7	7
	0歳		2	2	2	2
	1歳		3	3	3	3
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
岩出市	①量の見込み		6	6	6	5
	0歳		2	2	2	2
	1歳		3	3	3	2
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		6	6	6	6
	0歳		2	2	2	2
	1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
紀美野町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		4	4	4	4
	0歳		1	1	1	1
	1歳		2	2	2	2
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
かつらぎ町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
九度山朝	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高野町	①量の見込み		2	2	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	1	1	1
	2歳		1	—	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
湯浅町	①量の見込み		2	2	2	2
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	—	—	—
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		2	2	2	2
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	—	—	—
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
広川町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	4	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	2	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
有田川町	①量の見込み		10	10	10	9
	0歳		3	3	3	3
	1歳		4	4	4	3
	2歳		3	3	3	3
	②確保方策		10	10	10	10
	0歳		3	3	3	3
	1歳		4	4	4	4
2歳		3	3	3	3	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
美浜町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日高町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
由良町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
印南町	①量の見込み		4	4	4	4
	0歳		1	1	1	1
	1歳		2	2	2	2
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		4	4	4	4
	0歳		1	1	1	1
	1歳		2	2	2	2
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
みなべ町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
日高川町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	2
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	—	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
白浜町	①量の見込み		3	3	6	6
	0歳		1	1	2	2
	1歳		1	1	2	2
	2歳		1	1	2	2
	②確保方策		3	3	6	6
	0歳		1	1	2	2
	1歳		1	1	2	2
2歳		1	1	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上富田町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
すさみ町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
那智勝浦町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
太地町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		5	5	5	5
	0歳		1	1	1	1
	1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
古座川町	①量の見込み		1	1	1	1
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	—	—	—
	2歳		—	—	—	—
	②確保方策		1	1	1	1
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	—	—	—
2歳		—	—	—	—	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
北山村	①量の見込み		1	1	1	1
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	—	—	—
	2歳		—	—	—	—
	②確保方策		2	2	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		—	1	1	1
2歳		1	—	1	1	

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
串本町	①量の見込み		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	②確保方策		3	3	3	3
	0歳		1	1	1	1
	1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1	

# 代替養育を必要とする児童数の見込み

3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした  
良好な成育環境の確保

(5) 社会的養育の推進

各施策の具体的な取組を検討するにあたり、数値目標の基礎となる里親、ファミリーホーム、乳児院及び児童養護施設で養育が必要な「代替養育を必要とする児童数の見込み」について、算出します。

## 1：児童の人口推計(計画見直し時における修正)

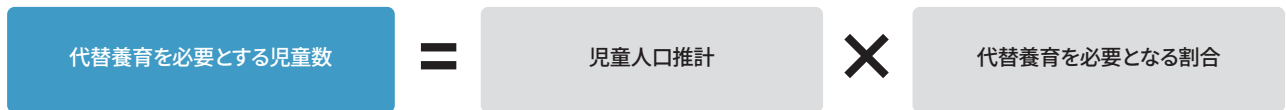
児童数の見込みは、「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)により5年ごとに推計します。平成27年の国勢調査の各年齢別の人口割合から年齢区分別に算出しました。そこで、令和5年時において各児童数の見込みを人口推計から見直すと、人口減少の想定が当初より大きいことから、児童数の見込みにも反映されることになります。計画策定時には10年間で約14,000人が減少することが見込まれましたが、最新の見通しでは10年間でおよそ40,000人が減少することになります。

### ● 児童人口推計(計画見直し時における修正)

区 分	実 績				推 計		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R9年度	R11年度
3歳未満	17,481人	16,920人	16,360人	15,779人	14,677人	14,275人	13,873人
3歳～就学前	27,147人	26,341人	25,535人	24,729人	23,118人	22,049人	20,981人
学童期以降	86,116人	84,520人	82,924人	81,328人	78,136人	74,349人	70,561人
計	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人	115,931人	110,673人	105,415人

## 2：代替養育を必要とする児童数の見込み

各施策の具体的な取組を推進する上で基礎となる、計画期間中の「代替養育を必要とする児童数」を算出します。  
算出方法は以下のとおりです。



### (1) 代替養育が必要となる割合

当初計画時には、平成31年3月末時点の児童人口に対して割合0.310%を採用しましたが、令和4年度末の児童数は313人。児童人口の減少及び児童養護施設等の小規模化に伴い減少傾向にあります。これを加味すると、令和4年度末時点の代替養育に必要な割合は、0.250%となります。

### ● 現に代替養育を必要とする児童数の児童人口に対する割合

	H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童人口(18歳未満)	138,204人	130,774人	127,781人	124,819人	121,856人
代替養育児童数	429人	336人	319人	313人	304人
乳児院	35人	27人	29人	25人	15人
児童養護施設	317人	239人	226人	220人	217人
里親	54人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	23人	25人	20人	19人	21人
現に代替養育を必要とする児童数の割合	0.310%	0.251%	0.249%	0.250%	0.249%

## (2) 新規入所措置等児童や一時保護児童数の状況

前回計画時、虐待相談対応件数の近年の増加を踏まえ、新規入所措置等児童数と一時保護児童数の状況や伸び率は、今後の代替養育が必要となる割合に影響を及ぼすと考えていましたが、予防的支援、家庭復帰の浸透により、虐待件数の伸びほど新規入所措置児童数は増えていません。これら令和4年までの実績を鑑みても、直接の相関関係にないことは明らかです。よって今回見直しにおいてはこれを加味することは見送ることとします。

## ● 新規入所措置等児童数及び一時保護児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規入所措置等児童数	107人	132人	130人	99人	160人	142人	139人	121人	121人	85人	103人	77人	99人	99人	115人
一時保護児童数	202人	294人	316人	294人	314人	333人	339人	276人	344人	291人	304人	318人	328人	400人	450人

## (3) 代替養育を必要とする児童数の見込み

上記の数値をもとに、代替養育を必要とする児童数を見込みました。代替養育を必要とする児童数は児童人口の減少に大きく影響を受けることは明らかで、その見込みは児童人口に応じ減少していくことが見込まれます。

## ● 代替養育を必要とする児童数の見込み(令和7年3月計画見直し時)

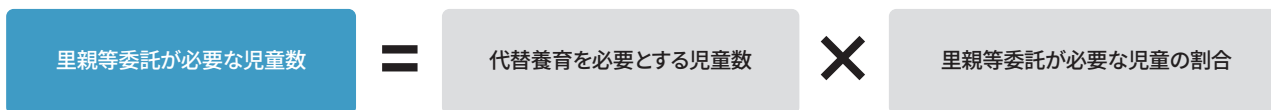
	実績			推計		
	H28年度	H30年度	R2年度	R7年度	R9年度	R11年度
児童人口①	143,372人	138,204人	135,297人	115,931人	110,673人	105,415人
代替養育割合②	0.270%	0.310%	0.277%	0.250%	0.250%	0.250%
潜在的需要③	—	—	—	—	—	—
代替養育を必要とする児童数の見込み (①×②×③)	387人	429人	329人	297人	277人	264人

## ● 代替養育を必要とする児童数の見込み(年齢区分別)

区分	R2年度	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
全体	329人	297人	277人	264人
3歳未満	26人	25人	23人	22人
3歳以上就学前	65人	58人	54人	51人
学童期以降	238人	214人	200人	191人

### 3：里親等委託が必要な児童数の見込み

里親等委託が必要な児童数の算出方法は以下のとおりです。



#### (1) 前回計画時の里親等委託が必要な児童の割合の算定について

前回計画時、家庭養育優先原則を十分踏まえたアセスメントの結果によって、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点から、平成29年度、平成30年度の2年間に乳児院、児童養護施設に新規入所措置された児童について、児童に必要な支援内容に着目した場合の措置先として里親等、乳児院、児童養護施設が最も望ましい養育環境であると考えられたケースをもとに里親等委託が必要な児童の割合を算出し、31.5%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。それを、平成30年度において現に代替養育を必要とする児童数である429人に置換えた上で、里親等委託が必要な児童の割合を算出し、44.1%（3歳未満：50%、3歳以上就学前：33.3%、学童期以降28.4%）としました。

#### (2) 今回見直しにおける里親等委託が必要な割合の算定について

今回の見直しに当たっては、令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定についてにおいて「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が定められ、国の目標値「乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上」を達成するよう、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとされました。これに基づき本県の里親等委託率の目標を変更します。なお、従来の目標値は下段になります。ただし、児童の措置は、児童の最善の利益の観点から個々の児童に対する措置が行われるものであって、里親等委託の推進のために機械的に措置が行われるべきではないとの観点は前回計画策定時から引き続き維持します。

#### ● A里親等委託等が必要な割合(国の目標値)

国 目 標 値	区 分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	21.7%	28.3%	43.2%	56.9%
	3歳未満	11.1%	23.3%	50.7%	75.0%
	3歳以上就学前	28.8%	37.6%	57.4%	75.0%
	学童期以降	20.5%	26.1%	38.8%	50.0%

#### ● B里親等委託等が必要な割合(従来の目標値)

従 来 値	区 分	H30年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	17.9%	33.6%	38.9%	44.1%
	3歳未満	8.3%	36.7%	46.1%	55.6%
	3歳以上就学前	19.0%	35.4%	40.9%	46.4%
	学童期以降	18.8%	32.8%	37.4%	42.1%

## (3) 里親等委託が必要な児童数の見込み

(2)で設定した里親等委託率の目標値により、里親等委託が必要な児童数の見込みを算出します。

## ● A里親等委託等が必要な児童数の見込み(国の目標値)

国 目 標 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	78人	118人	168人
	3歳未満	5人	11人	16人
	3歳～就学前	20人	30人	38人
学童期以降	53人	77人	114人	

## ● B里親等委託等が必要な児童数の見込み(従来目標値)

従 来 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	93人	107人	116人
	3歳未満	8人	10人	12人
	3歳～就学前	19人	22人	23人
学童期以降	66人	75人	81人	

## (4) 施設で養育が必要な児童数の見込み

施設で養育が必要な児童数の見込みは、代替養育を必要とする児童数の見込みから里親等委託が必要な児童数の見込みを減じて算出します。

## ● A施設で養育が必要な児童数の見込み(里親等委託率を国の目標値とした場合)

国 目 標 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	199人	159人	96人
	3歳未満	18人	12人	6人
	3歳以上就学前	34人	24人	13人
学童期以降	147人	123人	80人	

## ● B施設で養育が必要な児童数の見込み(里親等委託率を従来目標値とした場合)

従 来 値	区 分	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	全 体	184人	170人	148人
	3歳未満	15人	13人	10人
	3歳以上就学前	35人	32人	28人
学童期以降	134人	125人	110人	

## 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障に向けた取組

児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	5	1	0	0	1

## 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

## ● 必要とされる里親・ファミリーホーム数

登録里親数等の推移	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録里親数①	138世帯	165世帯	176世帯	187世帯	200世帯
委託里親数②	38世帯	38世帯	38世帯	39世帯	44世帯
代替養育児童数③	340人	336人	319人	313人	304人
委託児童数④	63人	70人	64人	68人	72人
里親	44人	45人	44人	49人	51人
ファミリーホーム	19人	25人	20人	19人	21人
受託率②／①	27.5%	23.0%	21.6%	20.9%	22.0%
里親等委託率④／③	18.6%	20.8%	20.1%	21.7%	23.7%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養育里親数	129世帯	158世帯	170世帯	180世帯	192世帯
専門里親数	16人	16人	16人	18人	17人
親族里親数	5世帯	7世帯	6世帯	7世帯	8世帯

令和5年3月末時点で里親登録している200世帯のうち実際に委託を受けている世帯は37世帯、受託率は18.5%となっており年々減少しています。今後、里親に対する研修やトレーニングにより受託率を向上する必要があります。全国における平均受託率はおおよそ30%ではありますので、受託率を令和11年度に30%まで上昇させることを目標とします。

また、全国における、令和5年度末における里親1世帯当たりの平均受託児童数は1.3人となっており、このことを踏まえて必要とされる里親数を算出します。

令和11年度において、里親等委託児童数は国目標値による算定の場合、168人と見込んでいます。本県では7か所のファミリーホームに児童を委託しており、定員における入居率は50%ほどで推移していますが、最終的には、75%程度入居率を達成できると見込み、ファミリーホームの定員42人の75%を168人から減じた、136人を里親へ委託することになります。また、1世帯あたりの委託児童数は1.3人となるため、最低必要な里親数は105世帯(136世帯/1.3)となります。令和11年度の受託率の目標値は30%のため、里親等委託率の目標値を達成するためには350世帯(105世帯/0.3)の登録里親数が必要です。

● A必要とされる里親数(国の目標値による算定)

国目標値	区分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	必要とされる登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	268世帯	350世帯
	登録里親数	34世帯	44世帯	67世帯	105世帯
	受託率①	18.2%	20.0%	25.0%	30.0%
	1世帯当たりの委託児童数② (ファミリーホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
	委託児童数	68人	77人	118人	168人
	里親③	49人	57人	86人	136人
ファミリーホーム	19人	20人	32人	32人	

● B必要とされる里親数(従来目標値による算定)

従来値	区分	R4年度 (実績)	R7年度 (1年目)	R9年度 (3年目)	R11年度 (5年目)
	必要とされる登録里親数 (③/②)/①	187世帯	220世帯	240世帯	246世帯
	登録里親数	34世帯	44世帯	60世帯	74世帯
	受託率①	18.2%	20.0%	25.0%	30.0%
	1世帯当たりの委託児童数② (ファミリーホーム除く)	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
	委託児童数	68人	77人	97人	116人
	里親③	49人	57人	77人	95人
ファミリーホーム	19人	20人	20人	21人	

## 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

## ● 児童養護施設及び乳児院の定員の推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設定員	375人	375人	286人	286人	264人
暫定定員	335人	335人	277人	271人	263人
乳児院定員	40人	40人	40人	40人	40人
暫定定員	40人	40人	40人	40人	40人
入所児童数 (児童養護施設、乳児院)	304人	282人	275人	257人	246人

## ● 児童養護施設及び乳児院における小規模グループケアの推移

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
児童養護施設定員	375人	375人	286人	286人	264人
小規模グループケア①	120人	132人	168人	174人	198人
分園	20人	26人	126人	38人	38人
地域小規模	12人	12人	12人	12人	18人
乳児院定員	40人	40人	40人	40人	40人
小規模グループケア②	11人	11人	11人	11人	11人
総定員(児童養護施設、乳児院)③	415人	415人	326人	326人	304人
小規模化率(①+②)／③	31.6%	34.5%	54.9%	56.7%	68.8%

## 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

## ● 15歳以上の児童の措置解除理由(令和5年度実績)

	措置解除				
	家庭復帰	就職	進学	自立支援	その他
児童養護施設	3	15	5	4	2
里親	—	—	—	—	3
ファミリーホーム	—	—	—	—	1

## 児童相談所、一時保護所の体制強化

## 一時保護改革に向けた取組

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年間一時保護実人数	304人	318人	328人	400人	450人
一時保護所での平均在所日数	31.3日	27.5日	23.5日	23.8日	25.2日

# 施策一覧

## 基本方針1 子どもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成を子どもや若者とともに推進

取組の方向性	1 展開する施策	
(1) 子どもや若者の人権尊重	(ア) 子どもの権利保障を担保する仕組みづくり	
	(イ) 子どもの権利の理解促進	a 子どもが権利の主体であることの情報発信、意識啓発
		b 子どもに関わる大人への教育、啓発
	(ウ) 子どもや若者自身の権利意識の醸成	a 人権教育の充実
b 人権相談体制の整備		
c 多様性を認め合う教育の推進		
(2) 子どもや若者の意見表明と社会参画	(ア) 子どもの意見を尊重する仕組みづくり	a 意見を表明しやすい環境づくりの推進
		b 県の政策決定過程への子どもの参画促進
	(イ) 社会形成への参画	a 社会形成に参画する態度を育む教育の推進
		b ボランティア活動等による社会への参画

## 基本方針2 子どもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援

取組の方向性	1 展開する施策		
(1) 子どもや若者の育成環境の整備	(ア) 乳幼児期における愛着形成の支援		
	(イ) 質の高い幼児期の教育や保育の確保	a 教育、保育区域の設定	
		b 教育、保育等の量の見込み等	(a) 地域の実情に応じた教育、保育等の提供
		c 子どものための教育・保育給付に係る教育、保育の一体的提供及び当該教育、保育の推進に関する体制の提供	(b) 教育、保育施設及び地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を行う者の相互連携
			(c) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上
			(d) 幼児教育と小学校教育の連携、接続
			(e) 教育、保育施設等における事故防止
		d 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携	
		e 乳児等のための支援給付に係る教育、保育等の一体的提供及び当該教育、保育等の推進に関する体制の確保の内容	
	f 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	(a) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の確保	
		(b) 特定教育、保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者等の資質及び専門性の向上	
	g 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進		
	h 教育、保育等情報の公表		
	(ウ) 学童期、思春期の支援	a 学力向上の推進	
b 道徳教育の充実			
c 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援			
d 20歳未満の者の喫煙(受動喫煙を含む)、飲酒対策			
(エ) 青年期の支援	a 大学等の進学助成		
	b 若者の職業的自立、就労等支援		
	c ライフデザインの形成支援		
	d プレコンセプションケアの推進		

事業概要	担当課
こどもの権利保障を担保する仕組みづくり	こども未来課
マスメディアを活用した啓発、各種研修による県民への啓発	人権施策推進課
教職員、民生委員、児童委員をはじめ県民に対しこどもの人権について教育、啓発	人権施策推進課、人権教育推進課
人権教育地方別研修会の実施	人権教育推進課
授業の充実等、学校教育における人権教育の推進	人権教育推進課
様々な人権相談に対し、相談者が主体的に解決の糸口をつかむ手助けを行う	人権政策課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置	教育支援課
LGBTQ当事者を講師とし、県内高校で出前講座を実施	多様な生き方支援課、人権教育推進課
道徳教育の充実	県立学校教育課、義務教育課
アドボケイト、ファシリテータを活用したこどもの意見表明支援	こども未来課、こども支援課
こどもが参加する会議の開催等によるこどもの意見表明の機会提供	こども未来課
「和歌山県少年メッセージ」の開催支援	こども未来課
主権者教育の推進	県立学校教育課、義務教育課
消費者教育の推進	県民生活課
各事業のボランティア活動の情報提供	事業担当各課

事業概要	担当課
地域子育て支援拠点において地域での子育て支援を促進	こども未来課
こども家庭センターの設置促進と機能強化	こども支援課、健康推進課
1市町村1区域	こども未来課
P96～110の積算	こども未来課
市町村等への助言	こども未来課
市町村等への助言	こども未来課
放課後児童支援員認定資格研修、子育て支援員研修等を実施	こども未来課
幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進	義務教育課
認可外保育施設への重大事故防止に係る指導監督の強化、睡眠中の事故防止対策に係る補助等を実施	こども未来課
市町村と連携しながら、指導監督を実施	こども未来課
市町村への助言及び支援	こども未来課
保育士等支援コーディネーターによる相談支援、保育士等の処遇改善、保育所等の労働環境改善、保育士及び保育の現場の魅力発信等を推進	こども未来課
関係職員合同研修、施設への訪問指導、保育士等のキャリアアップ研修	こども未来課
地域子育て支援拠点において地域での子育て支援を促進	こども未来課、こども支援課
こども家庭センターの設置と機能強化	こども支援課、健康推進課
効果的、効率的なICTシステムの導入を促進	こども未来課
地域子ども・子育て支援事業について、広域調整を実施	こども未来課
特定教育、保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の情報を県ホームページに掲載	こども未来課
放課後等で活用できる学習教材を提供	義務教育課
退職教員を小中学校や高校に派遣し、学校や教員を支援	県立学校教育課、義務教育課
ICTを効果的に活用した授業の推進	教育政策課、県立学校教育課、義務教育課
市町村等への助言、研修会等の実施	義務教育課
思春期保健に関する出前講座	健康推進課
命の尊さや性感染症などの講座	健康推進課
喫煙、飲酒に対する正しい知識の普及啓発	健康推進課
和歌山県私立専修学校授業料等減免事業費補助金による支援	文化芸術課
和歌山県修学奨励金の貸与、和歌山県大学生等進学支援金の貸与	生涯学習課
県立産業技術専門学院による職業訓練、わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課
性別による無意識の思い込みの払拭や理工系分野を身近に感じられる機会を提供	多様な生き方支援課
ライフデザイン啓発	こども未来課
プレコンセプションケアに関する普及啓発	健康推進課

取組の方向性	1 展開する施策	
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	(ア) 多様な遊びや体験の機会、環境づくり	a 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進
		b 体験、交流活動等の場の整備
	(イ) 生活習慣の形成、定着の推進	a 生活習慣の形成
		b 食育の推進
c 体力の向上		
(ウ) こどもや若者の社会での活躍を支援		
(3) こどもや若者の安全、安心を確保	(ア) 防犯、交通安全対策、防災意識の向上	a 安全意識の向上と安全環境づくりの推進 b 防災意識の向上
	(イ) 有害環境等への対応	a 情報モラルの向上
		b 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
		c 有害環境の浄化活動の推進
	(ウ) いじめ防止	a いじめを許さない環境づくりの推進
		b いじめの早期発見、早期解決
	(エ) 不合理な校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止	a 校則の見直し
b 体罰等の防止		

**基本方針3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な育成環境の確保**

取組の方向性	1 展開する施策	
(1) こどもの貧困の解消に向けた対策	(ア) 教育の支援	a 保育料等の助成
		b 教育費の負担軽減
		c 学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置づけ、支援体制を強化
		d 地域における学習支援
		e こどもの居場所づくりの推進
	(イ) 生活の安定に資するための支援	a 保護者の生活支援
		b こどもの生活支援
		c 若者の就労支援
		d 住宅に関する支援
	(ウ) 保護者の就労支援	a 職業生活の安定と向上のための支援
b 困窮世帯等への就労支援		

事業概要	担当課
キノビー教室やきのくに森づくり基金活用により森林の働きや大切さを普及啓発	林業振興課、森林整備課
わかやまこどもエコチャレンジ	脱炭素政策課
3R推進やわかやまごみゼロ活動の実施	循環型社会推進課
乳幼児とのふれあい体験学習の実施	こども支援課
動物愛護教室(わうくらす)を実施	生活衛生課
県立博物館、近代美術館の無料化等により文化に触れる機会を提供	文化遺産課、教育政策課
専門知識を有する教員等を小中学校等に派遣し出前授業を実施	教育委員会総務課
高校生の地元企業での就業体験	県立学校教育課
南紀熊野ジオパークの探究活動	南紀熊野ジオパークセンター
自然体験の場(ネイチャーキャンプ)の提供	自然環境課
スポーツ体験によるタレント発掘、育成事業の実施	スポーツ課
県立青少年の家を利用した体験活動の推進	こども未来課
早寝早起き朝ごはん運動を推進	生涯学習課
食育の推進、和歌山版「食事バランスガイド」の普及、活用	果樹園芸課
学校給食の充実	健康体育課
体力アッププランの充実	健康体育課
訪日教育旅行に係る学校交流	観光交流課
ジュニア県展の開催	文化学術課
和歌山データ活用コンペティションの実施	企画課
犯罪や交通事故の起こりやすい場所のマップ作製支援、交通安全教育の実施	県民生活課
災害時の避難行動などを楽しみながら実践的に学べる県オリジナルゲームによる防災啓発	防災企画課
情報モラル講座の開催	こども支援課
情報モラル教育の充実	教育政策課
ネットバトロールを行い有害情報をプロバイダへ削除依頼	こども支援課
サイバーバトロールなど積極的情報収集と取締の強化	少年課
有害図書等の指定、審査	こども支援課
薬物乱用防止教室の開催	薬務課
教員に対しいじめ問題対応マニュアル等を活用した校内研修を実施	教育支援課
いじめアンケート調査と個人面談の徹底、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、「こどもSOSダイヤル」やSNS等を活用した教育相談の実施	教育支援課
校則のホームページ掲載の推進	教育支援課
研修事業の充実	教職員課

事業概要	担当課
多子世帯向け保育料等の支援	こども未来課
要配慮児童が多数いる保育所等に家庭支援推進保育士を加配	こども未来課
義務教育のこどもがいる世帯に生活保護による教育扶助	社会福祉課
生活保護世帯のこどもに高等学校等の就学のための費用を生業扶助	社会福祉課
高校在学生徒に対し、高等学校等就学支援金等により授業料負担軽減	教育委員会総務課、文化学術課
和歌山県高校生等奨学給付金の給付	生涯学習課、文化学術課
私立専修学校授業料等減免	文化学術課
低所得世帯のこどもの高校、高専、短大、大学の就学に必要な費用の生活福祉資金貸付制度	社会福祉課
和歌山県修学奨励金の貸与	生涯学習課
和歌山県大学生等進学支援金の貸与	生涯学習課
こどもの人権を含めた研修の実施	人権教育推進課
要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携強化	こども支援課
スクールソーシャルワーカーの設置	教育支援課
きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課
P134基本方針4(1)に記載	
生活困窮者の状況に応じた自立相談支援	社会福祉課
生活保護による生活扶助	社会福祉課
民生委員、児童委員の活動支援	社会福祉課
民間教育訓練機関による職業訓練	労働政策課
わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課
生活困窮者に対する住居確保給付金の支給	社会福祉課
民間教育訓練機関による職業訓練	労働政策課
わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課
生活困窮者等の就労支援	社会福祉課

取組の方向性		1 展開する施策		
(2) 困難を抱えるひとり親家庭への支援	(ア) 経済基盤の安定	a 経済支援		
		b 就労支援	(a) ひとり親家庭の実情に合わせた就労支援 (b) 専門機関による支援 (c) 資格取得支援	
		c 各種資金の貸付		
	(イ) 生活基盤の安定	a 家事育児の支援	(a) 日常生活の支援 (b) 仕事と子育ての両立支援	
		b 住居支援	(a) 住居資金の支援 (b) 公営住宅等の活用 (c) 母子生活支援施設の体制整備	
		c 相談及び情報提供	(a) 母子・父子自立支援員による情報提供 (b) 訪問支援員による相談対応 (c) ひとり親家庭同士の交流	
	(ウ) こどもへの支援	a 親子交流 b 養育費確保		
	(3) 障害等のあるこどもや若者への支援	(ア) 地域における支援体制の強化	a 障害児者サポートセンター等での相談対応	
			b 児童発達支援センターの設置促進	
c 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の各圏域設置				
d 難病・こども保健相談支援センター等での相談対応				
e 聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施				
f 発達障害の理解促進と支援				
g 医療的ケアが必要なこどもやその家族等への支援				
(イ) インクルーシブな教育環境の充実		a 多様な学びの場の整備、充実		
		b 切れ目ない支援の推進		
		c 交流及び共同学習の推進		
(ウ) 経済的支援		a 特別児童扶養手当の支給		
		b 小児慢性特定疾病医療費の助成		
		c 補聴器購入費の助成		
(エ) 就労の支援		a 就労体験の実施		
		b 障害者雇用促進の啓発		
	c 職業能力の開発			
	d 一般就労支援の充実			
	e 福祉的就労支援の充実			
	f 各圏域の自立支援協議会の活用			
(オ) 社会への参加と支援	a 障害者スポーツの推進			
	b 文化、芸術活動を支援する人材の育成			
	c 障害のある人への学習機会の提供			
(4) 児童虐待防止対策の強化	(ア) 児童虐待の発生予防	a 児童虐待を防止するための啓発		
		b 子育て支援の促進		
		c 支援体制の充実		

事業概要	担当課
児童扶養手当の支給	多様な生き方支援課
ひとり親家庭医療費助成	多様な生き方支援課
母子家庭等就業・自立支援センターによる就業相談	多様な生き方支援課
就労支援機関による支援	多様な生き方支援課
就業に結び付きやすい資格取得の支援	多様な生き方支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	多様な生き方支援課
家庭生活支援員による家事、保育サービスの提供	多様な生き方支援課
子育て支援事業による支援	多様な生き方支援課
ひとり親家庭の親の住居借り上げ資金等の貸付	多様な生き方支援課
ひとり親世帯の県営住宅優先入居	建築住宅課
母子生活支援施設入所への支援	多様な生き方支援課
母子・父子自立支援員による指導、相談	多様な生き方支援課
居宅訪問等によるひとり親家庭の孤立防止	多様な生き方支援課
ひとり親家庭の親子集いの場の設置	多様な生き方支援課
離婚時の親子交流の取決めの促進	多様な生き方支援課
養育費確保のための弁護士との無料相談等の支援	多様な生き方支援課
障害児者サポートセンターでの相談対応	障害福祉課
各圏域の設置推進	障害福祉課
児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の各圏域設置	障害福祉課
難病・子ども保健相談支援センター等での相談対応	健康推進課
医療的ケア児等支援センターでの相談対応	障害福祉課
聴覚障害児支援拠点を中心とした巡回相談等の実施	障害福祉課
発達障害の理解を深める講演会や研修等による広報、啓発	障害福祉課
地域の支援機能強化や支援者の専門性向上のための研修及び相談支援	障害福祉課
医療的ケアが必要な子どもやその家族等への相談支援、関係機関連携促進、各圏域の支援体制整備のサポート	障害福祉課
専門性のある教員による巡回相談の実施	特別支援教育課
特別支援教育を担う人材の育成	特別支援教育課
つなぎシートを活用推進	特別支援教育課
特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の交流や共同学習の実施	特別支援教育課
特別児童扶養手当の支給	障害福祉課
小児慢性特定疾病医療費の助成	健康推進課
身体障害者手帳対象外の軽度、中等度難聴児への補聴器購入費の助成	障害福祉課
チャレンジ就労サポートの実施	障害福祉課
障害者雇用促進の啓発	労働政策課
県立産業技術専門学院による職業訓練	労働政策課
障害者就業・生活支援センターにおける関係機関の連携強化	障害福祉課
工賃向上のための流通販路拡大等支援	障害福祉課
各圏域の支援体制整備のサポート	障害福祉課
障害者スポーツ大会等の開催	スポーツ課
情緒障害児がスポーツに親しむ体操教室を開催	スポーツ課
障害者芸術の人材育成研修を実施	障害福祉課
出張まなび講座の実施	生涯学習課
「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、相談窓口等の周知や児童虐待防止のための広報、啓発	子ども支援課
「体罰等によらない子育てを広げよう!」等の教育教材を活用した体罰等によらない子育ての推進、啓発	子ども支援課
学校や保育所等による、児童や保護者、教員、保育士等に対する児童の権利擁護に関する研修実施の促進	子ども支援課、子ども未来課
児童に著しい心理的外傷を与えるDVを防止するための関係機関と連携した啓発	子ども支援課
市町村、学校と連携した乳幼児とのふれあい体験学習等の推進	健康推進課
市町村、学校等と連携した望まない妊娠を防ぐための予防教育等の推進	健康推進課、健康体育課
学校等と連携したデートDV防止啓発の実施	多様な生き方支援課、教育支援課
地域子育て支援拠点事業等において地域での子育て支援を促進	子ども未来課
児童相談所での養護、保育、障害、非行、育成相談等による児童や保護者の悩み対応	子ども支援課
児童相談所全国共通ダイヤル(189)等、虐待通告や子育てに関する悩みの24時間365日対応	子ども支援課
親子のための相談LINEによるチャット形式での相談対応	子ども支援課
児童家庭支援センターの専門職員による児童と家庭に関する相談支援	子ども支援課
地域の小児精神科医の不足を解消するため、児童精神科医を育成	こころの健康推進課

取組の方向性	1 展開する施策	
(4) 児童虐待防止対策の強化	(イ) 児童虐待の早期発見、早期対応	<p>a 市町村を中心とした支援の充実及び関係機関等との情報共有の徹底</p> <p>b 児童虐待通告への迅速、的確な対応</p>
	(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築	<p>a こども家庭センターの整備促進</p> <p>b 職員の専門性の向上</p> <p>c 保護者への育児支援</p> <p>d 母子生活支援施設の活用</p> <p>e 在宅指導の実施における連携</p> <p>f 児童家庭支援センターの機能強化と設置促進</p>
(4) 児童虐待防止対策の強化	(エ) 支援を必要とする妊産婦等の支援	<p>a 関係機関との連携体制の構築</p> <p>b 特定妊婦等への支援体制の整備</p> <p>c 助産制度の周知</p>
	(オ) 児童相談所、一時保護施設の体制強化	<p>a 児童相談所の体制強化</p> <p>b 児童相談所職員の専門性の向上</p> <p>c 児童家庭支援センターの設置</p> <p>d 一時保護された児童の権利の尊重</p> <p>e 児童に応じた専門的ケア</p> <p>f 一時保護施設の適正運営</p> <p>g 一時保護施設職員の専門性の向上</p> <p>h 一時保護委託体制の充実</p> <p>i 学習機会の確保</p>

事業概要	担当課
市町村の母子保健事業の伴走型相談支援における技術的支援	健康推進課
要支援家庭を把握した医療機関から市町村等へ積極的に情報提供するよう啓発	こども支援課
民生委員、児童委員、NPO、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、児童福祉施設等、多様な関係機関による要支援家庭の支援の促進	こども支援課
こども家庭センターの設置促進と機能強化	こども支援課、健康推進課
要保護児童対策地域協議会における、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有の徹底及び各機関による連携した支援の実施促進	こども支援課
「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」の活用等による市町村職員の専門性向上	こども支援課
支援を要する児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけ	こども支援課
児童相談所が、学校、保育所、認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待の相談に対して助言、指導の充実	こども支援課
医療機関に対し、様々な診療科が連携した児童虐待に組織的に対応できる体制づくりや市町村等と連携促進	こども支援課
和歌山県児童虐待防止連絡協議会を通じた保健、医療関係機関、教育福祉関係機関、司法、警察、消防関係機関、地域活動機関等との情報共有	こども支援課
「和歌山県児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」を用いた虐待リスクの客観的把握	こども支援課
児童相談所及び市町村の、通告から48時間以内の直接目視を基本とする安全確認の実施	こども支援課
児童の安全が確保されないと判断した場合の、児童相談所の躊躇ない一時保護の実施	こども支援課
「和歌山の子・みまもり体制」に関する協定書」及び「和歌山県市町村児童家庭相談マニュアル」による児童相談所と市町村の適切な役割分担	こども支援課
児童虐待相談対応を行っている児童が転入した場合の、児童相談所及び市町村による事案の引継の確実な実施	こども支援課
「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」及び「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」に基づく児童相談所と警察の緊急連絡、個別相談協議を行い、また児童虐待事案に適切に対応するための合同訓練の実施	こども支援課
児童の負担軽減のための児童相談所、警察、検察の協同面接等の実施	こども支援課
児童虐待関連事件における児童の安全確保を最優先とした児童相談所と検察の緊密な連携	こども支援課
児童福祉司や児童心理司の増員及び弁護士、医師、警察官等の配置による迅速かつ適切な事案対応の実施	こども支援課
こども家庭センターの設置促進と機能強化	こども支援課、健康推進課
市町村の母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせたサポートプランの策定体制の整備	こども支援課、健康推進課
各種研修や市町村職員の児童相談所への受入などによる専門性の向上支援	こども支援課
乳児家庭全戸訪問事業や未就園児等全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業等の実施促進	こども支援課
地域の里親等を活用した子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施促進	こども支援課
ペアレント・トレーニングの実施等、親子関係形成支援事業の実施促進	こども支援課
市町村の家庭支援事業等の必要な事業量の見込みや確保状況の把握と同事業の利用者への周知促進	こども支援課
母子生活支援施設の市町村等への周知と利用の促進	こども支援課
市町村や関係機関と連携した児童相談所による在宅指導の実施	こども支援課
児童家庭支援センターによるこども家庭センター等に対する専門的な助言・援助や家庭支援事業の実施等、地域支援体制の整備促進	こども支援課
こども家庭センター等との連携体制を構築	こども支援課
特定妊婦等の支援を担う市町村職員等を対象とした研修の実施	こども支援課
妊産婦等生活援助事業の必要な事業量の見込みの把握と実施体制の検討	こども支援課
予期せぬ妊娠等の相談に応じ、保護者の養育が困難な場合、産前より市町村の母子保健担当部署や産科医療機関と連携し、母親が安心安全に児童の産産に臨めるよう支援の実施	こども支援課、健康推進課
特定妊婦等に助産制度を周知	こども支援課
児童福祉司、医師、弁護士などの専門職の増員	こども支援課
ICT化やDXの推進	こども支援課
第三者評価の定期的な受審	こども支援課
中核市が児童相談所の設置を進める場合、相談対応、協議を行うなど必要に応じた支援の実施	こども支援課
一時保護や措置の決定の際にこどもの意見を聴取することも意見聴取等措置の確実な実施	こども支援課
職員の実務経験に応じた研修の実施	こども支援課
こども家庭福祉の専門家であるこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得のための研修受講の推進	こども支援課
地域に密着したより丁寧な相談支援が可能となるよう児童家庭支援センターの設置促進	こども支援課
一時保護された児童と意見表明等支援員（アドボケート）との個別面談など意見表明等支援事業の確実な実施	こども支援課
児童一人一人の背景や性格特性、性的指向、性自認などを見極め、その状況に応じた専門的ケアの実施	こども支援課
第三者評価の定期的な受審	こども支援課
職場内外の研修実施	こども支援課
一時保護専用施設の設置促進	こども支援課
一時保護所に学習指導員を配置する等、児童の学年、学力、心身の状況などに応じた学習を提供	こども支援課
児童の安全確保が可能な場合には、里親や児童養護施設等へ一時保護委託を行い、一時保護委託先から地域の学校へ通学できるよう対応	こども支援課

取組の方向性	1 展開する施策	
(5) 社会的養育の推進	(ア) 当事者である児童の権利擁護	a 児童への意見表明権の啓発
		b 児童が意見を表明しやすい環境づくり
		c 児童の権利に対する施設等職員の意識向上
(5) 社会的養育の推進	(イ) 代替養育を必要とする児童のパーマネンシー保障	a 児童相談所の職員体制の構築
		b 親子関係を再構築する支援体制の構築
		c 特別養子縁組等の推進
(5) 社会的養育の推進	(ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進	a 里親等委託の推進
		b 里親支援センター等と連携した取組
		c 里親等の養育力の向上
		d ファミリーホームの設置促進
(5) 社会的養育の推進	(エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換	a 家庭環境と同様の施設整備
		b 施設職員体制の強化
		c 児童養護施設等の多機能化、高機能化の推進
(5) 社会的養育の推進	(オ) 社会的養護自立支援の推進	a 退所後の継続支援
		b 入所中からの自立を見据えた支援
		c 児童自立生活援助事業の計画的整備

事業概要	担当課
「こどもの権利ノート」を一時保護児童や里親等委託児童、児童養護施設等に入所する児童等に手渡し、児童福祉司等が説明	こども支援課
乳児院、児童養護施設等に対し、定期的に児童へのアンケートや個別面接を実施するなどの方法を取り入れた児童の意見聴取についての工夫や、意見箱やこども会に寄せられた意見を児童ヘフィードバックする取組を行うよう徹底	こども支援課
意見表明等支援員（アドボケート）と児童の個別面接等により意見を聴取し、児童相談所や関係機関に対し児童の意見を代弁し必要な連絡調整を実施	こども支援課
社会福祉審議会児童福祉専門分科会権利擁護部会に、児童が申し立てた意見を権利擁護の観点から審議し、必要に応じて県や児童相談所等の関係行政機関に意見具申をする取組を推進	こども支援課
里親等や児童養護施設等の関係者に対する児童の権利擁護に関する研修の実施	こども支援課
被措置児童等虐待が疑われる事例が発生した場合には、迅速に児童の安全を確認し、問題の解決を図ることができるよう、「和歌山県被措置児童等虐待対応マニュアル」を活用し、児童の権利擁護の確実な実施	こども支援課
代替養育が必要な児童の援助方針を決定する際、児童の最善の利益を確保することを念頭に、ケースワークを実施できるよう、必要に応じ児童相談所の組織や業務分担の見直しを実施	こども支援課
支援技術を向上するために、児童相談所や児童養護施設等職員を対象とするライフストーリーワークなどの研修の充実	こども支援課
真実告知や生い立ちに関する相談等に対応するため、里親や乳児院、児童養護施設等に、技術的な助言指導を実施	こども支援課
児童相談所のスキルアップを図るため親支援プログラムなどの研修受講の促進	こども支援課
民間団体と共同した親支援プログラムの実施	こども支援課
テレビ、ラジオ、広報紙、SNSなどを活用した特別養子縁組制度の啓発	こども支援課
特別養子縁組等の検討については十分なアセスメントを行い、家庭復帰が困難な事例においては、特別養子縁組適格の申立等積極的に検討委託前の交流期間中や縁組成立後の支援を含めたニーズに対応できる体制整備	こども支援課
養親希望者が新生児を迎えるにあたり、新生児を養育する上で、必要な支援を提供するなど新生児里親等委託を推進	こども支援課
児童相談所における児童の記録の永年保存と里親や乳児院、児童養護施設等への記録の永年保存の推進	こども支援課
障害児や医療的ケアの必要性が高い児童等を対象とした養子縁組前後の支援体制の確立に向け、先進事例など調査研究を実施	こども支援課
民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受けたケースについては、児童の従前の住所地に関わらず、適切な支援が行われるよう必要に応じて他の都道府県と連携	こども支援課
児童相談所と民間あっせん機関がそれぞれに登録する養親希望者から候補家庭が見つけれない場合、相互に候補家庭を紹介するなどの仕組みを構築	こども支援課
児童相談所は家庭養育優先原則を進めるため、施設入所期間等を問わず、積極的里親等委託を推進	こども支援課
親権者に対する児童相談所の児童福祉司等による里親制度の丁寧な説明	こども支援課
児童養護施設等に入所する児童が里親制度を知り、里親と交流する機会を作るため、各施設が里親を施設ボランティアとして受け入れる取組の促進	こども支援課
未委託里親の必要な養育経験の蓄積、受託意欲の向上及び児童と里親の交流の機会を増やすことを目標に、施設入所児童家庭生活体験事業の積極的な活用などを促進	こども支援課
未委託里親の現状とニーズを里親支援センター等が定期的に把握し、里親等委託拡大に向けた対応策を実施	こども支援課
里親制度のテレビ、広報紙、SNS等による広報の実施	こども支援課
里親支援センターを中心に関係機関と相互に協力、連携を図り一貫性、継続性ある里親支援体制を構築するとともにそれらの体制を通じて里親にふさわしい人材を発掘し里親登録を推進	こども支援課
里親制度に関心を持った方により詳しい情報を提供し、個別の相談に応じるために、里親支援センターなどが中心となり、県内各地で里親相談会を実施	こども支援課
施設入所児童家庭生活体験事業で児童の受け入れを行っている週末里親などのボランティアに対して、里親制度について周知啓発を実施	こども支援課
県内各地での里親制度説明会、出前講座の実施等による周知啓発	こども支援課
里親希望者のニーズに応じた養成研修の実施	こども支援課
里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳児院、児童養護施設等での実習、里親サロンなど里親同士の交流会の実施	こども支援課
専門里親の養成研修の受講促進、受講費用の補助	こども支援課
養育里親経験者や児童福祉事業者等への制度周知	こども支援課
児童養護施設等において、児童の生活の質の向上を図るため、より家庭的な環境に近い少人数による支援の実施や個室化など、分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設の実施の促進	こども支援課
児童への支援の質の向上を図るため、措置費における加算も利用し手厚い職員配置となるよう、職員体制の強化を促進	こども支援課
専門的ケアが必要な児童に対応する専門職員の配置	こども支援課
児童養護施設等が家庭支援事業等を担えるよう市町村等との連携を促進	こども支援課
妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設等において、そのニーズに応じた利用をされるよう周知	こども支援課
児童の心身の状況等を踏まえ、地域での生活を可能な限り保障するため、外出や通学について可能となるよう、一時保護専用施設の設置を促進	こども支援課
里親家庭で生活をしている間や児童養護施設等入所中に自立を見据えた生活支援を行うとともに、里親等委託解除後や児童養護施設等退所後には、里親支援センターや児童養護施設等職員による相談支援を実施	こども支援課
社会的養護自立支援拠点事業所において自立を控えた児童等や退所児童等にアンケートやヒアリング調査などを実施し、それらの支援ニーズに対応できる体制を強化	こども支援課
退所児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を実施	こども支援課
児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付の実施	こども支援課
社会的養護自立支援拠点事業所をはじめ児童相談所、児童養護施設等、里親支援センターなどが連携し、自立を控えた全ての児童等に自立支援等に関する情報の提供	こども支援課
退所児童等に対し、退所前から社会生活に関する知識、技術の習得を支援するとともに、措置解除後も生活相談等の支援を実施	こども支援課
日常生活上の援助等を行う事業者に対し、適正な支援を実施するよう指導	こども支援課

取組の方向性	1 展開する施策	
(6) 特に配慮が必要な子ども、若者への支援	(ア) 自殺や自傷行為の防止	
	(イ) 不登校の子どもへの支援	a 不登校児童生徒支援員やスクールカウンセラーの配置等、不登校等総合対策事業の実施
		b ICT等を活用した不登校児童生徒への学習支援
		c 不登校のこどもの居場所の確保
	(ウ) ひきこもりの状態にある方、ニートへの支援	a ひきこもり地域支援センターと関係機関との連携を強化
		b 若者サポートステーションWith Youにおける若者の自立支援
	(エ) ヤングケアラーへの支援	
	(オ) 非行防止と自立支援	a 非行防止活動
		b 非行少年の立ち直り支援活動
	(カ) 在留外国人の子どもや若者の支援	
(キ) 若年妊産婦の支援		
(ク) 犯罪被害者等の支援		
(ケ) 性的少数者への支援		

**基本方針4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援**

取組の方向性	1 展開する施策	
(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり	(ア) こどもの居場所づくりの推進	a 子ども食堂の設置拡大
		b 放課後児童クラブの整備推進
		c 地域参加によるこども交流活動の支援
		d 子ども会、児童館や公民館等での活動支援
		e 支援を必要とする子どもや若者の居場所の確保
		f 放課後等の学習や体験、交流活動の充実
		g 不登校のこどもの居場所の確保
		h 学び直しの場の設置促進
	(イ) 学校、家庭、地域の連携と協働	a 地域とともにある学校づくり
		b 学校を核とした地域づくり
(ウ) 子どもまんなかのまちづくり	a 公共施設の遊び場や子育て関連施設の充実	
	b こどもの不慮の事故防止	
	c 公共機関等における駐車場適正利用	
(2) 子ども、若者や子育てに関わる人への支援	(ア) 親への支援	a 子育て家庭支援
		b 経済的支援
		c 家庭教育支援
		d こどもの育ちにに応じた親への支援
	(イ) 子どもや子育て支援の担い手の養成と確保	a 地域の子どもと関わる指導者の育成
		b 地域における多様な担い手の育成
	(ウ) 専門性の高い人材の養成や確保	a 分野横断的な支援人材
		b 教員の資質能力の向上
		c 医療、保健、思春期心理関係専門職の養成や確保
	(3) 子ども、若者や子育てにやさしい社会づくりのための意識改革	(ア) 社会全体で子ども、若者や子育てを応援する気運醸成
b 地域での子育て応援		
c 子どもや子育て中の人とそれ以外の人との交流の場の創出		

事業概要	担当課
自殺対策を支える人材の養成及び確保、自殺予防のための啓発や教育の充実、相談体制の充実	こころの健康推進課
薬物乱用防止教室の開催	薬務課
スクールカウンセラーの配置等、不登校等総合対策事業の実施	教育支援課
ICTを活用した不登校児童生徒への学習支援	教育支援課
教育支援センターやフリースクール等との連携	こども未来課、教育支援課
ひきこもり地域支援センターと関係機関との連携を強化	こころの健康推進課
若者サポートステーションWithYouでの相談支援、就労支援	こども支援課
学校や福祉機関が連携し、情報の収集と適切な機関へつなぐ支援を実施	こども未来課、教育支援課
少年サポーターによる非行防止教室、学校支援サポーターの学校派遣	少年課
警察と少年補導員や学生サポーターの協働による立ち直り支援活動	少年課
教員等へ外国人児童生徒等教育研修の実施	県立学校教育課、義務教育課
オンライン日本語指導講座の実施	義務教育課
市町村や産科医療機関と連携した支援	こども支援課、健康推進課
犯罪被害者等給付金の支給等、公費支援	広報県民課犯罪被害者支援室
犯罪被害者等に対する法律相談、生活資金の貸付の実施	県民生活課
性暴力救済センター(わかやまmine)による性暴力に関する相談支援	多様な生き方支援課
チラシ配布、研修実施等による啓発、ジェンダー平等推進センターによる相談支援	多様な生き方支援課

事業概要	担当課
こども食堂の新規開設や機能強化の費用補助	こども未来課
放課後児童クラブの整備補助、放課後児童クラブに通うこどもへの意見聴取、巡回支援を実施	こども未来課
総合型地域スポーツの質的な充実	スポーツ課
子ども会連絡会の活動推進	こども未来課
きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課
社会的養護自立支援拠点事業の実施、児童育成支援拠点事業の促進	こども支援課
放課後等における学習や体験、交流活動の機会を定期的、継続的に提供する居場所づくりや放課後等こども教室の開設を支援	生涯学習課
教育支援センターやフリースクール等との連携	こども未来課、教育支援課
県立夜間中学の設置及び公立夜間中学の設置促進	義務教育課夜間中学設置準備室
きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課
きのくにコミュニティスクールの推進	生涯学習課
都市公園の整備	都市政策課
こどもの事故予防教室の実施	健康推進課
障害者等用駐車場の設置促進	障害福祉課
地域子育て支援拠点において地域での子育て支援を促進	こども未来課
多子世帯向け保育料等の支援	こども未来課
乳幼児医療費助成	健康推進課
学校給食費無償化の推進	健康体育課
家庭教育支援チームの普及	生涯学習課
家庭教育サポートブックの活用	生涯学習課
こども家庭センターの活用	こども支援課、健康推進課
地域人材を養成する講座等の実施	生涯学習課
各制度の募集、周知	各事業担当課
各制度の募集、周知	各事業担当課
教員研修の実施	各事業担当課
医学生、看護学生に修学資金を貸与 産科医療確保研修資金、研究資金を貸与	医務課
こどもまんなか応援サポーター、こどもファストラックの普及推進	こども未来課
こどもまんなか応援団の取組支援	こども未来課
こども食堂の新規開設や機能強化の費用補助(再掲)	こども未来課

## 基本方針5 妊娠、出産、子育ての希望を実現

取組の方向性		展開する施策
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	(ア) 周産期医療体制の整備	a 持続可能な周産期医療体制の構築
		b 総合・地域周産期母子医療センターの安定運営支援
	(イ) 妊産婦や乳幼児への支援	a 市町村におけるこども家庭センターによる総合的な相談支援の推進
		b 妊産婦への経済的及び心理的負担の軽減
		c 妊婦健康診査の推進
		d 低出生体重児への支援
		e 妊婦の喫煙、飲酒の防止対策
		f 妊産婦のメンタルヘルス対策の推進
		g 新生児マススクリーニング及び新生児聴覚検査の推進
		h 市町村の乳児全戸家庭訪問を支援
		i 乳幼児健康診査の推進
	(ウ) 不妊治療や基礎疾患等のある人への支援	a 保健所において医師や保健師等(2か所)による不妊専門相談を実施
		b 不妊治療に係る経済的負担の軽減
c 基礎疾患等がある妊産婦等に対する相談支援体制を推進		
(エ) 小児医療の充実	a 小児医療体制の維持	
	b 小児のこころのケアの充実	
(2) 就労支援等による経済基盤の安定	(ア) 相談支援体制の整備	
	(イ) 就労支援、再就職支援	
	(ウ) 非正規雇用対策の推進	
	(エ) 結婚に伴う新生活への支援	
(3) 多様で柔軟な働き方の推進	(ア) 就労環境や職場の文化、雰囲気などの根本的な見直し	a 企業の意識改革
		b 長時間労働の抑制等、働き方改革に向けた気運醸成
	(イ) 共働きや子育ての推進	a 子育ての推進
		b 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進
	(ウ) 働きやすい職場環境の整備	a 仕事と子育てが両立できる職場環境の整備

事業概要	担当課
周産期医療の質の向上と安全性を確保するため設定した、5周産期医療圏の維持	医務課
総合・地域周産期母子医療センターの運営費支援	医務課
こども家庭センターの設置促進と機能強化	健康推進課、こども支援課
妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業	健康推進課
市町村における早期の妊娠届出の勧奨と妊婦健診の受診勧奨 マイナポータルを活用し、妊婦健診や予防接種の健康情報歴の情報連携	健康推進課
「リトルベビーハンドブック」の普及啓発及び相談支援	健康推進課
喫煙、飲酒に対する正しい知識の普及啓発	健康推進課
市町村における産後ケア事業の推進、妊産婦メンタルヘルスケアのネットワーク構築	健康推進課
新生児マススクリーニング及び新生児聴覚検査の普及啓発	健康推進課
乳児家庭全戸訪問の実施支援	こども支援課
市町村における乳幼児健診の未受診者への受診勧奨、乳幼児発達相談事業の実施	健康推進課
医師等による不妊専門相談	健康推進課
一般不妊治療費助成、不育症検査費助成、生殖補助医療先進医療費助成	健康推進課
基礎疾患のある妊産婦等への相談支援	健康推進課
こども救急相談ダイヤルの維持	医務課
県内で不足している児童精神科医を育成	こころの健康推進課
若者サポートステーションWithYouでのフンストップ対応	こども支援課
わかやま就職支援センターでの個別相談対応	労働政策課
県立高校の就職指導員による就職支援	県立学校教育課
県立産業技術専門学院における職業訓練	労働政策課
セミナー等による企業への啓発	労働政策課
SNS等による広報	こども未来課
こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課
こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課
こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課
P124基本方針2(1)に記載	
セミナー等による啓発	労働政策課
こどもまんなか応援団の取組を支援	こども未来課

# 数値目標

計画項目	指標	現状	目標数値 (R11年度)	担当課	
<b>1 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進</b>					
(1) こどもや若者の人権尊重	児童の権利に関する条約の認知度	小学3年生以下 27.2% 小学4年生以上 20.2%	100%	こども未来課	
<b>2 こどもや若者の健やかな発達と育成を切れ目なく支援</b>					
(1) こどもや若者の育成環境の整備	年度途中における保育所等の待機児童数	148人(令和6年10月1日時点)	解消	こども未来課	
	こども家庭センター設置市町村数	15市町村(令和6年10月時点)	30市町村	こども支援課 健康推進課	
	子育て援助活動支援実施市町村数(圏域数)	18市町村(8圏域)(令和6年1月1日時点)	全圏域の広域利用促進	こども未来課	
	乳児家庭全戸訪問実施市町村数	30市町村	全市町村継続	こども支援課	
	一時預かり実施市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
	病児保育の実施市町村数(広域利用含む)	21市町村	30市町村	こども未来課	
	延長保育実施市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
	保育士支援コーディネータによる相談支援件数	455件(令和5年度)	500件/年	こども未来課	
	保育士修学資金の貸付件数	48件(令和5年度)	80件/年	こども未来課	
	地域子育て支援拠点設置市町村数	※調査中	※調査中	こども未来課	
(2) 豊かな心と健やかな体の育成	全国学力・学習状況調査の平均正答率の全国値との差	小学校国語 ±0pt 小学校算数 +1pt 中学校国語 -3pt 中学校数学 -3pt	小学校 +1pt 中学校 ±0pt	義務教育課	
	「わかやまこどもエコチャレンジ」の参加者数	3,573人	4,000人	脱炭素社会推進課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業が楽しい・やや楽しいと回答した割合(小学校5年生)	男 95.6% 女 91.7%	男 96%以上 女 92%以上	健康体育課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、保健体育の授業が楽しい・やや楽しいと回答した割合(中学校2年生)	男 92.2% 女 85.0%	男 95%以上 女 90%以上	健康体育課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(小学校5年生)の本県平均値と全国平均値との差	男 +0.05点 女 +0.54点	男 +0.8点以上 女 +1.3点以上	健康体育課	
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点(中学校2年生)の本県平均値と全国平均値との差	男 +0.69点 女 +0.89点	男女とも +1.0点以上	健康体育課	
	児童・生徒における肥満傾向(中等度、高度)児の割合	(令和5年度)小学5年生 男子 6.21%	減少	健康体育課	
	児童・生徒における肥満傾向(中等度、高度)児の割合	(令和5年度)小学5年生 女子 7.07%	減少	健康体育課	
	地域安全マップ作製学校数	延べ54校(平成25年から令和6年10月末時点)	延べ83校	県民生活課	
	薬物乱用防止教室開催率	中学校 82.3% 高等学校 78.0%(令和4年度)	中学校 100% 高等学校 100%	業務課	
(3) こどもや若者の安全、安心を確保	いじめ解消率	80.2%	100%	教育支援課	
	スクールカウンセラーの配置率	小学校(分庁含む) 100% 中学校(分庁含む) 100% 高等学校及び特別支援学校 100% (配置に係る対象校を含む)	100%	教育支援課	
	学校と地域が連携した避難(防災)訓練の実施率	令和7年2月調査予定	100%	教育支援課	
	公立小、中、高等学校の不登校児童のうち、専門職員や外部機関が関わることできた件数の割合	小学校 61.3% 中学校 51.5% 高等学校 47.8%(R3)	小、中、高等学校とも100%	教育支援課	
	ゲートキーパーの養成	3,785人(平成22~令和5年度の累計)	4,500人 (平成22~令和9年度の累計)	こころの健康推進課	
	青少年の携帯電話フィルタリング利用率	令和6年1月公表予定	100%	こども支援課	
	<b>3 全てのこども、若者やその家庭を対象とした良好な育成環境の確保</b>				
	(3) 障害等のあるこどもや若者への支援	「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	7圏域(R5)	8圏域	障害福祉課
重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置		7圏域(R5)	8圏域	障害福祉課	
医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置		県+4圏域(R5)	県+8圏域	障害福祉課	
特別な支援を必要とする子供への個別的教育支援計画(つなぎ愛シート)の作成率		幼稚園 89.9%	幼稚園、小・中・高等学校とも 100%	特別支援教育課	
特別な支援を必要とする子供への個別的教育支援計画(つなぎ愛シート)の作成率		小学校 95.0%	幼稚園、小・中・高等学校とも 100%	特別支援教育課	
特別な支援を必要とする子供への個別的教育支援計画(つなぎ愛シート)の作成率		中学校 93.3%	幼稚園、小・中・高等学校とも 100%	特別支援教育課	
特別な支援を必要とする子供への個別的教育支援計画(つなぎ愛シート)の作成率		高等学校 82.1%	幼稚園、小・中・高等学校とも 100%	特別支援教育課	
障害者スポーツ大会参加者数		651人	1,000人	スポーツ課	
障害者スポーツ参加者数(年間)		令和6年度未公表予定	4,000人	スポーツ課	
福祉施設における月額平均工賃額		17,935円(R4) 令和6年度未公表予定(令和5年度)	25,000円	障害福祉課	
障害者の法定雇用率達成企業の割合	64.3%	100%	労働政策課		
特別支援学校高等部卒業生の企業への就労率	18%	26%	特別支援教育課		
(4) 児童虐待防止対策の強化	別添A			こども支援課	
(5) 社会的養育の推進	別添B			こども支援課	

計画項目	指標	現状	目標数値 (R11年度)	担当課
<b>4 社会全体で子ども、若者や子育てを支援</b>				
(1) 地域全体で子どもを育む環境づくり	子ども食堂の設置校区充足率	30.9%	60%	子ども未来課
	放課後児童クラブを活用できる小学校区	92.5%(令和5年5月時点)	1.00	子ども未来課
	博物館施設入館者数(小中高生)	39,691人(令和5年度)	53,000人	教育政策課 教育委員会総務課 文化遺産課
	子どもまんなか応援団の加入団体数	172団体	300団体	子ども未来課
<b>5 妊娠、出産、子育ての希望を実現</b>				
(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援	持続可能な周産期医療圏数の設定・維持	5医療圏	5医療圏	医務課
	妊産婦アクセス支援事業に取り組む市町村数	28市町村	30市町村	医務課
	(妊婦健康診査)公費助成を14回実施する市町村数	30市町村	全市町村継続	健康推進課
	一般不妊治療費助成の継続(市町村数)	30市町村	全市町村継続	健康推進課
	産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数	21市町村	30市町村	健康推進課
	産後1か月時点での産後うつ等のハイリスク者の割合	10.3%(令和5年度)	減少	健康推進課
	産後ケア事業利用率	ショートステイ 2.3% デイサービス 11.0% アウトリーチ 2.4%(令和5年度)	増加	健康推進課
	全出生数中の低体重児の割合	9.0%(令和5年)	減少	健康推進課
	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.5%(令和5年度)	0%	健康推進課
	3～5か月児健康診査の未受診率	1.3%(令和4年度)	0%	健康推進課
	1歳6か月児健康診査の未受診率	1.8%(令和4年度)	0%	健康推進課
	3歳児健康診査の未受診率	2.8%(令和4年度)	0%	健康推進課
	乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握する方法や時期を決めている市町村数	30市町村	全市町村継続	健康推進課
	乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合	90.0%(令和5年度)	100%	健康推進課
	むし歯のない3歳児の割合	88.3%(令和4年度)	90%	健康推進課
	(2) 就労支援等による経済基盤の安定	若者サポートステーションWithYouにおけるアウトリーチ支援	608件(令和5年度)	700件(令和11年度)
わかやま就職マッチングサイト登録企業数(累計)		571社	850社	労働政策課
高校生の県内就職率		74.4%	90%	県立学校教育課
(3) 多様で柔軟な働き方の推進	男性の育児休業取得率	36.9%	85%	労働政策課
	就業意思のある女性(15～64歳)の有業率	88%(令和4年度)	100%(令和9年度)	労働政策課
	子どもまんなか応援団の加入団体数	172団体	300団体	子ども未来課

## 別添A 3 (4) 児童虐待防止対策の強化

(ウ) 市町村の児童家庭支援体制の構築	評価指標	R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	子ども家庭センター設置数	15市町村	15市町村	全市町村	全市町村
子育て短期支援事業に里親等を活用している市町村数	7市町村	10市町村	20市町村	全市町村	
児童家庭支援センターの設置数	2か所	2か所	3か所	4か所	
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0か所	0か所	1か所	2か所	
子ども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施件数	実施(年1回)	実施(年2回程度)	実施(年2回程度)	実施(年2回程度)	
サポートプランの策定状況	13市町村	15市町村	全市町村	全市町村	
(エ) 支援を必要とする妊産婦等の支援	評価指標	R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	妊産婦等生活援助事業実施数	0か所	0か所	0か所	1か所
	助産施設の設置数(休止中)	7か所(3)	7か所(3)	7か所(3)	7か所(1)
	特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施	実施	実施	実施	実施
(オ) 児童相談所、一時保護施設の体制強化	評価指標	R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	児童福祉司数	47人	51人	国の配置基準	国の配置基準
	児童心理司数	26人	28人	国の配置基準	国の配置基準
	弁護士	1人	1人	2人	2人
	医師(非常勤)	3人	3人	4人	4人
	保健師	2人	2人	2人	2人
	児童家庭支援センター設置数(再掲)	2か所	2か所	3か所	4か所
	子ども家庭ソーシャルワーカー資格取得にかかる研修受講者数	0人	2人	2人	2人
	一時保護所における平均在所日数	25.2日(R5年度)	前年度より短縮	前年度より短縮	前年度より短縮
	一時保護所入所児童の意見聴取の取組(意見箱、退所時アンケート等)	実施	実施	実施	実施
	一時保護所での権利擁護に係る研修等の実施	実施	実施	実施	実施
	第三者評価の実施	実施	実施	実施	実施
	一時保護専用施設設置数(再掲)	0か所	0か所	2か所	3か所

## 別添B 3 (5) 社会的養育の推進

(ア) 当事者である児童の権利擁護	評価指標		R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	里親等や児童養護施設等職員に対する児童の権利擁護、被措置児童等虐待防止に関する研修受講率		-	69%	100%	100%
里親家庭や児童養護施設等で育つ児童等に対する定期的なアンケートや個別面談等の実施率		【施設等】93% 【里親等】未実施	【施設等】93% 【里親等】未実施	100%	100%	
「こどもの権利ノート」についての説明に対する児童の理解度		61.6%	70.0%	100%	100%	
意見表明等支援事業の利用割合		39.4%	39.4%	65%	100%	
意見表明等支援事業の認知度		64.9%	64.9%	90%	100%	
意見表明等支援事業の満足度		49.5%	49.5%	60%	80%以上	
こどもの権利擁護に関する専門部会等の設置状況、意見の申立件数		設置済 12件	設置済	設置済	設置済	

(イ) 代替養育を必要とする児童のパーマナンス保障	評価指標		R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	親支援等に関する児相職員への研修実施回数		-	年1回	年2回	年3回
	児童心理司を中心とした親子支援プログラム等に関するライセンス等新規取得する職員数		-	児童心理司 3人	児童心理司 3人(累計9人)	児童心理司 3人(累計15人)
	児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数		2件	6件	6件	6件
	民間あっせん機関を通じた縁組の成立件数 (民間あっせん機関が養親希望者に委託する際、児相が引き続き関わった件数)		-	1件	1件	1件

(ウ) 里親、ファミリーホームへの委託の推進	評価指標		R5年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	登録里親数(国目標値)		200世帯	220世帯	268世帯	350世帯
	【A】里親等委託率(国目標値)	全体	23.7%	28.3%	43.2%	56.9%
		3歳未満	25.0%	23.3%	50.7%	75.0%
		3歳以上就学前	28.6%	37.6%	57.4%	75.0%
		学童期以降	22.5%	26.1%	38.8%	50.0%
	里親認定に係る県福祉審議会の開催件数		4回	4回	4回	6回
里親支援センターの実施設数(再掲)		0か所	1か所	1か所	2か所	
ファミリーホームの設置数		8施設	8施設	8施設	9施設	

(エ) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換	評価指標		R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	小規模グループケア実施数		全施設	全施設	全施設	全施設
	乳児院・児童養護施設定員に占める小規模グループケアの割合		77.2%	84.5%	100%	100%
	一時保護専用施設設置数		0か所	0か所	2か所	3か所
	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数		0か所	1か所	2か所	2か所
	妊産婦等生活援助事業の実施設数(再掲)		0か所	0か所	0か所	1か所
	里親支援センターの実施設数(再掲)		1か所	1か所	2か所	2か所
	児童家庭支援センターの設置数(再掲)		2か所	2か所	3か所	4か所

(オ) 社会的養護自立支援の推進	評価指標		R6年度(現状)	R7年度(1年目)	R9年度(3年目)	R11年度(5年目)
	退所児童等の生活状況及び支援に関する調査		実施	実施	実施	実施
	児童自立生活援助事業(I型)の実施箇所数		10か所	11か所	11か所	12か所
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		1か所	1か所	1か所	2か所	

# 指標

## ● こどもの貧困の解消に向けた対策に関する現状

項目	和歌山県	全国	備考
1 こどもの貧困率	10.7%	11.5%	県:和歌山県子供の生活実態調査(R5) 全国:国民生活基礎調査(R3) ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
2 食料又は衣服が買えない経験(こどもがある全世帯)	5.9%	食料11.3% 衣服16.3%	県:和歌山県子供の生活実態調査(R5) 全国:子供の生活状況調査分析報告書(R3)
3 電気、ガス、水道料金の未払い経験(こどもがある全世帯)	7.5%	電気3.8% ガス3.5% 水道3.7%	県:和歌山県子供の生活実態調査(R5) 全国:子供の生活状況調査分析報告書(R3)
4 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	98.2%	92.2%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
5 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	6.4%	3.7%	(R5.4.1現在(高等学校等中退率はR4.4月時点の在籍者総数で R4年度中に中退した者の数を除いた割合))
6 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	37.0%	42.9%	
7 児童養護施設のこどもの進学率(中学校卒業後)	100.00%	97.1% ※R5年度数値	社会的養護の現況に関する調査(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課) ※R4年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうちR5.5.1現在の状況 国:R6年度発表時期未定
8 児童養護施設のこどもの進学率(高等学校等卒業後)	23.52%	38.9% ※R5年度数値	
9 全世帯のこどもの高等学校中退率	1.2%	1.5%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R5)
10 全世帯のこどもの高等学校中退者数	294人	46,238人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R5)
11 就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度進級時に 学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)	77.4%	83.2%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ(R5年度)※R7.1月更新予定
12 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	83.3%	85.8%	文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ(R5年度)※R7.1月更新予定
13 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	93.5%	86.6%	
14 高等教育の修学支援新制度の利用者数(大学)	計947人	計93,444人	R6年度給付型奨学金の大学等予約採用候補者数 (独)日本学生支援機構調べ ※学校種別ごとの公表は行われない。 ※学校所在地で区分するため、和歌山県のこどもの実態と必ずしも一致しない。
15 高等教育の修学支援新制度の利用者数(短期大学)			
16 高等教育の修学支援新制度の利用者数(高等専門学校)			
17 高等教育の修学支援新制度の利用者数(専門学校)			
18 こども食堂の運営件数★	105箇所	10,866箇所	県:こども未来課調べ(R7.2月現在) 全国:NPO法人むすびえ調べ(R6.12月速報値)
19 放課後等の体験活動・学習支援実施箇所数★	205箇所	-	県:教育委員会調べ(R6年度)

## ● 困難を抱えるひとり親家庭への支援に関する現状

項目	和歌山県	全国	備考
20 高等職業訓練促進給付金利用者数★	70人	-	県:多様な生き方支援課調べ(R5年度実績値)
21 ひとり親家庭の貧困率	38.8%	44.5%	県:和歌山県子供の生活実態調査(R5) 全国:国民生活基礎調査(R3) ※調査対象や調査方法が異なるため、単純比較はできません。
22 ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子家庭)	54.5%	46.7%	県:和歌山県ひとり親家庭等実態調査(R5年度) 全国:全国ひとり親世帯等調査(R3年度) ※養育費を「過去に受けたことがある」又は「受けたことがない」と回答した割合
23 ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子家庭)	15.0%	28.3%	
24 ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合 (母子家庭)	67.9%	71.1%	
25 ひとり親家庭で養育費を受け取っていないこどもの割合 (父子家庭)	90.0%	90.6%	
26 ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	90.3%	86.3%	県:和歌山県ひとり親家庭等実態調査(R5年度)
27 ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	89.1%	88.1%	全国:全国ひとり親世帯等調査(R3)
28 ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(母子世帯)	46.1%	50.7%	県:和歌山県ひとり親家庭等実態調査(R5年度)
29 ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(父子世帯)	70.5%	71.4%	全国:国勢調査(R2)
母子家庭等就業・自立支援センターでの ひとり親家庭に対する就職斡旋件数★	1件	-	県:多様な生き方支援課調べ(R5年度実績値)

※表中★は県で独自に設定した指標

## 委員一覧 (令和7年3月時点)

### ● 和歌山県子ども施策審議会

(敬称略)

審議会役職	氏名	役職名
会長	森下 順子	和歌山信愛大学教授
副会長	中川 利彦	弁護士
委員	井手 敏泰	和歌山商工会議所青年部会長
委員	上野 和久	高野山大学特任教授
委員	木村 直美	和歌山労働局雇用環境・均等室長
委員	桑木 義典	和歌山市校長会会長
委員	田中 那美	こども公募委員
委員	辻岡 龍閣	和歌山県子ども会連絡協議会事務局長
委員	中西 重裕	和歌山県青少年団体連絡協議会会長
委員	花田 真由子	こどもの保護者公募委員
専門委員	松下 明	和歌山県民生委員・児童委員協議会会長
専門委員	徳田 光和	日本赤十字社和歌山医療センター小児科部長

### ● 和歌山県子ども施策審議会子育て支援部会

(敬称略)

部会役職	氏名	役職名
部会長	森下 順子	和歌山信愛大学教授
副部会長	松本 千賀子	NPO法人Com子育て環境デザインルーム理事長
委員	亀位 真由子	和歌山県市町村保健師協議会理事
委員	城谷 千鶴	和歌山県学童保育連絡協議会会長
委員	田中 恵紳	和歌山県私立幼稚園協会副理事長
委員	田中 那美	こども公募委員
委員	徳原 大介	和歌山県立医科大学小児科学講座教授
委員	花田 真由子	こどもの保護者公募委員
委員	森田 昌伸	和歌山県保育連合会会長
委員	山本 理加	美浜町立ひまわりこども園園長
専門委員	瀨地 正由	連合和歌山事務局長
専門委員	林 龍太郎	和歌山県児童福祉施設連絡協議会会長

### ● 和歌山県青少年問題協議会

(敬称略)

部会役職	氏名	役職名
会長	中西 重裕	和歌山県青年団体連絡協議会会長
副会長	田原 サヨ子	学校法人田原学園理事長
委員	沖本 易子	弁護士
委員	生駒 雅昭	海遊会会長
委員	佐々木 哲	合同会社シーニュ
委員	島 美香	和歌山県PTA連合会副会長
委員	爲岡 容子	若者サポートステーションわかやま総括コーディネーター
委員	豊田 充崇	和歌山大学教職大学院教授
委員	小山 秀之	和歌山県臨床心理士会理事
委員	古井 克憲	和歌山大学教育学部教授
委員	椿原 圭子	和歌山市BBS会支援活動担当
委員	山本 賢	和歌山県青少年(補導・相談)センター連絡協議会会長
委員	大塚 あすか	和歌山労働局職業安定部長
委員	豊島 浩文	和歌山保護観察所長
委員	中村 千世	和歌山家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
委員	宮崎 泉	和歌山県教育委員会教育長
委員	岡田 謙吾	和歌山県警察本部生活安全部長

## ● 和歌山県こどもの貧困の解消に向けた対策に関する有識者会議

(敬称略)

氏名	役職名
越野 章史	和歌山大学教育学部准教授
酒井 真季子	和歌山市保育協議会副会長
辻岡 龍閣	和歌山県子ども会連絡協議会事務局長
戸川 定昭	和歌山県中学校長会会長
林 龍太郎	和歌山県児童福祉施設連絡協議会会長
松下 重喜	和歌山県高等学校長会定時制通信制部会理事
松本 美香	特定非営利活動法人wacわかやま理事長
森脇 稔	和歌山労働局職業安定課課長

## ● 和歌山県子どもを虐待から守る審議会

(敬称略)

部会役職	氏名	役職名
会長	中川 利彦	弁護士
副会長	富松 伸六	和歌山県里親会会長
委員	家本 めぐみ	一般社団法人toddleわかやま代表理事
委員	井下 まき子	和歌山人権擁護委員協議会常務委員
委員	亀位 真由子	和歌山県市町村保健師協議会理事
委員	川崎 ゆき	和歌山市立湊小学校校長
委員	高倉 理行	和歌山県民生委員・児童委員協議会理事
委員	武嶋 直登	和歌山市子ども家庭センター班長
委員	土井 淳宏	和歌山県民間保育園連盟会長
委員	土橋 由美	和歌山県母と子の健康づくり運動協議会幹事
委員	濱田 寛子	和歌山県医師会理事
委員	船井 紀一	和歌山県児童養護施設協議会会長
委員	柳川 敏彦	和歌山県立医科大学名誉教授
特別委員	小浦 由加里	和歌山乳児院院長
特別委員	坂口 真紀	富田林市議会議員

# 和歌山県子ども計画に係る意見聴取の状況

## アンケート調査

### **1：ひとり親家庭等実態調査**

- (1) 調査対象：児童扶養手当受給資格者（和歌山市除く）、寡婦2,730人
- (2) 調査期間：令和5年8月～9月29日
- (3) 回収数：1,043人
- (4) 回収率：38.2%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031400/d00216757.html>

### **2：結婚・子育て意識調査(結婚)**

- (1) 調査対象：20歳から39歳の県内在住者3,000人
- (2) 調査期間：和5年10月2日～10月31日
- (3) 回収数：966人
- (4) 回収率：32.2%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00216809.html>

### **3：結婚・子育て意識調査(子育て)**

- (1) 調査対象：県内在住の保育所等に通所する年少児の保護者6,000人  
県内在住の小学3年生の保護者7,000人
- (2) 調査期間：令和5年10月13日～11月6日
- (3) 回収数：5,454人
- (4) 回収率：42%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00216809.html>

### **4：子供の生活実態調査(こども、保護者)**

- (1) 調査対象：県内小学5年生7,489人、中学2年生7,830人及びその保護者
- (2) 調査期間：令和5年11月8日～11月24日
- (3) 回収数：小学生4,824人、中学生4,453人
- (4) 回収率：小学生64.4%、中学生56.9%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoseikatsu.html>

### **5：子供の生活実態調査(支援機関職員)**

- (1) 調査対象：教員、主任児童委員、スクールカウンセラー、保育所職員、児童館、隣保館職員等2,822人
- (2) 調査期間：令和5年11月8日～11月29日
- (3) 回収数：1,763人
- (4) 回収率：62.5%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/kodomoseikatsu.html>

### **6：児童養護施設等アンケート調査**

- (1) 調査対象：小学5年生以上の措置入所児童、一時保護(委託)児童及び社会的養護経験者
- (2) 調査期間：令和6年8月～9月30日
- (3) 回収数：227人
- (4) 回収率：66.9%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/110400/d00219720.html>

### **7：妊娠期から産後、子育てに必要な支援に関するアンケート**

- (1) 調査対象：妊婦(令和6年4月以降に妊娠届の提出者)1,217人、産婦(令和6年4月以降の4か月児及び10か月児健康診査の対象者)1,691人、就学前の家庭(令和6年4月以降の1歳6か月児及び3歳児健康診査の対象者)2,408人
- (2) 調査期間：令和6年9月11日～10月31日
- (3) 回収数：妊婦600人、産婦849人、就学前の家庭1,064人
- (4) 回収率：妊婦49.3%、産婦50.2%、就学前の家庭44.2%

## モニター調査

- (1) 公募モニター登録者：小学3年生以下(小1～小3) 177人、小学4年生以上(小4～20代) 582人
- (2) 調査期間：1回目 令和6年7月25日～8月30日  
2回目 令和6年9月6日～9月30日
- (3) 回収数：1回目 小学3年生以下118人 小学4年生以上293人  
2回目 小学3年生以下122人 小学4年生以上246人
- (4) 回収率：1回目 小学3年生以下66.6% 小学4年生以上50.3%  
2回目 小学3年生以下68.9% 小学4年生以上42.2%
- (5) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00219054.html>

## ヒアリング調査

- (1) ヒアリング先(31か所、490人)
  - ア 保育所：園児57人、保育士6人
  - イ 学校：小学生214人、中学生33人、高校生17人、大学生47人
  - ウ 放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、放課後デイサービス：小学生37人、中学生24人、高校生2人、職員3人、保護者1人
  - エ 子育て広場、地域子育て支援拠点施設：利用者25人、職員3人
  - オ 夜間巡回：高校生～20代前半18人
  - カ その他団体：ひきこもり支援1人、発達障害者支援1人、青少年育成1人
- (2) 調査結果等：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00219054.html>

**和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課**

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
TEL.073-441-2492 FAX.073-441-2491

発行／令和7(2025)年3月  
改定／令和8(2026)年3月